

衆議院  
第百七十七回国会

東日本大震災復興特別委員会議録 第十一号

平成二十三年七月十二日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 黄川田 徹君

理事 柿沼 正明君

理事 橋本 清仁君

理事 三日月大造君

理事 額賀福志郎君

理事 石田 三示君

理事 石原洋三郎君

理事 大西 孝典君

理事 岡田 康裕君

理事 金森 正君

理事 川口 浩君

理事 川越 孝洋君

理事 菊池長石門君

理事 郡 和子君

理事 近藤 洋介君

理事 階 猛君

理事 田中美絵子君

理事 高井 美穂君

理事 玉木 朝子君

理事 道休誠一郎君

理事 中野渡詔子君

理事 長尾 敬君

理事 畑 浩治君

理事 花咲 宏基君

理事 松岡 広隆君

理事 村越 祐民君

理事 森本 和義君

理事 山口 和之君

理事 若井 康彦君

理事 あべ 俊子君

理事 井上 信治君

理事 小野寺五典君

後藤 斎君

藤村 修君

谷 公一君

石田 祝稔君

石津 政雄君

磯谷香代子君

太田 和美君

梶原 康弘君

金子 健一君

川口 博君

川村秀三郎君

柳瀬 万里君

近藤 和也君

斉藤 進君

杉本かずみ君

平 智之君

高邑 勉君

玉城デニー君

富岡 芳忠君

中屋 大介君

野木 実君

初鹿 明博君

樋口 俊一君

村上 史好君

本村賢太郎君

矢崎 公二君

和嶋 未希君

鷲尾英一郎君

秋葉 賢也君

小里 泰弘君

加藤 勝信君

梶山 弘志君

西村 康稔君

吉泉 秀男君

柿澤 未途君

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

環境大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国務大臣

国務大臣

防衛大臣

東日本大震災復興対策担

防災担当

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

高市 早苗君

吉野 正芳君

高橋千鶴子君

浅尾慶一郎君

園田 博之君

菅 直人君

片山 善博君

江田 五月君

高木 義明君

細川 律夫君

海江田万里君

大畠 章宏君

枝野 幸男君

細野 豪志君

平野 達男君

梶田信一郎君

森本 学君

安達 健祐君

班目 春樹君

西澤 俊夫君

関根 正博君

委員の異動

七月十二日

石津 政雄君

石山 敬貴君

郡 和子君

近藤 洋介君

斎藤やすのり君

階 猛君

高井 美穂君

中野渡詔子君

畑 浩治君

村越 祐民君

谷田川 元君

若井 康彦君

鷲尾英一郎君

加藤 勝信君

長島 忠美君

柿澤 未途君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

中屋 大介君

川越 孝洋君

玉木 朝子君

松岡 広隆君

矢崎 公二君

平 智之君

磯谷香代子君

近藤 和也君

玉城デニー君

花咲 宏基君

山口 和之君

石田 三示君

田中美絵子君

西村 康稔君

高市 早苗君

浅尾慶一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

西村 康稔君

浅尾慶一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

岡田 康裕君

森本 和義君

和嶋 未希君

郡 和子君

川村秀三郎君

村上 史好君

鷲尾英一郎君

加藤 勝信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

○黄川田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として原子力安全委員会委員長班目春樹君及び東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として内閣法制局長官梶田信一郎君、金融庁総務企画局長森本孝君及び経済産業省経済産業政策局長安達健祐君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○黄川田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○黄川田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤斎君。

○後藤(斎)委員 民主党の後藤斎でございます。総理、経産大臣、きょう一日、長くなりますが、どうぞよろしくお願いします。

昨日で東日本大震災発災からちょうど四カ月を迎えました。この間、スピード感がなく、そして不十分だ、いろいろな御指摘もございします。ただ、私は、被災地の自治体そして関係者の皆さんはもちろんでありますけれども、政府の職員、そして総理も含めて一生懸命やっているということは御評価いたします。ただ、総理、それが非常に見えにくいというのが非常に問題だということふうにも思っています。

私たちも、三月十一日の三時以降、まずテレビで、国対や政調でもという現状かということを確認し、翌日からいろいろな法律の問題点として課題を整理して、党としてもいろいろな角度からまとめてまいりました。きょう主題になっていきます賠償スキームの機構法案についても、いろいろな議論がありました。党内でも五月十三日には集約をし、そして政府にも提言をし、それをベースにして、政府の方でも一カ月後の六月十四日、

一カ月かかりましたけれども、この閣議決定がなされてございます。

総理、この間のいろいろな政治のあり方も含めて、国民の皆さん方が、政府は何をやっているんだらうというふうな思いもございします。ぜひ、いろいろな施策に対応しているものの、それが非常にわかりにくいというふうなことも含めて、総理からきちつと、四カ月たった今、もう一度原点に戻りながら、被災者のため、被災地のため、そして復興に向けて取り組む決意とこの四カ月の評価について、簡潔で結構ですからお答えをいただきたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 昨日で発災からちょうど四カ月ということで、本当に多くの皆さんがお亡くなりになり、改めて御冥福と、関係者にお見舞いを申し上げたいと思ひます。

今、後藤議員の方から、この四カ月間の政府の活動について、それぞれ頑張っていることはわかるけれども、国民的に見て、あるいは被災者の目から見て、いろいろなスピード感などが足りないのではないかと、そういう御指摘をいただきました。

ある意味、おっしゃるとおり、それぞれの立場、国家公務員はもとより、それぞれの自治体、それぞれの関係、それぞれの政務三役、さらには与党、野党を超えて国会議員の皆さんにも、大変現地に足を運んでいただき、いろいろな議論の中で提案をいただいております。そういう点で、そういう多くの皆さんが全力を挙げてこの問題に取り組んできているということについては、ぜひ国民の皆さんにも御理解をいただきたいと思ひます。

その中で、復旧復興、さらには原発事故対応について、もちろん百点は申し上げませんけれども、それなりに前進し、あるいは着実に前進をして、多くの点では予定されたことが実現しつつあります。細かな点は場合によつては復興担当大臣にお任せをしたいと思いますけれども、例えば仮設住宅についても、現在、必要戸数の九八%、四

万九千三百九十七戸の着工が予定されております。また、瓦れき処理についても、八月末までをめどに住民の生活している場所の近くからは移動する、そういう方向で作業が進んでおります。さらに、復興基本法が成立し、復興対策本部だけではなくて被災三県の現地対策本部も発足をし、これにより、縦割りを排して現地で復旧復興を強力に推進していく、このことがいよいよ本格化していくことになっていきます。

また、原発事故についても、ステップ1が七月の中旬に予定の時間が来るわけでありすけれども、例えば循環型の注水冷却システム、何度かのいろいろな故障などもありますけれども、大きく言えばその構築が進んでおり、放射線量が着実に減少をいたしております。そういう意味では、ステップ1については、ほぼ予定どりの日程でステップ1で目標としたところまでは達成できる見通しでありまして、ステップ2に向けて、さらによりスピード感を増して対応してまいりたいと思ひます。

なお、二次補正についても、今週中には国会に提出をさせていただき、原発事故の補償金の支払い、子供の安全を守るための校庭などの除染、線量計の対応、二重債務の問題の対応、被災者生活支援金の特例創設、こういったものを二次補正に盛り込んでおりますので、国会に提出をし、速やかに成立をさせていただいて、より迅速な対応を図ってまいりたい、このように思っております。

以上、かいつまんで申し上げましたが、そうした形で物事が、不十分な点があることは承知をしておりますが、それぞれの皆さんの努力で前進をしている、このことは申し上げておきたいと思ひます。

○後藤(斎)委員 ありがとうございます。

総理、今、外の方からも声が聞こえたんですが、やはり現場の部分で、どういう実態になっているのか。これは、国と自治体との連携というのは今まで以上に強くないかなければいけないし、そういう意味で、平野大臣が今その職責に

当たっているというふうに私は承知をしています。

あわせて、この四カ月間、当初から、放射能の単位をあらわす用語についても、ミリシーベルト、シーベルト、そしてそれが千分の一かどうかという一つの基準、そして次にベクレルという用語ができ、そして冷温停止とかメルトダウンとか、いろいろな用語が、いろいろな専門家という方から、有識者という方から、テレビや新聞を通じていろいろな説がばらばらに出てきたというふうに、実は私は個人的には思っています。

私自身もこの四カ月間、その前にも前職の文科省の政務官の時代に放射線、放射能、原子力の問題については仕事をさせてもらって、少しはわかってはいるつもりでありましたけれども、そうはいっても、今総理がおっしゃったような、政府はやっている、自治体もやっている、一生懸命やっているというところはわかるんですが、やはりそれがメディアを通じて、また私たちの口を通じて十二分にわかりやすく伝えられていないということの問題だと私は思っています。

実は、七月の五日に、民主党の中に、科学技術・イノベーション推進調査会というもので提言書をまとめて政府の方に出させていただきました。その中で、実は、福島原発事故を踏まえて、科学とは何か、科学技術者とは何かという視点で、これからは、科学技術行政というものは当然成長の大きな源泉である一方で、中立性、科学の視点から見て、この問題はこの水準で大丈夫だということ、いまだもってきちつと国民にずっと落ちないというのは、統一感というものがなからだということに私は思っています。

これから、四カ月を過ぎたきょうから、さらに国民の皆さん方に、用語のわかりやすさや、また、その工程表というものが、前に向いて進んでいるというふうには私は思いますが、その辺を工夫して対応していかなければいけないと思ひますが、国民の皆さん方に、現状の放射能のレベル、そしてこれからのあり方も含めて、わかりやすさ

ということも含めた対応をぜひ政府の方に求めたいと思いますが、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○細野国務大臣 後藤委員御指摘のとおり、原子力の世界では非常に専門用語が多用されておりましたが、しかも、原子力の専門家というのはその中の世界でコミュニケーションをとってきたという歴史もずっとあるものですから、それが十分に国民の皆さんに伝わっていない部分が多々あったろうというふうに思います。

私自身の反省も含めて申し上げると、やはり、この原子力の世界で事故を解決するというものに入ってしまうと、ついつい、また我々自身も、その専門用語を当然身につけるといふことにもなるわけですので、それが国民の皆さんにどう受けとめられるのかという点についての、十分なその辺の配慮ができていなかった部分があるというふうに反省をしているところでございます。

最近私が感じているのは、政府からの情報発信、情報提供という言葉ではなくて、コミュニケーションという言葉を使った方がいいのではないかと。つまり、相手にきちっと伝わっているかどうか、さらには国民の皆さんがどういふことを知ることがおられるかということをしつかり把握した上でないと、政府からの情報というのは意味がないわけでありまして、そういう面から徹底的な見直しが必要である、そのように考えております。

工程表について一言だけ申し上げますと、来週の十九日に第二ステップへ向けての工程表を改めて発表したいと思っております。その中で、先ほど後藤委員がおっしゃった冷温停止というものについても再定義をしなければならないというふうに考えております。

通常の原子炉であれば、冷温停止というのは、百度を下回っていれば、それで炉が休眠状態になっているということで済むわけでございますが、今の東京電力福島第一原子力発電所の状況というのは、そういう状況ではありません。

したがって、ああいう大きなダメージを受けた原子炉において、冷温停止というのはどういったものであるべきなのか、放射能が外部に基本的に出ていないという状況を把握しなければならぬという部分も含めて、しっかりと国民の皆さんにこの冷温停止状態というものの定義をお示しして、こういうことを目指している、周辺の皆さんには、こういう状態を想定してくださいということについての御説明ができるようなコミュニケーションに心がけていきたいというふうに思っております。

○後藤(斎)委員 今、細野大臣がお話をされたように、もうあと一週間ほどで冷温停止状況に近づいていく、少なくとも循環式冷却装置がきちっと起動していく状態になっていく、少なくとも放射能は外へ漏れていかないというふうなことで、これはまさに今議論をしているこの機構法案の一つの前提になる。被害がまずここでとまっていくなのかどうか、そしてこれ以上被害が拡大しないのかどうか、一つの大きな目安になると私は思っています。

その点について、海江田大臣、被害額というのは、この一週間で循環式冷却、そして冷温停止状況になれば、どの程度見込まれるのかということ、いろいろな、もちろん試算ということでありましてけれども、今大臣が思われているその被害総額についての見込みをぜひ御教示ください。

○細野国務大臣 若干舌足らずの部分がございますので、補足をさせていただきます。

冷温停止状態というのは、ステップ2のところまで達成をするということでございますので、ステップ1から若干時間がかかります。そのステップ2の冷温停止状態について、定義を来週の時点で明確にしたいということで申し上げますので、済みません、補足をさせていただきます。

○海江田国務大臣 今委員お尋ねのこの損害の額、総額ということでございますが、これは正直申し上げまして、今、その総額が幾らになるかと

いうことはわからない状況でございます。

そして、この損害賠償の総額を推しはかる上で一つ重要になりますのは、原子力損害賠償紛争審査会がございまして、ここが損害賠償についての基本的な考え方を示すわけでございますから、これまでも数次にわたってこの考え方についてのお示しがありまして、それを受けまして、避難された方々への仮払いでありますとか、あるいは農林漁業の方々、中小企業の方々、こういう方々への仮払いが行われてきたところでございますが、その全体像が幾らになるかということ、今の段階ではまだわかっていないというのが正直なところでございます。

○後藤(斎)委員 確かにそうだと思いますが、以前、大臣はほかの委員会では数兆円だというふうな見込みもお話しになりました。

今、お手元に資料をお配りさせていただいて整理をさせてもらったんですが、今、我が国の原子力関係法体系というのは、計画、立地、建設段階から、運転、そして廃炉に至るまで、上に整理をしたような流れから、そして、今回私たちが今議論をメインでしているのが原子力損害賠償という、下の四角の段の一番目でございます。

参議院では、一方で、いわゆる仮払い法案というものを今審議しておりますけれども、これはまさに新しくフレームとしてできたものであります。総理が六月十七日に御発言をされた、廃炉までの責任を国が持つというのは、左側の四番目のところにあります。済みません、お金が余りなくてカラーでできなくて、見にくい部分もあります。

やはり私は、今回の機構法案も、我が国の原子力の関連法体系の中で、制度の中で、どういう位置づけにあって、そして、この部分をどう整理していけば被害者、被災者の皆さん方によりプラスになっていくのかということを整理すべきだということ、こういう形でまとめさせてもらいました。

言うまでもなく、今回の法案は、先ほどもお話をしましたように、党内でもけんけんがくがくの議論をし、そして政府内でも法案化するには五月十三日から一カ月かけて整理をした。そして、この三つの視点というものが、損害賠償のための万全の措置、そして事業者への悪影響の回避、電力の安定供給、さらには金融市場、経済への影響というものが当然この中に入っておりますけれども、そういう大前提の中で、やはり今回の法律というものが、なかなか、法的処理をしゃやえばいいんだという極端な議論もありましたし、これだけ大きな事故だから国が全面的に補償すべきだという議論。

そして、この機構法案は、私が少なくとも理解する中では、その中庸にあって、国民の経済的負担、税、料金という観点から含めて、一番その経済的な負担を少なくする視点が出ていてというふうに少なくとも私自身は理解をしておりますが、この一つの大きな流れの中で、今回の機構法案の目的と、そしてこれが成立する効果というものを、ぜひ端的に国民の皆さん方にわかりやすい形で御説明をお願いしたいというふうに思います。

○海江田国務大臣 今御審議をお願いしておりますこの機構法案でございますが、これは何といいたしても、この原子力事故によって被害に遭われた方々への賠償がしっかりと、かつ迅速に行われること、これがやはり第一でございます。

そして二番目には、やはり、この機構をつくることを通じて、今の電力事業者、これは東京電力でございますが、ここにしっかりと資金の供給を行って、そして、それを通じて電力会社が、私どもに対する安定供給の義務というのがございまして、その安定供給の義務を果たしていただくということ。

それから、今、先ほど来お話がありますように、この原子炉の事故は確かに一つ大きなステップをこの十七日に迎えるわけでございますが、依然として完全収束ということではございませんので、その事故の収束に向けて頑張っておられる企

業の方々もおられます。あるいは東京電力の社員の人たちもいます。こういう人たちに対するしつかりとした賃金の支払いでありますとか、あるいは代金の支払いでありますとか、こういうことも行われるようにということを考えております。

○後藤(斎)委員 海江田大臣、その際にぜひ、私は、後ほど文科大臣にも御質問申し上げますが、この機構法案の大前提であるのは原子力損害賠償法であります。これについては、五十年間、損害額の免責の水準については、改正というものはあったものの、実質的な内容については、見直し、検証してこなかった。そして、今回のように大きな規模で、そして被害額も甚大で、なおかつ対象者も非常に多いというものを想定してこなかったという大きな原賠法本体の欠陥も実はあると思っています。

そして一方で、後ほどそれは触れますが、それをどう、野党の皆さん方のお知恵もおかりし、この機構法案が、今大臣がお話しをいただいたように、できるだけ早く成立をしていくことが被害者、被災者の皆さん方の救済にプラスになるということについては、多分、私も与党という立場であります。野党のすべての皆さん方がその思いだというふうに私は少なくとも信じています。

そういう中で、総理、今福島原子力発電所の事故以来四カ月がたつて、私たちも党の中で、四月二十九日に、電力需給PTという中で、短期的な電力需給の問題、解決すべき需要また供給力の強化の問題、そして中期的な課題というものを実は議論し、取りまとめをさせていただきました。これも同日で枝野官房長官に党の方というものを提言させていただいております。

四十年前の原子力発電がスタートした当時、私はまだ中学校一年か二年だったと思いますが、その当時、私も実は農家で生まれていますので、そのときにはおふくろが早く起きて、まだまきで御飯をつくっていた。そしてふろも、まきでふろをたいた時代でありました。それから、当時の電力総供給量から、四十年たった、少なくとも三月十

一日の午前中までは、当時から二倍以上の電力供給力になり、そしてそのうちの約半分は原子力発電所からの電力供給という現実があります。

そして、今回の電力制約ということで、当初は東日本、東電または東北電の管内だけが大きな影響を受けましたが、今、原発停止をするかどうかという話も含めて、日本じゅうで電力制約という、三月十一日までになかった、日本経済、地域経済に与える負荷というものがかかっています。今お手元に資料二というのをお配りをさせてもらいました。これはA・T・カーニーさんという外資系のコンサルティング会社の資料を、非常にまとまっているので、お話しをいただいて配付させてもらいました。

私は、原発をこれから従来のように急速回帰をし、推進するというのも当然現実の問題としてできないし、原発をすべて今直ちに廃止をしようというの、二ページにもありますように、これも言うまでもございませんが、三割近い電力供給力が急速になくなるということも現実的ではありませんし、やはり電力、エネルギーの問題を考えると、三枚目のところにありますように、エネルギーの安全保障、供給安定の確保、そして、今大きな課題になっています安全性の問題、そして生活や家庭や産業界に与えるコストの問題、それと、その前から大きな課題になっていた環境への問題、この幾つかの課題をきちっと冷静に整理し、どの立ち位置でエネルギー政策、電力政策をしていくのか。

一番最後のページにそのまとめがありますが、やはり、急速に再生可能エネルギーにシフトしていくことが本当に実現可能なかどうかという考えと、そして原発にすべてを帰するというこの二つの解、答えというのは、私はなかなか見つけにくいというふうに思っています。

きょうも、多分冷房の温度は二十八度に設定されていると思いますが、やはりこれだけたくさんの方が一つの部屋に集まるというのは非常に厳しい部分もありますし、そして、産業界も本当に節

電、輪番操業も含めていろいろな工夫をして、何とか今の環境から抜け出して、雇用やまた家族を守って、国際競争力も確保するという御努力をされています。家庭での節電もしかりであります。

そんな中で私は、これからのエネルギー政策というものをぜひきちんと、そういういろいろな角度、視点があつて、やはり必要十分条件を満たしながら計画的に対応していくことが何よりも国民生活の安定そして国民経済の発展につながるというふうに思いますが、その点について、総理はどのようにお考えになるでしょうか。

○菅内閣総理大臣 まず、私は、政府として、今回の原発事故はありましたけれども、電力供給については、もちろん電力会社あるいは国民の皆さんの理解、さらには電力を使用する企業の皆さんの理解と協力を含めて、そういうものがあれば、決して、生産活動に大きな支障が起きる、そういう形ではない形できちんと電力供給ができるし、またそれが政府の責任だ、このように考えております。

そういう中で、中長期と短期の問題があると思いますが、率直に申し上げて、私も、三月十一日までは原子力が大きなウエイトを占めていましたし、これからも占めていくものと當時は考えておりました。しかし、今回の大事故を踏まえて、やはり、エネルギー基本計画に盛り込まれた二〇三〇年、五三％を原子力度というの、私は、それは白紙に戻して考えるべきだ。そういう意味では、原子力に対する依存度は下げざるを得ないし、下がってくる、その前提の中で物事を考える必要があるだろうと。

今お話がありましたように、急激に再生可能エネルギーがそう簡単にふやせるものではないという御指摘もそのとおりであります。しかし同時に、省エネルギーに関しては、特にピーク電力のコントロールについてはかなりの可能性があるわけでありまして、そういったものを含めて、中長期の原子力依存の度合いを下げていくことを前提にしながら、一時的には化石燃料に対する依存が高ま

ることもあり得るという前提の中で、エネルギー、電力供給については、きちっと全体の構図をそう遠くない時期に政府全体としてもまとめ、お示しをしたい、このように考えております。

○後藤(斎)委員 時間がなくなってきましたけれども、エネルギー政策、電力政策というのは、まさに経済そして生活の基盤であります。冷静な中でたくさん議論することはもちろん結構だと思いますが、誤りなきようにぜひお願いをしたいと思っています。

そして最後に、原子力損害賠償法の問題。先ほども触れさせていただいたように、五十年間、基本的なスキームというものはほとんど検証、検討しなかった事実があります。そして、私たちはこの機構法案を審議するに当たって、そして、将来の、先ほど、原子力の法体系というものの、たくさん法体系、制度に基づいて現在の原子力発電という一つの現実があります。ぜひ、あらゆる法体系というものは冷静な視点できちっと検証していくということはもちろんですし、そして、この機構法案の親元でもあります原子力損害賠償法というものもやはりきちっと検証、検討していかなければいけないというふうに思っています。

あわせて、今、参議院で仮払い法案が審議されています。私は、この仮払い法案も国の責務の明確化ということで結構だと思いますが、ぜひ、この機構法案と対になって補完をしながら対応していかなければ、被災者、被害者の皆さん方にきちっとした安心と安全、そして損害賠償ができるという現実を見据えて、与野党で協力をしながら、できるだけ早期にこの機構法案が成立することをお願いし、文科大臣、ぜひ一言、原子力損害賠償法をきちっと検証し見直していくという意気込みだけ、お示しください。

○高木国務大臣 後藤委員にお答えをいたします。今委員御指摘のとおり、また資料も出されておりますが、各国の原子力賠償制度もあります。そ

それぞれの国情の違い、あるいはまた政策判断によつて、それぞれまちまちでございます。我が国においても、既に五十年経過をいたしております。

御指摘のとおり、検証すべきはして、そして支援機構法と原賠法はまさに補完の関係にあると思つております。その機構法の中にも附則の中に、原子力損害の賠償の実施の状況や、あるいは原子力損害に係る政府の援助のあり方などについて検討を加える、こういうことも書いておりますので、我々としては必要な検討はしっかりやつてまいらなかならぬと思つております。

○後藤(高)委員 ありがとうございます。

○黄川田委員長 これにて後藤君の質疑は終了いたしました。

次に、高市早苗君。

○高市委員 おはようございます。自民党の高市早苗でございます。

まず冒頭に、この貴重な質問の機会を私に与えていただきましたすべての同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

また、昨日で大震災また福島原発事故発生から四カ月ということで、特に委員長におかれましては、御家族を亡くされ、大変つらい思いをされてました。委員長を始め、多くの被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げ、お亡くなりになった方の御冥福を皆様とともに祈りたいと思つています。

さて、ここの二週間、閣内不一致という言葉がこれほど飛び交ひ、私たち国会議員もだれの言葉を信じていいのかさっぱりわからず、混乱をいたしました。

日本国憲法第六十六条「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というのがあります。内閣といふのは閣僚によつて組織される機関でございますので、国民の代表であります国会、この立法機関に対して統一した方針を示し、そしてまた、その方針のもとで一致して行政権を行使する、そしてまた、その結果責任もみんなを負う、これは当然のことだろう

と思ひます。

私自身も、安倍内閣で閣僚を務めました。当時も相当神経質になっておりました。人間ですから、すべての閣僚がすべてのことについて一〇〇%考え方が同じということはないんですけれども、ただ、機関としての内閣ということを考えますと、少なくとも国民に発信する方針というのは、それも行政権の行使にかかわるところというのは一致していきなないといけない、そんな思いがありましたから、常に、総理や、そして官房長官、ほかの閣僚の記者会見録まで熟読しまして、そこを来さないように私なりに注意をしていたつもりでございます。

ところが、民主党政権になってから、閣僚のおつしやることはばらばらでし、言つたことによつて何か大きな被害が出たとしても、それに対してだれも責任をとらない。何であんなに与党時代に言葉の一つ一つに自分が神経質になっていたのか、もうあほらしくなつてきております。

そこで、総理に伺いたいのですが、総理、閣内不一致の定義というのは何だと思ひでしょうか。それからもう一つ、菅政権が発足してから閣内不一致という状況はなかったとお考えでしょうか。

○菅内閣総理大臣 今、憲法第六十六条を引かれましてけれども、内閣といふのは一つの合議体として位置づけられている。私自身は、最終的な責任は総理大臣にあると思つておりますけれども、基本的には、内閣全体として一致をして物事を決めるという形になっておりますので、そこに根拠がある、このように思つております。

私の内閣の中で閣内不一致があったことがないかと言われま。

最終的には閣議決定などの手続を行いますので、そういう中で、閣僚が例えば閣議決定に参加しないというような、そういう事例はこの間ありませんでした。

しかし、そういう物事を議論していく過程の中で、確かに不十分さもある、例えば外に向か

ての発言等の中で、国民の皆さんから少し意見が分かれているのではないかと、そういうことがいろいろなプロセスの中ではあったということは率直に認めたいと思ひます。

○高市委員 菅総理御自身が野党議員であられた時代に、自民党政権について閣内不一致で随分攻撃をしてこられました。

例えば小淵内閣のとき、中村正三郎法務大臣が憲法改正に触れた、それだけで小淵内閣の方針と違ふんじゃないかと。

それから、小泉内閣のときは、たしか田中眞紀子外務大臣が小泉総理が靖国神社を夏に参拝される予定だということに対して反対の意を表されたときに、菅総理は明らかに閣内不一致だとおつしやっています。

安倍内閣のときもそうでした。このときは、下村博文官房副長官が、過去の河野談話について、それも講演の中で御自分の考えをおつしやつたんですね。これに対して明らかに閣内不一致だということでも批判をされた。

また、麻生政権のときも同じでございました。外添厚生労働大臣の御意見がありまして、これは製造業に対する労働者派遣禁止について少し前向きな考え方をとおつしやつたときに、やはり閣内不一致という言葉を総理御自身が使つておられます。

国会以外の場所で、講演などの中で個人的な意見として見解を言つた、それについても閣内不一致だと総理御自身が厳しく指摘をされてこられたわけですから、少なくとも、閣僚がばらばらな御発言をされることによつて、地域が混乱したり、国会の中が混乱したり、例えば普天間の場合のように元も子もなくなつてしまつたり、あゝいう実害が出てしまふ、国益を失ふような事態が出てしまふ、こういう事態については極力避けていたいただきたいし、これまでの一連のことについてはぜひとも十分反省をしていただいて、今後は国民がだれの言っていることを信じていいのかわからないという状況のないように内閣をまとめていただ

たい、こんなふうに思ひます。

委員長におかれましては、この間から、私は経済産業委員会なんですけれども、海江田大臣がおつしやることをずっと信頼して、国民にも説明をしてきたけれども、何かその後、総理がおつしやることで結果が変わつたり、ひっくり返つてしまふというようなことがあるので、きょうは総理に質問したいと思ひますので、総理を御指名いただきますようにお願いを申し上げます。

それでは、法案についてですが、この委員会では原子力損害賠償支援機構法案を審議していくわけですが、その大前提として、やはり菅内閣における原子力発電の位置づけ、これを明らかにしなさいといひません。

一枚目のフリップをごらんいただきたいんですけれども、第一条は、本法案の「目的」として、「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに、電気の安定供給その他の原子力の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資すること」と規定いたしております。

総理に伺ひます。これは総理も署名をされて閣議決定をされた法案でございますが、原子力の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ることを目的としておりますので、少なくとも今すぐに脱原発をするというようなことを前提にした法案ではないと思ひますが、それで間違いございませんか。

○黄川田委員長 では、前提として、まず国務大臣に答弁させて……(高市委員「いや、総理にお願いしますと申し上げました」と呼ぶ)総理にも当然答弁させます。

国務大臣海江田万里君。

○海江田国務大臣 この第一条に書いてございますのは、今委員御指摘のとおり、特に「原子力の運転等に係る事業の円滑な運営の確保」ということでございますから、これは原子炉をまさに安全に運転するというところでございます。

○高市委員 委員長に申し上げます。

閣内不一致が見受けられると私は判断しておりますので、海江田大臣に答弁していただいても、後でまた総理が違うことをおっしゃったら意味がございませんので、総理に御答弁をお願い申し上げます。

総理に伺います。

今、私が伺いました点、今すぐに脱原発をすることを前提とした法案ではないと思うが間違いないかということ、それから、この法案は、今回の福島原発事故による損害のみならず、将来、ほかの原発において不幸にして事故が起きてしまったというような場合にも損害を受けた方を救済できる枠組みをつくる、こういう内容の法案であるということ間違いないと思います。

以上二点、総理にお願いいたします。

○管内閣総理大臣 この点についてお答えしますけれども、しかし、一般的に、それぞれの所掌大臣が直接には所掌していますので、まず、今からこれにはお答えしますから、きちんとそういう意見もお聞きをいただきたいということは申し上げておきたいと思っています。

まず最初の御質問ですが、この法案の第一条に、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保すると。これが最大の、まさに第一条の目的であるかと私は理解をいたしております。そして、その確保とともに、電気の安定供給その他原子力の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る、こういうふうな形で目的が書かれておりますので、原子力損害の賠償の適切、迅速な実施というもの、そして、そのために、それと並行して、電気の安定供給、原子力の運転等に係る円滑な運営、こういう形になっていると理解しております。

今、この法律があるから脱原発にはすぐならないのではないかとという御指摘がありました。この法律そのものが予定しているのは今申し上げたとおりでありますけれども、これからのエネルギー政策をどうするのか、これからの原子力政策をどうするのかということについては、もち

ろんこの法案も一つの補償を中心とした部分では重要な法案でありますけれども、エネルギー政策あるいは原子力政策を今後どうするかについては、これはこれとして、私は、あれだけの事故があつたわけでありまして、予断なく議論する必要があるのではないかと。御党の中でもいろいろな意見がもう既に出されておりますけれども、このことは議論しないとか、このことは議論していいとかではなくて、あらゆることを議論するのは当然ではないかと思っております。

また、この法案が、他の原発についての事故が不幸にして起きた場合にも対応するものなのかという点であります。基本的にはそういうことに関しても対応し得る、そういう仕組みになっている、こう理解しております。

○高市委員 総理、法案にこう書かれておりますからこう理解しておりますというのは、これは総理自身が署名をされて、閣議決定をして国会に提出された法案でございます。しかも、総理は原子力災害対策本部長でございます。最も責任を負わなきゃいけない、そしてまた、この法案に対して思い入れのある立場であると私は理解しておりますので、ちょっと今の答弁はびっくりしました。

これからのエネルギー政策のあり方については、それは議論するのは当たり前です。当たり前ですけれども、なぜ私がこういうことを聞いたかといいますと、仮に、今すぐ脱原発だとか、今ある原子力発電所をすぐにとめて二度と動かさないとか、そういうお考えがあらがらこれを出したきたとしたら、この法律は必要ないんですね。自民党が、できるだけ早く原発被災者の方を救済しようということで仮払い法案を出しております。まずはそれで福島原発の被災者を先に救済して、出すとしたら、今回の福島原発の事故限定の法律案をつくらなければならないわけですから、この法案の前提として、それが中期的なことを考えているのか、今の事故の被災者を救済するというものでいい、後はもう原発を動かさないということ

なのか、そこを確認したかったので私は聞いたままなんです。

この件はこれで結構でございます。

次に、内部被曝について伺います。

これも、総理が原子力災害対策本部長でございますので、総理に基本的に伺いたいんですけれども、ここに、フリップの二枚目、厚生労働省が三百万部印刷をして、女性を対象に配布したという広報物がございます。

この広報物が印刷されました四月ですが、震災直後で、油も足りない、水も足りない、電力も足りない、大変な状況でございました。例えば、水不足でしたよね。ミネラルウォーターをみんなが買いに行ってもない。私が飲料メーカーに電話したら、水は何とか確保できるんだけど、そのペットボトルに張るラベルがないや、手に入らぬのやと。それぐらいの紙不足の時期であつたにもかかわらず三百万部印刷されたというんですから、内閣にとっては相当思い入れのあるパンフレットであつたんでしょうし、それからまた、政治主導を標榜されております民主党政権ですから、当然、厚生労働大臣の決裁を受けた上で印刷をされたんだと思います。

これをずっと見ていますと、例えば、「水道水は、妊娠中の方や授乳中の方、小さなお子さんにとつて、安全です」とか、「お子さんを外で遊ばせることについて、心配しすぎる必要はありません。」と、「雨についても、心配しすぎる必要はありません。」と、大丈夫、大丈夫ということが書いてあるんですよ。このパンフレットのタイトルは、「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線への心配にお答えします。」というものです。

今読み上げたところでも本場に大丈夫かなと思っちゃったんですけれども、このフリップ、皆様にもお配りしております資料ですね。（発言する者あり）配付資料でお渡ししてあるんですけれども、では、読み上げます。

この四ページの記述でございますが、冒頭に、「食べものに含まれる放射性物質については安全のための規制が行われています。」と書いた後に、「万が一、規制値を上回った食べものを口にしましたからといって、健康への影響が出ることはありません。」と書かれております。言い切っております。食べものに含まれる放射性物質は安全のための規制が行われている、「安全のための規制」と書きながら、規制値を上回ったものを食べても健康に影響することはありませんと。

妊娠中の女性も配布対象でございますけれども、多くの女性は妊娠中には風邪薬の服用も避けたいという状況です。また、きのうからニュースで流れておりますけれども、セシウムが規制値を超えた牛肉が既にもう流通して食されてしまっている。

こんな心配もありますし、今、子育て真っ最中のお父さん、お母さん方から寄せられる声で非常に多いのが、暫定規制値ということで、通常の規制値よりかなり規制が緩いじゃないかと。乳児用とか幼児用とありますけれども、子供にとつて本当にこの基準で大丈夫なのか、そんな声もある中なんです。そもそも、規制値を超えても健康への影響がないんだつたら、規制値を設ける必要もないわけです。

内部被曝もこの法律案にあります損害賠償の対象になり得ると私は考えますので、それで本部長である総理に伺うんですけれども、こうやって政府が規制値を上回る食べ物について安全を保証してしまつたということで、これを信じて仮に規制値を上回る食べ物をとり続けた方に将来、内部被曝による健康被害が発生したという場合に、その損害賠償責任というのは、私は原子力損害賠償支援機構じゃなくて主に政府が負うことになると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○管内閣総理大臣 今、資料はいただきました、そして厚生労働省と何か出典のところに書いてあるわけですが、この表現が適切であるかどうかについては、今御指摘があつたことも含めて、私

も、今の高市委員の説明を聞いていて、果たしてこういう表現でいいのかなということは若干疑問に感じました。

ただ、このことがどういう形で、今議論している法案の損害賠償の適用の内側か外側かということについて、この表現からそれを即座にこうだと言うのは、ちょっと今の私には、質問の通告もありませんでしたので、そこははっきりとは申し上げることは控えたいと思います。

○高市委員 厚生労働省の方にはきのう、私、この原本も請求をし、そしてまた印刷された時期、印刷部数も確認をいたしております。

よく総理が、通告がない、通告がないとおっしゃるんですけども、そもそも、政治主導と言って、自分たちは答弁書もなくても答弁できるんだと国民が思うようなことをおっしゃって、それで、本来でしたら、ちゃんと実のある議論をするということになりましたら、やはり……(菅内閣総理大臣「厚生大臣を呼ばないじゃないか」と呼ぶ)何をおっしゃっているんですか、総理。

厚生大臣を呼ばないじゃないかと総理はおっしゃいました。原子力災害の対策本部長ですよね。この法律案は内閣全体で閣議決定をされています。総理が一番、今大変なことになっている原発被害に対して責任を負わなきゃいけない、そういう立場ですよ。厚生大臣を呼ばないじゃないか。呼ばないじゃないかじゃなくて、いや、厚生労働省がこれを例えば回収するとか、これを決裁した厚生労働大臣の責任を総理が問うとか、そういうことだったらそれはそれでいいんですよ。

ただ、一国の総理として、こういったものをたくさんのお母さん方が読んでおられる、妊娠中の女性が読んでおられる、三百万部刷った中で今百七十万部はけたということですから残り百三十万部あるんですよ、これからも読まれる方がいるんですよ。そういうことに対して、一国の総理がどんなふうにお考えになるか、どうされるのか、そういう思いで総理には答えていただきたい。

私、今の傲慢な態度を見ていて、本当に残念に

思いますよ。

○黄川田委員長 高市委員、確認でありますけれども、通告答弁者、すべて総理ということで行っておりますね。(高市委員「はい」と呼ぶ)それであれば、答弁は当然内閣総理大臣でありますし、ただ、きめ細かいところで補足的に国務大臣も答弁させていただきたいと思っています。

ただ、先ほどの発言は、私も、やはり総理としてふさわしくない発言なんです、その部分、改めて総理から発言させていただき、それから質疑を続行させていただきます。

○菅内閣総理大臣 不規則発言ではありませんが、申しわけない発言だったと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、質問通告があるなしということについて、かなり具体的にこういうことについてすべてを私も通告なしで頭に入れることは不可能ですので、そういう点で、担当の大臣に詳しい点をもしお聞きになりたいのならばと思つて申し上げたんですが、申し上げ方についてはおわび申し上げます。

○高市委員 こういった広報物を、今ここでフリップもお示ししておりますし、資料も行っていると思うんですけども、それが適切かどうかから判断できない総理だということがよくわかりました。

少なくとも、これは科学的な根拠をもとに作成された、国民の命に係る広報物でございますので、これに關しまして、根拠となった資料の提出を求めます。

○黄川田委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○高市委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

先週から、国会でもストレステストという言葉が飛び交っております。次のフリップをお願いします。

国民の皆様の理解が進むように、といつても、きのうあたりから随分テレビでも報道されておりますので、多くの方は理解されているんでしよう

が、念のため、原子力安全・保安院に、従来の検査との違いを文章にさせていただきました。それがこちらでございます。

従来の使用前検査や定期検査というのは、法令に基づき、当該施設が技術基準に適合していることを確認するもの。一方、ストレステストは、法令上の技術基準の適合というのとは前提とした上で、原子力発電所の設計時の想定を大きく超える地震や津波の発生を仮定した場合に、実際にどの程度のレベルなら耐えることができるか評価するためのもの。つまり、従来は想定外だった規模の災害をあえて仮定して行う耐久性評価というよう

なものと考えていいんじゃないかと思ひます。実際に施設に何メートルの津波をかぶせるとか施設にそれと同じ力を加えるんじゃないかと、コンピュータ上で解析をする、このように理解をいたしております。

私自身はストレステストの実施については賛成でございますし、先般海江田大臣にお届けをいたしました自民党エネルギー政策合同会議からの提言書にも、ストレステストの実施を求める内容というのには記しております。

問題は、その発表時期なんです。海江田大臣が、検査済みの玄海原発二号機、三号機の再起動要請のためにわざわざ佐賀県まで出向かれた後で、総理が突然にストレステストの花火を上げられたものですから、混乱が起きました。

先週、七月六日の衆議院予算委員会、総理は検査済み原発の再起動について答弁されていまして、「従来の法律でいえば、この事故がある前の法律でいえば、もちろん、保安院の判断あるいは経産大臣の判断でできることになっておりますけれども、この事故があった中では、もっとしっかりとしたストレステストといったようなものも含めて、国民が納得できるという検討の場が必要ではないか」と答弁されました。

この事故があった中では、ストレステストといったようなものも含めて、こう総理はおっしゃいましたけれども、この福島原発の事故が発生し

たのは三月十一日でございます。総理は、具体的に何月ごろから、従来の法律のように経産大臣の判断で再起動するということだけじゃだめだとか、ストレステストのようなものをやらなきゃだめだ、こんなふうにお考えになり始めたんでしょうか。

○菅内閣総理大臣 三月十一日にあの事故が起きて、当初はその処理、現在も続いておりますが、その収束に向けて全力を挙げてまいりました。そして、その中で、たしか六月七日にIAEAに対して政府として報告書を提出いたしました。この中でも、原子力の安全規制について、まず第一に、原子力安全・保安院をこれまで原発推進を担ってきた経済産業省から独立させる、そして二番目に、原子力安全委員会も含めて安全規制行政の見直しを進めていく必要がある、この二点について、これは海江田大臣も了解のもとで、IAEAへの報告書に盛り込んだところであります。

つまりは、従来の法律では、再開については保安院だけの、あるいは経産省だけの判断でよしとされてきたことについて、それも含めて、IAEAに出した指摘において、どちらかといえば経済的な立場から原子力を推進してきた経済産業省に安全のチェックをする保安院が属するのは問題があるであろうという問題意識は、少なくとも公式文書でも六月の七日には提示をしているところでもあります。

このことは従来から言われてきたことでありますので、私の中では決してこのことが起きたからというのではなくて、まさに制度的に、従来、かつては科学技術庁があって、科学技術庁と経産省、これも必ずしもチェック・アンド・バランスに十分なっていたかどうかは別として、そういう仕組みが今一本化されていることについての問題意識は、少なくとも、事故があつてそう問を置かない段階から問題意識としては強く持つておりました。

こうした観点から、原子力発電所の再稼働にしても、現行法令に基づく原子力安全・保安院による安全性の確認だけでは国民、住民の方々の十

分な理解が得られないのではないかとということから、原子力安全委員会が関与する形で新たな安全性確認のルールづくりを進めてほしいということと関係閣僚に指示いたしました。

確かに、指示をした時期が、結果としてかなり、直接に指示する時期が結果として遅かったために、関係者で大変申しわけない、あるいは御苦勞いただいたわけでありませうけれども、少なくとも、IAEAへの報告なども踏まえて、欧州諸国で行われることとなったストレステストを参考に、原子力安全委員会も関与する中で、新たな手続、ルールに基づく総合的安全評価を実施する方針を、昨日、正式に三大臣の合意として私のところに提示があり、私もそれで了承したわけでありまして、私は、先ほど高市さんもストレステストには賛成だということを言っていたいただきましたけれども、結果として、多少の私の不十分さあるいは指示のおくれなどがあって混乱やいろいろなことを招いたことは申しわけないと思いますが、結果として、こういう形で、国民的にも納得のいくことができる、より可能性の高い形で物事が進められることは私はよかったです、このように認識をしております。

○高市委員 長い答弁の中で、よくポイントがわからなかったんですが、要は、今回の事故が起きて、今のようないかなる体制じゃだめだとかかなり早い時期に総理自身は考えておられたということですか。

少なくとも去年の段階では、二〇三〇年までに原発を十四基ふやすというエネルギー基本計画、これは菅内閣で閣議決定されておりますので、ストレステストまでということを考えておられたかどうかは不明ですけれども、今回の震災を受けて、また原発事故を受けて、そういうことを考え始めたということはわかります。

しかし、五月のたしか六日に総理が浜岡原発の停止を要請されて、案の定、翌日には、浜岡だけじゃなくて全国の原発をとめろという一万人規模のデモが東京都内で行われたというような報道もございました。それで慌てられたのかどうか知り

ませんが、五月の八日に、総理は、中部電力以外の電力会社に対しては運転停止要請をしない、こんなふうにおっしゃっております。だから、少なくとも五月時点では、稼働中の原発について、中部電力以外の原発についてはストレステストのようなものというのをしなくても安全が確保されている、運転続行が妥当だと考えられていたのかどうか、これが一点。

それから、早くから考えられていたということなんですが、六月七日にIAEA報告という話もさっきありました。ところが、六月十日の閣僚懇談会や六月十五日の経済情勢に関する検討会合、これは総理も出席しておられたはずですが、その席上、海江田大臣が、検査済み原発の再起動に向けて政府一体となった取り組みを要請された。その大臣に対して、総理がもしもストレステストというものを考えておられて一刻も早く形にしようと思っておられるのであれば、海江田大臣が玄海原発の再起動要請に佐賀県まで出向くというのは早いよ、今こういうことを考えているんだ、そういうアドバイスをしてさしあげたんですか、どうですか。

以上二点、伺います。

○菅内閣総理大臣 御承知のように、浜岡原発については、いわゆる想定東海地震の可能性が極めて高い、切迫しているという特殊要因の中で、経産大臣の提言、進言をいただきまして、最終的に私としても停止要請をすべきだと判断をして、させていただきました。私が申し上げたのは、浜岡についてはそういう意味での特殊事情があるので要請をしたので、こういった特殊事情がないものについて画一的に停止要請をするということも考えていないという趣旨のことを申し上げただけであります。

そして、今お話がありましたように、どういうルールで今後の原子力の安全性を確保していくのか。最終的には、現在の事故調査・検証委員会の結果も含めて、また、既に原子力安全委員会御自身も指針の見直しということも言われております

ので、そういった本格的な安全基準というものの見直しはそう遠くない時期に必要になると私は思います。しかし、それは場合によっては半年、一年という期間がかかりますので、それまでの間がどういうルールで行うべきかということについて、今回、統一した見解を出させていただきました。

確かに、その途中の過程でいろいろな経緯がありまして、もともと私が早目にこういったことを指摘し、指示しておけばよかったということはおっしゃるとおりで、大変関係者に迷惑をかけましたけれども、先ほど申し上げましたように、原子力安全・保安院だけによる判断あるいは経産省だけによる判断ではなくて、原子力安全委員会も関与した形で、今回新たに任命をいたしました原子力事故再発担当大臣も含めて、一つの新しいルールでやっていくということに最終的に統一した見解を出すことができたことは私はよかった、このように思っております。

○高市委員 質問に答えておられないのであきれたんですけれども。

本当に海江田大臣が気の毒です。総理がそういうことを考えていてそのうち発表する、そんなことも御存じなく、苦勞をされて、あぐけにはしごを外された。新聞の投書欄なんか読みまして、多くの国民は、総理は即脱原発派、総理は原発を動かしたくない、海江田大臣は一方で原発を動かそうとしている、何かそういう誤解に基づいた投書というのものもあるんですね。

先ほど来、話を聞いていましたら、安全性をなると高くして、つまりリスクの最小化をして、短期的には原子力発電という方法を日本はとていかなきゃいけない、だけれども、中長期的には、やはり原発の比率を減らしていつて、再生可能エネルギーももっとも普及しなきゃいけない、これは自民党も同じですし、総理も同じですし、海江田大臣も同じだと思ふんです。だけれども、やはりこういった行き違いから、海江田大臣お一人が大変つらい思いをされた、国民もびつ

くりした、佐賀県の知事初め地元の首長さん大変な迷惑を受けられた、これは間違いないと思います。

きのう統一見解を発表したということで、きのうの枝野官房長官の記者会見と、それからその後の記者との質疑応答も全部拝読をいたしました。それによると、二種類のストレステストを設けると。定期検査中の原発を対象にしたものが一次評価、稼働中の原発を対象にしたものが二次評価。定期検査済みだが停止中の原発が受ける一次評価というものが二次評価よりも簡易なものというわけではない、これは官房長官が明言をされております。

定期検査中の原発であれ、稼働中の原発であれ、原発の耐久性をテストするというストレステストの目的は同じだと思ふんですが、なぜこれを一次と二次の二種類のストレステストに分けるのか、テスト内容に具体的にどういう違いを設けることを総理は想定されて指示を出されているのか、ここをお聞かせください。

○菅内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、私の方から新しいルールあるいはどういうルールでということと関係大臣に検討を指示しまして、海江田経産大臣と細野原子力安全担当大臣とそれから官房長官とが、この三人の大臣の合意として、こういうことでどうしようかということとを私に提案といましようか提示がありましたので、私はこれで結構ですということを申し上げました。

ですから、そういうことについて私から説明してもいいですが、少なくとも、この三人の中で、海江田大臣も入っておられますので、案をつくられた海江田大臣からお聞きいただいた方が適切ではないかと思ひます。

○高市委員 海江田大臣よりはるかに前からストレステストについて構想を練っておられた総理大臣が、何にも具体的な内容を想定せずに、きのう、これで結構ですとおっしゃった。何が結構なのか、さっぱりわかりません。

その一次評価と二次評価の違い、どういう違いを想定しているのか、これも総理自身が明確に回答にならない。海江田大臣が答弁してくださったとしても、後で総理が違ったとか自分はそのつもりじゃなかったと言われたら意味ないんですよ。だから、私は総理に伺っているんです。

これ以上聞いても無駄なかもしれませんけれども、今後も、法令に基づく定期検査、十三カ月ごとの定期検査というのは行われますよ。定期検査が終わった後には一次評価というのを受けなきゃいけない。それも、一回きりかどうかということについて、官房長官はさきのうの記者会見で、ストレステストは一回だけじゃなくて、毎回定期検査が終わるたびに一次評価が実施される、そういうことを想定しているということもおっしゃっています。

そうしますと、定期検査は十三カ月ごとにある、それが終わったら必ず一次評価を毎回受けなきゃいけない、稼働中には二次評価というのを受けなきゃいけない、年がら年じゅう原発がテストか検査を受けているような状況になるんです。安全性というのは本当に大事なことでけれども、現実問題として、これは事業者の負担も大変なことですし、結果的に原発の停止期間も長くなってしまいますよね。

まず、こういったことに問題がないと思うのかどうかということについても総理に伺いたいと思いますし、それから、ストレステストにかかわる事業者、保安院、原子力安全委員会のうち、どこが最終的にストレステストの結果に責任を持つんでしょうか。

以上二点、簡潔にお答えください。

○菅内閣総理大臣 先ほど申し上げたように、三大臣が合意されたものについて私が了承するという形でこの統一見解をまとめましたので、そういう意味で、決して私がその責任逃れをするということではなくて、三大臣が、ですから、記者会見も含めて、三大臣のもとで合意されたものです。そして、最終的な判断について、これもこの文

章を読んでいたとわかりますように、従来であれば保安院と経産大臣ということになっていたものに対して、原子力安全委員会、これは内閣府の所掌下にあるわけですが、ここに書いてありますように、原子力安全委員会による確認のもと、評価項目、評価実施計画を作成し、これに沿って事業者が評価を行う。その結果についても、原子力安全・保安院、さらに原子力安全委員会が確認する、こういう形になっております。

これらのすべての関係者の確認が、いわば専門家としての意見が出された後、最終的には、昨日の協議では、政治的な最終的な決定は三大臣と私を含む関係閣僚で行っていく、ただ、法律的には、今の法律の体系でいえば経産大臣ということになります、政治的には、三大臣と私で最終的な判断を行っていく、こういうことに合意いたしました。

○高市委員 細かいことを総理に聞いても御理解されてないようですので、この件はこれで結構です。

最終的な責任、ストレステストの結果に対する責任、そしてまた、その終わった原発を動かすかどうか、そういった責任、総理が負ってくださるということですので、その点は安心をいたしました。

だって、こんな判断を地方自治体に押しつけるといったらできませんもの。地方自治体の長も、再稼働するといったら、万が一の事故のとき、大変な被害、生命への危険が生じるかもしれない。それから、電力不足ということになって、その結果、例えば、夜電気を消している、それによって犯罪がふえやしないかという心配をしたり、食品安全、これも牛乳パック入りの自動販売機まで一時電気を落とされて品質に不安が生じました。こういった心配もある。地域の雇用に影響が出ないのか、こういう心配もされますよ。

だから、そういうことに対して総理が責任を持ってくださるんでしたら、責任を持って判断してくださるということでしたら、それで結構かと

思いますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

かなり時間はかかると思うんですね。EUの場合は三月からストレステストの検討にかかりまして、その後、五月に評価の内容ですとか手順を決めて六月一日からストレステストに入っています。それでも中間報告まで三カ月半、最終的なもので七カ月かかるかと言われているので、そうしますと、随分長い間、原発そのものは動かせません。

総理が再生可能エネルギーに対して一生懸命思い入れがあるというのは私もわかっているし、自民党も、再生可能エネルギーの買い取り制度をちゃんとつくりますというの、去年の参議院選挙の公約にしておりますし、それから、自民党政権時代にも新エネルギー、省エネルギー、これを進めるための予算措置というのは随分やっていました。

ところが、鳩山内閣になった最初の予算で自民党政権時代にやっていた新エネ、省エネ予算というののかなりカットされるか廃止されています。ところが、菅内閣になって幾つか新しい再生可能エネルギー推進のための予算措置もなされているので、これは私自身大変歓迎をいたしております。

ただ、その思いは一緒なんですけれども、今はやはり、足元の不安を解消するための電力需給対策それから景気対策には取り組んでいただかなきゃいけません。

海江田大臣には、ことしの四月に自民党から、まずは急いでほしい、一次補正で措置してほしい電力需給対策、これは約九百八十億円の提案をいたしました。実際には百七十八億円分しか電力需給には予算が付きませんでした。結果、かなり不安を抱えたまま夏を迎えましたので、これは何とか二次補正で頑張ってやってほしい、そういう思いがありましたので、二次補正に向けても提案を持ち込みました。これも再生可能エネルギーの推進、それから、足元の電力需給対策とい

うことで、こっちは四千二百億円分、かなり大きな本格的な対策を打ってもらいたいののでございましてけれども、結果はゼロ円。

海江田大臣は、菅総理は今回は一・五次補正というように考えておられるので、三次補正のときにまた参考にさせていただきますと言われましたけれども、三次補正といったらもう十月になるか十一月になるかわからないのです。万が一、このまますべての原発が動かなくなったら、五十四基、全部とまっちゃいますよ、来年の春、夏には。だから、この冬に向けても、来年の春、夏に向けても、確実に私たちが安心できる対策が必要なんです。

奈良県でも、もう六月中に二人、熱中症で亡くなっています。救急搬送、これも去年と比べると四倍になっています。全国平均は三倍ですけれども、奈良盆地は暑いですから。たくさんの方が心配されている。東京電力や東北電力でしたら、原子力比率が二割台ですよ。でも、関西電力は四三%、それから四国電力に至ってはほとんど五〇%ですよ、四九・数%ですから。そういうところをどうするんだということですよ。

最後、もう時間になりますので、これが電力の発電量比率でございまして。ざっくりの数字でいいますと、原子力発電は約二九%ということになります。ただ、総理がおっしゃるような再生可能エネルギーですけれども、新エネルギーの部分というのは一・一%しかない、こういう状況ですよ。

どうやって短期的にこの対策を打っていかれるのか、そして、なぜ本格的な二次補正予算を組まなかったのか、ここをお聞きして質問を終えます。よろしくお願いします、総理。

○菅内閣総理大臣 再生可能エネルギーの中で、水力を除けば発電総量のまだ一%程度ということも私もよく承知をしております。

まずは、過去のことでは、例えば、こういう形になってしまったのは、私も国会に三十年余りおりますけれども、当時から科学技術庁で風トビア計

画といったような計画がありながら、その都度、採算性がない、効率性が悪いということ、そうした開発なり政策的な促進をやめてきた経緯があります。そういったことが背景に、また、太陽光についても、ある時期は日本が最も進んでいたと言われたわけですが、今回の買い取り制度などの導入がおくれたために、ドイツなどがどんどん伸びてまいりました。

ですから、もちろん一％が一挙に、一年、二年で簡単にはいきませんが、しかし、十年程度の展望、五年、十年の展望でいえば、これを何倍かにふやすことは私は十分に可能だと思っております。

そのことと、もう一つ大きなエネルギー供給は、余り時間がないのでこれ以上詳しいことは言いませんが、ピークの問題を含めて、やはり社会構造、国民の理解、企業の理解というもののなかでしっかりとした対応をすれば、私は、この夏、あるいは来年の夏に向けてもいろいろな努力が必要ですが、そういう努力をすれば、安定的な、少なくとも必要な電力供給は可能である、また、それは責任を持たなきゃいけない、こう考えております。

○高市委員 また過去の自民党政権に責任をなすりつける菅総理の常套手段であります。

総理には、自民党内閣が最後に組んだ予算と鳩山内閣が最初に組んだ予算、よく再生可能エネルギーも含めてごらんになってください。何度か菅総理は議員時代に質問をされています。再生可能エネルギーについては随分昔から質問されています。それでも、議員立法の一本でもされたのかどうか、その辺も私は大変疑問です。調べたけれども、私が知っている限りございません。

大変残念な内容になりましたけれども、以上で質問を終えます。ありがとうございました。

○黄川田委員長 この際、梶山弘志君から関連質疑の申し出があります。高市君の持ち時間の範囲内でこれを許します。梶山弘志君。

○梶山委員 自民党の梶山弘志でございます。

昨日から、原子力損害賠償支援機構法案、委員会の審議入りとなりました。私たちも、この委員会を初めとして各委員会、この法案を早く出してほしいということを言っていました。原子力被害に関する生活者の支援ということをまず第一に考えて、建設的な議論をさせていただきたいと思えますし、私どもの意見もぜひ取り入れて結論を出していただきたいと存じます。

本題に入る前に一つお話をさせていただきたいんですが、昨日、ストレステストの統一見解が提示されたわけでありまして、安全対策の政府の対応について、少し時系列でまとめてみました。少しお聞きいただきたいんですが、三月三十日に緊急安全対策実施を指示いたしました。五月六日にその報告がなされ、そしてその後に浜岡の原発の停止要請が行われました。五月の九日に、中部電力が停止要請を受けてこれを停止させたということでもあります。さらには、六月七日に、今度はシビアアクシデントの対応ということに、政府が指示を出しました。六月十四日にこの報告がなされたわけでありまして。報告までには、当然、先ほどの緊急安全対策につきましても、このシビアアクシデントにつきましても、保安院が立入検査もした上で、十分な検査をした上で結論を出したということでもあります。そして、それを受けて、六月十八日、安全宣言ということで、海

江田大臣の談話が発表されました。全国紙に発表されているものと、この次には玄海の話になるんですが、地方紙の方なんですけれども、茨城の東海第二発電所がございます。六月の十八日に安全宣言をして、再稼働の協力をしてほしいという旨の要請を海江田大臣がしたわけでありまして、これは浜岡を除けば全部という意味にとれるわけでありまして、でも、茨城県が再稼働をいたしました。茨城県の東海第二発電所、これは再稼働の対象になっているんですかということで二十日の朝に照会をした。そしてその深夜に返ってきて、茨城県の東海第二

は対象外ということでありまして。立地地域が聞かなければ、この答えは返ってこなかったということでもあります。そういうとり方をされている新聞の報道があるわけでありまして。

さらには、このことを受けて、海江田大臣が佐賀を訪問し、そして佐賀の玄海の町長さんが原発の再稼働を了解したということでありまして、でも、そしてその後にも、今話題になりましたストレステストの話があったということでもあります。このストレステストにつきましても、多分、立地地域の皆さんにはまだ詳細な説明はされていないと思います。

ここに至るまでの政府の指示そして発表というのは、前後したり、左右にぶれたり、そして立地地域の皆さんの不信を買っているわけでありまして。不信は不安につながるわけでありまして。こういった点につきまして、当事者である海江田大臣から、事実関係も含めて回答をいただきたいと思えます。

○海江田国務大臣 梶山委員にお答えをいたします。定期検査が終了しました原子炉でございますが、これは保安院から報告が上がっております。私は、その報告の一つ一つをチェックいたしまして、そして、ここはどうなっているんだということを確認いたしました。

その中で、実は、東海第二につきましては、これはたしか電源車だったと思うんですが、ちよつと記憶が、今手元に資料がございませんが、それがそろっているということではなかったものですか、目視をしたのかということを確認をいたしました。そうじゃありません。だけれども、例えば一月後ですか、大きなタービンなどは一年以上かかりますから、それはどこからどういう形で調達をするという計画でよろしゅうございます。タービンと電源車は違いますから。そういう違いがありましたので、これはだめだ、それをちゃんと目視したのであればだめだということを言っています。私は外させません、これは。

そして、そのことを私は記者会見の中ではつきり申し上げました、この東海第二については例外です。ちゃんとした設備が整って、それを保安院が目視しなければ、これは動かすわけにはいかないということを申し上げました。

私は、残念ながら、全部のところを直接行って見るわけにはいきません。だけれども、できるだけのところをやはり行って見なければいけないと思いましたが、この間の玄海のときも、短い時間でありましたけれども、行きました。

それから、保安院のみんなに、検査員が百人いますが、私は三・一一以降、保安院は本当にやはり気持ちを入れかえなきゃだめだ。まず、みんなは福島に行つて現場を見てこいということ、大体、百人いますうちの五十人ぐらいがもう既に現場に行つて、実際、一たん事故が起きたらいかに悲惨なことになるかということをやはり保安院の人たちは肌で知らなきゃだめですから、それを見てくるようにということを言いました。

それから、全国の所長もいます。この所長も集めて、個別に、昔、保安院に実は内部告発があつて、それを握りつぶしたことがあつたんですよ。だから、そんなことはないか、内部告発はないかということをやちゃんと確認しております。確かに、保安院は評判悪い。これは私も百も承知です。だけれども、今の制度からいえば、やはり保安院を動かすしかないんですよ、これは。ですから、その保安院の人たちに、少しでも今度の悲惨な結果というものをやはり身にしみて感じてもらつて、心を入れかえて、魂を入れかえて、そしてしっかりとチェックをしろということを常日ごろ言っておりますから、その一つの過程でこういうことが起きたということでございます。

ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○梶山委員 海江田大臣が大変真摯に取り組んでいるというのは私も評価をいたしております。これは新聞記事だけじゃなくて、私も県庁に確認をしてみました。そうしましたら、やはり県庁には直接連絡はなかったというんですね。なかつ

たから、新聞記事を見て、読売新聞でしか、そういう記事が十九日に出された。それで、二十日の日に、県庁の原対課から保安院に確認をして、朝一番で確認をしたんですけれども、返事が来たのが同日の二十三時三十分ということで、翌日、知事が定例記者会見の中で、我々には連絡がなかったという記者会見をしたわけでありました。

幾ら大臣が一生懸命やられても、下に伝わっていない。そして、一番大事な立地地域の不安や不信を取り除けないという事実があるわけであります。さらに重ねて、今回のストレステストのことでもあります。

この一連の流れについて、菅総理から御感想があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 先ほどの議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、今回のストレステストに関して、私の指示が時期的に遅かったり、あるいは不十分だったりして、関係閣僚あるいは自治体の皆さんにも大変混乱を引き起こすことになって、その点は心からおわびを申し上げます。そういう中で、経緯を述べよということでありましたが……(梶山委員「いや、感想」と呼ぶ)ええ、感想も含めてですね。

私は、先ほどIAEAの報告書のことでも申し上げましたが、これまでの法律体系では、保安院と経産省だけで再開を決めることができることになっていくわけですが、しかし、これだけの事故が起きた中では、やはりそれでは国民的な理解は十分に得られないのではないかと。原子力安全委員会は、設置のときにはかかるわけですが、従来は、再開のときには法律上はかかるわけがないことになっておりますが、しかし、もともと、基準のベースは安全委員会が指針の中で設けて、あの全電源喪失なども、喪失なんということは考えなくていいんだなという指針があったことも今回の原因になっているわけでありますので、原子力安全委員会自体も十分とは言えませんが、少なくとも、保安院だけではなく、そういう責任を持つ原子力安全委員会もかわった

形で、一つの新しいルールのもとで対応することが必要ではないか。これはIAEAで、保安院を、経産省から切り離して推進とチェックに分けた方がいいと、これは海江田大臣を含めて政府として提言をしたわけでありました。

こういうことを考えますと、私は、途中の過程ではいろいろと御迷惑をかけたけれども、最終的に、そうしたことも組み込んで三大臣の方から統一的な方向性を出していただいたことについて私が了解をしたわけでありすが、このことは、安全性あるいは国民の理解を得るという点では重要な一歩である、前進である、このように受けとめております。

○梶山委員 安全対策はやはり万全にすべきだと私も思っております。そして、とめるべきものともめる必要があると思ひます。

でも、このストレステストだけじゃなくて、今までいろいろやはりぶれているんですよ。三月三十日の、緊急安全の対策ということを言いました。五月六日に発表があった。そして、五月六日の夕方には、浜岡の原発を停止しようということでした。その根拠が、地震が起こる確率八四%、切迫している事情だということでありましたけれども、同じ資料を見ますと、福島原発〇・〇%、ことしの一月一日の資料で〇・〇%なんです。確率だけで物を言っているのではないと思ひますけれども、もしこれをとめるのであれば、ほかもとめなくちゃいけないところがあるということ、私は海江田大臣にもそういう旨の質問をさせていたいただきたいけれども、そのままになってしまったということでもあります。

さらにはまた、前回のシビアアクシデントの件も立地県には連絡が行かなかった。先ほどの浜岡をとめる件も、保安院は一切あずかり知らないというところでもありました。

今、過渡期であるといえ、それはそうなんですけれども、こういった体制が立地地域の不安や不信を増大させているんですね。ぜひこういうことのないように、その状況はわかりますよ、スト

レステストもやった方がいいに決まっていますよ。でも、やはり行政が前後してしまったり、右に左に揺れ動いたりしないように、その件に關しての菅総理の感想をいただきたいということだったんですけれども、万全の安全対策をするということですから、それはそれでよいと思います。

次に、本題に移らせていただきます。各委員会でも、この委員会におきましてもずっと議論してきたことなんですけれども、エネルギー政策、特に原子力政策は国策として進めてきた。ですから、一たび事故が起こったときには国がきちんと手を差し伸べていかなければならないという議論が、与野党の別なく交わされたと思っております。

今回の法律を読ませていただきました。国の責任というものをやはり法律の中で明示すべきではないかと思うんですけれども、その点について御感想をお聞かせいただきたいと思ひます。

○海江田国務大臣 お答え申し上げます。

確かに、委員御指摘のように、法律の条文あるいは文言として国の責任という言葉はございせん。しかし、私どもは、この法律を決めるに当たりました閣議決定を行っております。その閣議決定の中では、原子力事業者と共同して原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえつつという形で書いてございます。

そして、後からお尋ねがあるかもしれませんが、先取りをして申しわけございませんが、今度のこの賠償機構法の中では、もちろん、一義的にはこれは事業主体であります東京電力が行うわけでございすが、その賠償額が著しく大きくなつて国民生活等に重大な支障が生じるような例外的な状況において、これは機構法の六十五条でございすが、政府が機構に対して、予算で定める額の範囲内において、事後の国庫納付を前提としない、つまり返してくれないでいいですよという資金の交付を行うことができると思ひます。それから、そういう形で国もしっかりと負担をしたと思っております。

○梶山委員 閣議決定したのであれば、私は総則の第一条にやはり国の責任というものを明示すべきだと思います。これからの協議事項になろうかと思ひますけれども、ぜひそういった点を御考慮いただきたいと思ひます。

次に、機構法の組織なんですけれども、第二章から第五章まで、設立、運営委員会、役員等、業務ということで書かれておりますけれども、この機構法が成立をして、そして第二次の補正予算が成立をしたとすれば、仮定の話ですけれども、いづろ本格的な仕事ができるようになりますでしょうか。

○海江田国務大臣 まさに今委員御指摘をいただきました、補正予算の成立というものが大変大きなメルクマールになろうかと思ひます。この第二次補正予算案において、原子力損害賠償支援機構への出資金として七十億円、それから、東京電力の損害賠償支払いを支援するための交付国債の償還財源に係る利子負担分、これも国が行いますので、この二百億円を計上してございしますので、まずこの補正予算を通していただいて、それから可及的速やかに、もちろんこの法律を通していただくことが前提でございすが、この法律を通していただいて、そして二次補正案を通していただいて、それによってこの原子力損害に対する賠償の支払いがスムーズにいくものと思ひます。

○梶山委員 組織をつくり、また人選をして、そしてお金を用意してということですから、しばらく時間がかかると思ひます。その間、この被災者の人々への仮払いとか、本格交渉も含めてまだ少しづつおくれることになる。そのため、私ども議員立法としていわゆる仮払い法案を参議院に提出をさせていただき、今審議中であります。

仮払い法案というのは、政府の方も必要だと思ひます。認めいただいていると私は思っておりますけれども、その必要なる理由を少しお話をしたいと思ひます。皆様にお配りしている資料があります。全体像

を私もつかめておりませんので、茨城県に関してだけ、請求と仮払いがされた額というのをまとめてみました。

農畜産物、水産物、水産加工品、観光ということで、七月四日現在でこれだけの請求がなされているわけでありまして。約二百十三億円の請求が、七月四日です。六月末ぐらいだと思ふんですが、このくらいの請求がされる。そして、仮払いは十八億一千二百万円なんです。仮払い率でいくと八・五％なんです。これでは余りにも低いと思つています。

これ、まだ風評被害などは指針に入っていないと言われるのかもしれませんが、風評被害といえども実害なんです。入ってくるものが入つてこないということなんです。仮払い率八・五％ということは、百万円の請求をして八万五千円しか入つてこないということなんです。

この人たちの生活をどうするかということを考えたときに、あと一、二カ月かかるのであれば、仮払い法をきちんと通してもらつて、そしてその上で、今度の予算案には仮払い法の予算は当然議員立法ですから入つていせんけれども、予備費で予算の手当てをしていただくことが重要なことかと思ひますけれども、もし仮払い法が通れば、予算の手当てというものはしていただけますでしょうか。

○海江田国務大臣 ちよつと今の仮払いの方に入る前に、先ほど私がお話をしました電源車が整つていないというのは、あれは「もんじゅ」でございました。東海第二の場合は、想定震度を超える地震に遭つたため、そのため、このルールに従つて健全性確認ということで、東海第二の場合は、想定以上の地震が實際来たということでございます。

いずれにしても、そういう形で一つ一つチェックしていることは事実であります。そして今、仮払い法のお話でございますが、これはまさに今参議院で議論が行われているところでありまして、今私どもの方から、政府の立場

でございますので、政府の立場で、これが通つたら、通らない等というようなことで申し上げることはできません。ただ、それが法律の形を通れば、それはやはりしかるべき対応もとらなければいけないと思つております。

ただ、今お示しをいただきましたこのデータの中で、確かに東京電力の仮払いというのは、これはスタートするまでは大変時間がかかりました。しかも、最初は四百人ぐらいの人員でこの仮払いをやつておりました。

それで、いろいろなところに避難をさせている方々がいたわけですが、特にこの避難の方々は、第一次の仮払いでおよそ五万世帯の方々の居どころもはつきりしましたので、それから人員も今四百名からおよそ一千名にしておりますので、その意味では、この東京電力の仮払いというのも、これまで以上にスピードアップしてできると思ひます。

○梶山委員 ぜひ、この法案と仮払い法案、私は一対のものだと思つておりますので、この仮払い法案が通つたときには予算措置をお願いしたいと思ひます。

この組織ができて、そして、今度は機構から事業者への資金の交付という段階になったときに、後に返済する仕組みになつていくんですけれども、これは事業者の債務とはならないということなんですけれども、このことは、賠償には膨大な資金が必要になつてくる。そして、どう捻出するかということも当然政府でも、各党も考えたと思ひます。

政府だけではなくて、やはり同業者、電気事業者にも出してもらおうということになつたと思ひますけれども、今起こっている事故に対して電気事業者から出してもらうわけにはいかないということ、将来の事故に対しての保険機構的な役割というところで、そういう枠組みで、相互扶助という考え方の中での一般負担金だと思つております。

しかし、それも使わなければやはり支払いを賄

うことができないということで、附則の中で適用の適用が書かれていて、これらも全部一つで使いましようということになつていゝと思ふんですが、本音のところはこういうことだと思ふんです。

ぜひこれは勘定を分けるべきだと思ふんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○海江田国務大臣 この一般負担金というのは、今委員御指摘のありました相互扶助の考え方からきていゝわけでございますが、その中でも、今度の東京電力福島第一発電所の事故にかかわる損害賠償については、特別勘定ということで別枠を設けたらどうだろうかという意見があるのは承知をしております。

ただ、そこで勘定を分けてしまひますと、これはまさに、それは東京電力が負担をしなければならぬ債務だということが明確になつてしまひます。そうなりますと、会計上これは債務超過という可能性も生じてくるわけでございますから、その意味では、この勘定を分けて、将来の事故に對する備え、そしてこれまでの事故についても、やはり、お互い相互扶助の立場でやつていゝという形でお願いをしていゝわけでございます。

○梶山委員 一般的には少し異様な感じがするんですけれども、我が党でもいろいろな議論がありまして、法的整理をしたらいいだろうという意見の方もおいでになります。それではなくて、これに従つて少し形を変えた形でまだできまいかという人もいゝわけでありまして、やはり一般の人たちから見ると、なかなかいゝ言えないようなところがあるんです。

このことが電力料金の値上げにもつながつてくるかと思ふんですけれども、一般負担金に關しましては、総括原価に入ることと料金の値上げにつながる可能性があるということでありまして、そして特別負担金、具体的に言へば東電が返すお金に關しては、これはそうではないということですので、この辺のところを詳しく説明をしていただければと思ひます。

○海江田国務大臣 もう今既に委員から御指摘をいただきましたけれども、一般負担金、この部分については、これはコストの中に入れることもやむなしということでございます。

ただ、それに当たつては、安易に料金に転嫁しないように最大限の経営努力をお願いするということと同時に、電気料金というのは、もう御案内だろと思ひますが、下げるときは、こうやつて下げますよという届け出でよろしゅうございまして、上げるとなつたら、これはやはり経済産業大臣の認可になります。経済産業大臣が、そうした具体的な上がつてまいりました料金の値上げについて、しっかりとこれを査定すると申ししますか、その一つ一つについて厳しくチェックをするということとは言ひまでもないであります。

そして、もう片方の特別負担金の方でございますが、これはやはり、事業主、今回は東京電力でございますが、この東京電力に最大限のリストラと申ししますか、最大限の経営努力をやつていただく。これは、聖域なき経営努力をやつていただく、不要なもののは売却をしていただくというように含めて、そういうことで料金に転嫁をしないようにいゝことでございます。

○梶山委員 補正予算において、予算総則において二兆円の交付国債を設定するとともに、政府保証の二兆円も設定をされたということでありまして。この交付国債は、東電の賠償に用いゝという理解でよろしいんと思ひます。

もう一つの政府保証枠というのは、金融機関から機構がお金を借りる、そして東電に融資をする形になろうかと思ひますけれども、このお金は、設備投資であるとか、例えば債務の返済にも使われる可能性があるわけでしょうか。

○海江田国務大臣 今委員御指摘のように、この二兆円の交付国債、これはまさに損害賠償のために使われるということでございますが、さらに機構に對して二兆円の政府保証枠ということでございますから、この保証の枠の中で事業者が必要に應じて資金を借りていただひて、そしてそのお金



○黄川田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後一時開議

○黄川田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。梶山弘志君。

○梶山委員 午前中に続きまして、質疑をさせていただきます。

原賠法、原子力損害の賠償に関する法律と規制の体制のあり方について質疑をさせていただきますと存じます。

いわゆる原賠法ができたのが昭和三十六年でございます。初めての適用が、今から十二年前、一九九九年の東海村におけるジェー・シー・オーの事故でありました。国内初の臨界の事故ということでありました。一日半から二日間で収束はいたしましたけれども、目に見えない恐怖を地元の人たちは味わいました。私も十キロ圏内に住んでおりまして、当時、屋内退避ということ、なかなか情報がない中で夜を過ごしたことを覚えております。東海村の日本原電第二発電所も、私の住んでいるところから十キロ圏内でもあります。

この原賠法についてでありますけれども、原賠法には入り口が三つありまして、一つ目は民間の保険契約、二つ目は、今回の適用となりました政府補償契約、そして三つ目が、三条第一項ただし書きの免責の規定ということでありますけれども、ジェー・シー・オーのときは民間の保険契約が適用されました。

先ほど申しましたように、今回は政府補償契約ということですが、三条第一項の免責に関しては今回政府内でも議論がされたかと思えます。どういった議論がされたのか、お聞かせいただけますか。

○海江田国務大臣 梶山委員にお答えをいたします。

やはり一番この議論の論点になりましたのが、今回の地震、津波、それによる東京電力の福島第一発電所の事故であったわけでございますから、この地震と津波がそれこそ想像を絶するようなものであったのかどうかということになるかと思えます。

○梶山委員 事業者は免責にならないということでも多分三条一項ただし書きが採用されなかったと私は思うんですが、現実には、異常に巨大な天災地変というのは、昨日もこの委員会の中で地震の例が例えられましたけれども、どうもびんこないんです。ですから、こういった点は今後やはり直していく必要がある。直していかないと、逆に事業者の覚悟がでないのかなという気がいたします。

昭和三十六年にできたときに、実際にどういった被害が起こったかということ、当時の原子力産業会議に報告してもらっているんですね。当時ですから、百万キロワットの発電所は想定して、五千万キロワットの発電所を想定して、五千万キロワットの発電所を想定して、その価値で最悪の場合は三兆七千億の損害が発生するという試算が出ています。でも、現実には、これだけの仕組みをつくるのは事業者も国も大変だということ、実際の被害想定を反映することなく、損害保険会社や再保険市場といった払い手側の事情のみで今の制度になってしまったと言っている書物もあるわけでありまして、

ですから、現実には今回も一千二百億円用意をされましたけれども、とても追いつかないから今回の機構法が出てきたと思っております。

あつてはならないことですが、今後は絶対こういうことが起こらないようにしなければならぬと、必ず起こらないと限らない。ですから、今回の事象、事例を参考に、しっかりと原賠法も見直すべきではないかという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 今行われている議論も踏まえ

まして、そして将来にわたってどうすべきかということ、引き続き議論をしていきたいと思います。○梶山委員 まずは、生活者の支援、被災者の支援ということだと思います。でも、その次の段階でこの原賠法も視野に入れていただきたいと存じます。

それともう一つ、原子力の規制側の体制なんですけれども、原子力に賛成か反対かにかかわらず、原子力の立地地域、十三道県とそして市町村、必ず要望書で出てくる場合には、保安院を経済産業省から分離独立すべきだという意見書、要望書が出てくるわけですね。私もそう思っております。私も立地地域に住んでおりますし、立地地域の意識からすると、推進と規制が同じ建屋の中にいる、一つ屋根の下に住んでいるというのは、どうもやはり、公平性の面からも、またお互いに厳しさも欠けてしまっているのではないかと気がいたします。

ですから、私も、与党時代も経済産業大臣、通産大臣がかわるたびにこの件について質問をさせていただきまして、なかなかいい答えが返ってこなかった。民主党さんのマニフェストにはそういったことが書かれておりましたけれども、後の政権ができて、経産大臣にお伺いしても、今前向きに検討するというような話でしたけれども、今回は細野大臣がそういう方針も打ち出してありますので、これは並行して早急に見直しただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 これは私も何度も答弁を申し上げております。

今民主党のマニフェストということでお話ございましたけれども、正式に言いますと、マニフェストと一緒にしております政策集の中でございしますが、ここにはしっかりと書かれてございます。これは、二〇〇七年のIAEAの勧告にもそういうことが盛り込まれておりますから、私も経済産業省の中で口を酸っぱくして保安院の独立はす

べきだということを言っておりますので、あとはタイミングを見てということでございますから、これはしかし、余り遅くなつてはいけません。鉄は熱いうちに打てでございますから、片一方で今の東京電力福島第一発電所の炉の収束の進展を見ながら、私もただけじゃありませんで、今ほかの省庁に行っているところも集めていただければいいと思います。それから、それぞれ関係のある大臣が協力をして、一刻も早く、そして適切なタイミングでこれを行うつもりでございます。

○梶山委員 ただ分離すればいいということではなくて、海外の組織、事例を参考にすることにも、原子力安全委員会、原子力委員会にどういった機能を持たせていくのか、お互いどういう関係でいくのかということまで含めて、またさらには、できるだけ立地道県、さらに市町村の意見を聞いていただきたいんですね。

私も、与党時代もそうなんですけれども、野党になつても原子力推進の立場で活動をしてまいりました。ですから、今回の事故というものは非常に心を痛めておりますし、自戒の念を持ちながら、政府の足らざるどころ、及ばざるどころをお手伝いできまいかという思いで取り組んでいるところであります。

その中で自分が反省しているのは、今の保安院、もっと強く与党時代も主張すべきだったということ、さらにはまた、高齢年化をさらに延ばしていくということについても、我々与党時代の議論でありましたけれども、そういったことでもう少し真剣に論じていけばよかったという思いもございします。

いずれにしても、今の民主党政権も、我々のエネルギー政策は引き継いだ。ほかの政策は転換したのものもあるかもしれませんが、この政策は引き継いだということですから、政府がしっかりと責任を持って、我々も進めてきた議員としてお手伝いをしていきますから、ぜひ前向きに、今回の法案も成立するような努力をともにしてまいりたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○黄川田委員長 この際、西村康稔君から関連質疑の申し出があります。高市君の持ち時間の範囲内でこれを許します。西村康稔君。

○西村(康)委員 ありがとうございます。自民党の西村康稔でございます。

午前中からずっと議論を聞いておりまして、きょうは賠償スキームの法律でありますけれども、やはり最初にストレステストの話を開かないと、午前中から総理の答弁を聞いておりましたけれども、よくわかりません、総理が何を考えておられるのか、どういうふうに進めようとしておられるのか。ぜひこの点についてまず伺いをしたいと思いますが、突然方針が変わる、突然別のことを言い出す、これが今の菅政権への不信へとなっているんだと思います。何を言い出すかわからない、予測が立たない、このことが最大の問題だということに思います。

総理は、一定のめどがつけばやめられるという趣旨のことを言及されました。きのう民主党の岡田幹事長が、八月下旬に民主党の代表選をやるということと言われました。総理、いよいよやめられる覚悟をされて、その思いを岡田幹事長が代弁された、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○菅内閣総理大臣 いろいろと、思いつきで私がいろいろなことを言っているという御指摘をいただいています。

確かに、十分な説明がなくてそういうふうに従ってとめられた部分が一部あったことは、すべては否定いたしません。しかし、後ほど議論になると、思いですが、ストレステストの問題についても、やはり三月十一日というものがまずあったわけですから、今までの原子力行政でいゆるのか、今、梶山議員からもありましたが、いわゆる保安院を原子力を推進する立場の経産省の中に置いたままでもいいのか、これはIAEAへの報告書にも出していただくわけですか。

そういうものの中から、一つの安全性を確認す

る上で、保安院にだけ責任、権限を預けた今の法制のもとではありますけれども、そうでない立場の原子力安全委員会も加わった形が必要だと。これは決していわゆる短期的な思いつきで申し上げたのではなくて、三月十一日の事故発生以来、いろいろな議論なり考えの中から申し上げたことであります。

今、岡田幹事長の発言について触れましたが、どういう表現をされたか、私も聞いておりません。私の発言は、六月二日に民主党の代議士会で申し上げたこと、そしてそれについて私自身の記者会見で申し上げたこと、繰り返しても結構ですが、それに尽きております。

○西村(康)委員 党の代表と幹事長は意思疎通を図られていないんですか。一体民主党の中はどうなっているんですか。

我々、まさに心をつなにして、東北地方の復興、そして日本の再建をやるうとして。余りこのことを申し上げても時間の無駄ですからもう申し上げませんが、我々、与野党立場はそれぞれありますけれども、それを超えてぜひ建設的な論戦をしていきたいと思っておりますので、この後、よろしくお願いしたいと思います。

今、三月十一日以降、ストレステスト、思いつきではなくていろいろ考えていたというお話がありました。(菅内閣総理大臣「ストレステストじゃなくて、保安院です」と呼ぶ)保安院のことを考えているというお話がありました。

しかし、それならそれで、どのタイミングでストレステストのことを考え始めたのか、その時点でなぜ閣僚に指示をなされなかったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。やはり思いつきで言われたのか、それとも、考えておられたけれども、まさに玄海が立ち上がるというこのタイミングを見計らって打ち出されたのか、総理のお考えをお伺いします。

○菅内閣総理大臣 先ほども申し上げましたけれども、三月十一日の事故から、もちろん、初めのうちは、本日に毎日毎日、背筋を寒くする思い

の中で対応に追われてまいりました。そして、いろいろな段階を経て、IAEAに対して、閣僚会議の前に報告書を出すことになりました。六月七日にIAEAに対する報告書を政府として出したわけでありまして、この中で、まず第一に、原子力安全・保安院を経産省から独立させる、そして原子力安全委員会も含めて安全規制行政の見直しを進めていく、このことは報告書の中にもきちっと盛り込んでおります。

そういう中で、再稼働の議論の中で、そこは私も大変反省をしておりますが、もつと早い段階で、保安院だけに任せるのではない、新しいルールづくりについて指示をもつと早い段階でしておけばよかったと今反省しておりますけれども、そういう形の中で、私としては、保安院だけに基準を提示させ、そしてその判断も保安院が行うという、今の法体系ではそうなっておりますが、それでは国民の安心は、あるいは納得は得られない、そう考えまして、若干おくれたところはあったかもしれないけれども、私の方から経産大臣として担当の細野大臣に、そういう国民的に納得が得られるルールづくり、納得が得られる判断の場を検討してほしい、こう申し上げました。

その後、一連の経緯がありました。昨日、官房長官も含めた三大臣から一定の方向性を出されてまいりまして、私もそれを了承いたしました。私は、大変いい内容での検証の形が生まれた、国民の皆さんに納得いただける検証のやり方が生まれた、こう考えております。

○西村(康)委員 どこがいい検証の仕組みですか。どこが仕組みがいいわけですか。総理、ストレステストとは何か、お答えをいただきたいと思

います。御説明いただきたいと思

裁判官に対する信頼があつて判決が社会的にも認知をされるわけでありまして。そういう意味では、先ほど来申し上げているように、従来の仕組みのままであれば、再開については、原子力安全・保安院の方から、こういう項目がきちんとあつて、それをちゃんとしなさいという指示があつて、そしてそれを判断するのも保安院で、そして経産大臣がそれを最終的に確定する、法律に基づいて。

先ほど来申し上げておりますように、私は、あれだけの事故が起きた中では、そういうやり方は国民的な理解が得られないだろうと。細かく申し上げてもいいですが、今ある組織の中では一番、原子力安全の基本的な指針をつくっている安全委員会にもきちんと関与してほしい、これは、細野大臣を通して、大臣の方からも原子力安全委員会にいわば要請をいたしました。

結果として、内容についても、つまり、どういう項目を行うかということについても、それから最終的な判断に対する確認についても、原子力安全委員会も関与していただくということになったことは大きな進歩です。また、事前にこういう項目をテストの対象にするかということも、当然今後、保安院に対して今原子力安全委員会の方からいろいろと質問のような形で出されておりますので、国民的な前に明らかになりますので、そういう一連のシステムが、私は、従来のシステムよりは、国民的な安心を得る上で、納得を得る上で前進した、こう思っております。

○西村(康)委員 物すごく基本的なことだけお伺いします。簡潔にぜひお答えをいただきたいと思

います。

安全基準とストレステストの関係はどういう関係なんですか、総理。御説明いただけませんか。

○菅内閣総理大臣 ストレステストというのは、既にヨーロッパでも行われておりますけれども、その中身については、それぞれの、ヨーロッパで行われるもの、あるいはこれから日本で行われるもの、一〇〇%何か決まっているとは承知をいたしておりません。

今回の場合は、先ほど申し上げましたように、こうした項目を、今後、安全評価の評価項目や評価実施計画を原子力安全委員会も関与する中で策定していく、そういうことが私は大きく違っている、このように思っています。

○西村(康)委員 パネルの一枚目を出していただいているでしょうか。

総理はこれまで、三月三十日に、これは海江田大臣がやられた緊急安全対策、そして六月十八日にさらに、シビアアクシデント、炉心損傷のようなことがあった場合に、それでも大きな爆発が起らないようにしよう、この安全対策も大丈夫だということ、安全宣言をされた、このことについて、総理はどのように発言をされています。五月十三日には、これは浜岡をとめられた後のことだと思えますが、緊急的な安全措置もしっかり講じられたものについては、従来の方針に沿って安全性が確保されれば稼働を認めていくことになる。

十八日、海江田大臣が、各原発、シビアアクシデント対策が適切にとられたと安全宣言をされました。その後総理は、私も全く同じ考えだ、すべての原発を停止するとは言っていない。つまり、安全対策については安全基準を満たして適切に行われている、このことを総理は認められているわけだ。

総理、おわかりになつていられるのか、恐らくわかつておられないので私から言いますけれども、ストレステストは、安全基準は満たした上で、その上にどれだけ余裕があるか、安全基準より上にどれだけ余裕があるかという、耐性の、どこまで耐えられるか、上はどこまで行けるかというテストなんです。ですから、ヨーロッパでも同じ考えです。安全基準は満たす、当然これは再稼働していくべきだと海江田大臣は言われた、これまで努力をしてこれだとおっしゃいます。その上で、さらに上はどこまで耐えられるかという耐性テスト、ストレステストをやる、これは我々も理解ができます。

そして、総理は盛んに保安院はだめだと。私も

保安院はだめだと思えます。今回、海江田大臣は一生懸命やっておられます、やっておられますけれども、結果として、人数も全然足らず、本省から二百人以上応援を得て、やつのことでやっている。しかも、もう多くは申し上げませんが、原子力を推進してきた組織と人事も一体的になされている。そんなことで原子力の監視ができるわけがない、そのとおりだと思います。

しかし、総理、この五月の段階、六月の段階で、安全委員会、ちゃんとチェックしたのか。総理は安全委員会、安全委員会と言われますけれども、総理は安全委員会に指示を出されたんですか、確認をされたんですか、お伺いしたいと思えます。

○菅内閣総理大臣 先ほど来申し上げてますように、私が今申し上げたようなことについて、いろいろと指示が十分な早い段階でできなかったことについて、いろいろ関係者に御迷惑をかけたことについては申しわけない、こう思っております。

その上で申し上げますと、現在の法体系は、余り細かく申し上げても恐縮ですが、例えば原子力災害法、原災法の本部長という立場では、これは地域的な原子力災害の問題に対しての権限でありまして、この問題ではほとんどのことを私は原子力安全委員会に助言を求めて、対応の決定に当たってまいりました。しかし、今回のような災害地域以外の問題では、そういう仕組みには原災法の本部長という立場ではなっていないので、そして、先ほど来申し上げましたように、従来の法律では原子力安全委員会も関与をしていなかったわけでありまして。

私は、ある段階で、原子力安全委員会の関与について事務方も含めてお聞きしましたら、いや、法律上そうなのではないというお答えでありましたので、いや、法律上そうなのではないけれども、それではなかなか理解が得られぬのではないかと、いうことも申し上げ、そういう中から、関係閣僚に、原子力安全委員会も関与する形の新しいルー

ルづくり、新しい判断の場を設けてほしいということを示したしました。

○西村(康)委員 明確に答えていただけないようですので、恐らく指示をされていない、確認をされていないんだと思えます。その根拠もお示ししたいと思えます。三枚目のパネルを出していただければと思います。

六月十八日に海江田大臣が、シビアアクシデント対策、安全基準は大丈夫だと安全宣言をされました。しかし、そのとき、安全委員会はこういう議事をやっているんです。班目委員長の議事録が残っております。六月十八日のシビアアクシデント対策についてですけども、「水素爆発の防止だとか通信手段の高台への移設だとか、」中略しましけれども、「これについては、今後、継続的に確認していくことでございますね」と。

総理、先ほど来申し上げていますが、まず安全基準を満たしているかどうかという判断があつて、その上で、それを満たしている上で、そこから先どこまで耐えられるかというストレステストがあるわけですね。ストレステストを安全委員会に関与させてやる、これはいいでしょう。しかし、まずは安全基準を満たしているかどうかの判断を安全委員会にただすが総理の仕事じゃないですか。

安全委員長、班目委員長、この段階で幾つか課題を残しながら、保安院に、経産省に対して、なぜこうしたことを早くやるようにという指示を出さないんですか。班目委員長の見解をお伺いしたいと思えます。

○班目参考人 安全委員会の役割は、原子力安全の確保のための規制に関する基本的な方針を示すことにございます。したがって、指針類等を定めているわけでございます。

しかしながら、運転管理段階に入った炉については、安全委員会としては直接的な関与は法的にはできないことになってございます。しかしながら、安全委員会設置法の二十五条には報告徴取をかけられるというので、それを使って、今回スト

レステストに関しても指導的な役割を果たそうと考えているという次第です。

○西村(康)委員 ストレステストについてはいいんです。これはもちろん安全委員会の知見も使つてやつてもらいたいんです。安全基準を満たしている、そこから上はどれだけ耐えられるか、これも大事なテストだと思います。しかし、まずは、安全基準を満たしているかどうかのところまでこれだけまだ課題があるわけでしょう。それをほったらかしてストレステストとは、どういうことですか、これは。

海江田大臣、班目委員長のこの発言、つまり、安全委員会ではまだ課題があると言っておきながら安全宣言を出されたわけですね。もちろん、中長期的な課題もあるでしょう、今すぐできないことあるでしょう。しかし、これは総理のさっきの答弁とも関連しますけれども、ストレステストという、基準より上のことを先にやるんじゃないかと、まずは安全基準について、安全委員会ともしっかり連携をとって、安全委員会の知見も使つて、満たしていることを確認していくこと、これがまず最低限の条件じゃないですか。海江田大臣、いかがですか。

○海江田国務大臣 私も、安全基準とそれからストレステストの関係は今委員が御指摘のあったものだと考えております。ですから、当初は、まず安全基準をクリアして、そして稼働をさせて、そして稼働していく中でストレステストをかけてという、これはヨーロッパなどでもそういうやり方をしておりますから、そういうものだと思っております。

しかし、もちろん今は、昨日、三大臣で会合をしまして、そして、より一層の安全のためにこのストレステストをまず一次、これは現在定検で停止中のものについてはかける、その方がより多くの皆様方の信頼を得られる、安心を得られるということでございますので、私は、そういうふうに行うことが政府の方針だというふうに感じております。

○西村(康)委員 総理、もう一回、この安全基準について安全委員会の意見を求めること、これを先にやることの方が大事じゃないですか。ストレステストは、安全基準を満たした、それ以上、上の話です。それをまず指示を出すのが総理の仕事じゃないですか。

○菅内閣総理大臣 私の理解では、原子力安全委員会は設置についての安全基準というものを保持しておられますけれども、今、班目委員長も言われましたように、再開についての基準というものを原子力安全委員会自身が持つておられるというふうには伺っております。

ですから、今委員長が言われたように、設置法の二十五条を用いて、この七月の六日に原子力保安院に対して、原子力保安院がどういうことを検査するのか、しようとされたのかということをお聞きになって聞いておりますので、そういう中で、今御指摘のあった、今後の再開にも一つの参考になる、どういうことをチェックするかというものがその原子力安全委員会と保安院の間の検討で具体化してくる、このように理解しております。

○西村(康)委員 運転の再開の可否について安全委員会は権限がないと言われましたが、総理は、ストレステストで、まさに安全委員会にその妥当性を判断する権限を与えたわけでしょう。総理、安全基準があつて、その上のストレステストですよ。したがって、安全基準についても、安全委員会にそういうことをチェックしろという指示を出すのが当然じゃないですか。上のストレステストのところだけ、再開の可否だけ安全委員会に妥当性を、その権限を与えて、そもその安全基準については安全委員会は関係ない。保安院だけではだめだとおっしゃっているんですから、安全委員会にそこもしっかり関与させることが大事じゃないですか。

将来的には組織を変えていくことではないけれども、安全委員会をもっと使う、なぜストレステストだけ、総理はそれだけ強調されるんですか。まずは安全基準ですよ。その部分、ちょっと誤解があるんじゃないかと、わかっておられないんじゃないかと思ひますので、総理、お答えをいただきたいと思ひます。

○海江田国務大臣 昨日、三大臣、そして最終的には総理も入つていただきました。そして決めたこの現在の問題の解決方法であります。これは七月の六日にちょうどいいタイミングでございまして、委員長の御話があったとおりでございますが、この七月六日の安全委員会の要求を受けて、以下のような手順でその安全評価を行うということでございます。

これらの安全評価においては、現行法令では関与が求められていない原子力安全委員会による確認のもと、評価の項目でありますとか評価の実施計画を作成し、これに従つて事業者が評価を行う、その結果について、原子力安全・保安院が確認をし、さらに原子力安全委員会がその妥当性を確認するということになっております。それから、この意味では安全に対する基準、安全基準、そしてその評価というものが行われるものと考えております。

○西村(康)委員 ちょっと質問の仕方を変えます。総理は、安全基準とストレステストの関係もよくわかつておられないんじゃないかと朝からの質問を聞いて思ひまして、先ほど私申し上げたわけですが、

総理は、まさに、質問を聞いていただいて、質問を答えますから。総理、総理は、まさに玄海原発が立ち上がるという直前にこのストレステストを持ち出されました。総理は、まさに玄海をとめようとして、立ち上がるのをとめようとして言われたんじゃないですか。総理は、原発をすべてとめよう、そういう思いを持っておられるんじゃないですか。その点を確認したいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 先ほどの御質問の中で、何か私が原子力委員会にそういう権限を与えたのではないかとという趣旨のお話がありました。原子力安全委員会というのは極めて高い独立性を持った組織でありまして、もちろん法改正等があれば別として、私の立場でこういう権限を与えるとか与えないということとはできる形になっておりません。先ほど、本部長としては助言をいただくという形で、原発法の、特別措置法に基づく本部長を務めてきたところであります。

今、玄海原発について、何か私がすべての原発をとめようとしてやったのではないかとという趣旨の御質問をいただきましたけれども、そういうこと、何か先入観でもつてやったということは全くありません。

先ほど来申し上げていますように、従来の、事故がない時代の一つのルールであれば、それはこれまでのように保安院が一定の、特に今回の場合は、もうちょっとこうした方がいい、ああした方がいいという緊急的なことも提起して、そしてそれをチェックするもの、もちろん、事業者からの報告を受けてチェックをするもの、保安院がチェックをしているわけです。そして、最終的には保安院の上司に当たる経産大臣が最終判断をする形になっているわけですが、そういう形では、私は、これだけの事故があつた後では国民的な理解を得られない。

ですから、もっと、国民的に見て、こういう基準で、専門家のだれが見ても適切な一つの項目があつて、それをまた適切な人たちが、必要なのであればいろいろと見たりして判断をして、そしてその結果を踏まえて、最終的には、先ほど申し上げましたように、今回は経産大臣を含む、あるいは細野大臣を含む、私も含んだ、官房長官も含んだところで最終判断はしよう。

しかし、法律的なつけは、現在でも原子炉等規制法なり電気事業法に基づく経産大臣の権限になつてはいるわけですが、しかし、こういう事態でありますので、四者で話をしまして、最終的には、そういう専門家の皆さんの十分なる知見をいただいた上で四者で最終的に判断しよう、そういうことにいたしました。

○西村(康)委員 原発をすべてとめるつもりではないという御発言をいただきましたので、日本経済あるいは電力の安定供給という視点からは少し安心をするわけですが、

先ほど来お話に出ていますとおり、保安院も、安全委員会も十分に今回その機能を果たしていない。先ほどのパネルのように、まるで人ごとのように、これから先まだ課題がありますねというところとめてある。あの段階で、もっとこれとこれとこれをやるべきだという助言を本来総理にすべきだと私は思ひますが、そういう意味で、保安院も安全委員会も十分にその機能を果たしていない。

その意味で、今後、安全規制の体制を考えられるという、午前中からの質疑の中で、そういう答弁もありました。私もそういう方向で見直していくべきだと思ひますが、もう一点、私は、世界に開かれた規制体制、例えばIAEAの力をかりる。これは今、残念ながら、保安院も安全委員会も、そして今の政権も政府も信頼を失つている中で、大変情けない話ではありますが、外からの力もかりる、外の知見もかりる、そういうことも必要かというふうに思ひます。

ストレステストはヨーロッパのやり方を参考にしておられますが、ヨーロッパは、動かしなから、いろいろなシミュレーション、コンピュータ上で解析しながら、どこまで耐えられるかということと点検していつているわけでありまして、安全基準を満たしたものは動かす、そして、その上で、さらにどこまで耐えられるか、そのテストをしていくことだと思ひますので、そういう方針でぜひやっていただきたいと思ひます。

まずは、開かれた規制体制、IAEA、こんな力もかりながら進めていく、このことについての総理の見解をお伺いしたいと思ひます。

○海江田国務大臣 IAEAとも密接に連絡をとっていくことは、そのとおりでございます。

ます。

○西村(康)委員 総理、ぜひ。

○菅内閣総理大臣 先ほども申し上げましたが、IAEAで、日本の福島原発の問題を中心にした閣僚会議が行われました。もちろん、経産大臣に出席をいただきました。また、その前に、政府として、IAEAに報告書も提出いたしました。できるだけ、ありのままといましようか、そういう形で、細野、当時は総理大臣補佐官でありましたが、そのもとで、その報告書をつくって、できるだけありのまま伝えたいつもりであります。

そして、今回のことについても、IAEA、ヨーロッパでは、国を超えてお互いに検証するということもされているようであります。日本の場合、すぐに国を超えてというところまで行けるかどうかは別として、IAEAの貴重な知見、従来から、いろいろな指摘をいただきながら、必ずしもそれを実行してこなかったという日本の国としての原子力行政の反省も踏まえて、ぜひともIAEAのそうした知見を十分生かさせていただきたい、こう思っております。

○西村(康)委員 この問題ももっと議論したいんですけれども、きょうは賠償スキームの審議でありますので、賠償スキームの議論に入りたいと思います。

先般、予算委員会で、先輩の塩崎委員が、この資料、同じ資料を今回使わせていただいておりますけれども、「負担・責任の順位」というものであります。

今回、福島第一、大きな事故で、今ある原賠法、原子力賠償法のスキームでいきますと、原子力事業者、東電が責任を負うということ、国の一千二百億を超えては無過失、無限責任ということでありまして、それをどういう形で負担を負うのかということでありまして、先般、総理は、塩崎委員のこの順位表を見ながら、考え方は同じだということをおっしゃられておりました。まず、最初はやはり東電が、東電の経営者、リストラ、徹底的にここから財源を出していくことが

大事だと思えます。

既に、東電リストラ調査委員会、東京電力に関する経営・財務調査委員会が開かれておりますけれども、これは閣議決定のみで法的根拠はありません。今後、この賠償スキーム、我々、どのような形で対案を出すのか、修正をするのか、これから党内の意見をまとめたいと思っておりますけれども、いずれにしても、何らかの形で東電に賠償を払ってもらうための支援のスキームをつくっていかなくちゃいけない。そのときに、東電が、まず持ち得るもの、離れるものは全部離す、リストラを徹底的にやる、そこでその財源を出していく。当然のことでありまして、法的根拠がない調査委員会では、今後いろいろな形で支援をする、例えば資本注入しようにも、それはできないわけであり

ます。その意味で、まずこの調査委員会をしっかりと法律上位置づけることが大事だと思いますけれども、この点についての見解をお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 お答えをいたします。

今まだこの機構の法律は成立をしておりますが、しかし、既に第三者の調査の委員会が設置をされまして、これがいわば一手手前のと申しますか、資産の中身あるいは今の経営の状況などについて、これはそれぞれの法律の専門家あるいは会計の専門家を選んでございまして、こういう方々が既に調査を始めているところでございまして、いよいよこれからこの法律が成立をしまして、正式に国からの資金が行く、あるいは国からの交付国債があつて、そしてこの東京電力に資金が行くということとでしっかりと組織になつていくということとでございまして。

○西村(康)委員 ちよつとわかりにくいんですが、予備的な事前の調査ということでは理解ができませんが、改めて法律上しっかりと位置づけて、そして手当てをして、徹底的なリストラをやった上で国のお金、国民の皆さんの税金が入っていく、そういう理解でよろしいでしょうか。

○海江田国務大臣 もちろんそういう形になりますが、ただ、今東京電力に対して種々の法律に基づく指示ができるのは経産大臣ということになっておりますから、その調査会からこういう形で指示を出してもらいたいという要請があれば、私どもでそれを受けてしっかりと東京電力に対してそういう措置を命じていく、あるいは指示をしていく、こういう形になろうかと思ひます。

○西村(康)委員 余り細かいことばかり議論してもしようがないんですが、予備的な調査、予備的な段階だというふうな理解でよろしいですか。それだけお答えいただければ。

○海江田国務大臣 そういう形で御理解いただいで結構でございます。

○西村(康)委員 続いて、株主あるいは債権者の責任についてお伺いしたいと思います。

午前中の答弁で、こうした株主の責任も求めるということ、海江田大臣は答弁をされたと思ひます。国の税金を入れる以上、その前にやはりステークホルダーの方々に責任をとってもらわないと、一般の国民の税金を入れる、これは理屈が通らない。したがって、例えば電気料金の値上げを認める、あるいは税金を投入する、そういうことが確定をする前に、こうした方々の責任を問う。それを問わない限り、なかなか、なかなかというか、国民の税金あるいは電気料金値上げは認められない、こういうことだと思ひますけれども、この点について経産大臣にお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 一般負担金とは別の特別負担金、これは東京電力が負担をするわけでございしますが、これは、いわゆる電気料金の値上げにしない、コストにしないということで、東京電力側もそういう意向がございまして、私どももそういうつもりでございまして、この時点でやはり徹底的にリストラ策をしっかりとチェックをしなければいけないというふうな思ひしております。

○西村(康)委員 もう一方の一般負担金についてあります。

五番目のパネルにかえていただいて、政府から提出、提案をされている今回の法律のスキームがあります。これによりまして、東電がいわゆる特別負担金という形で今回の事故の賠償に当たる、そのための交付国債、国から援助を受けたものについて一定の負担をしていく。

しかし、他方、右下にあります他の電力会社、これは東電も含まれていると思ひますが、一般負担金、今後事故があつたときには相互扶助、あるいは保険的なものとして事故があつたときに備えとして負担金を払うというふうな理解をすればわかりやすいんですが、これまでの説明によりまして、この他社の、他の電力会社の負担金も今回の賠償に充てるといふ、いわゆる奉加帳方式、護送船団方式で他の電力会社にまで負担を求める。

しかも、この金額が幾らになるのか、あるいはそれが何年間、賠償はまだしばらく続きますから、確定するまでに時間がかかりますから、他の電力会社にとつてみれば、それが何年間、どれだけの負担になるかわからない。これが他の電力会社の資金調達を困難にしている、社債の発行もできない、こういう状況になっているんだと思ひます。

私たちは、この他社の負担と東電の負担は分けるべきだ、つまり、今回の事故の処理のための勘定と、今後事故が起こつたときに備えての各社の負担、備えとは分けるべきだというふうな考えておりますが、この負担金の性格についてぜひお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 私どもは、今度のこのスキームをまさに相互扶助のスキームと位置づけております。その意味におきまして、この一般負担金も、まさにお互い融通し合う、お互い助け合うというところで、こういう形ですべての原子力発電を行っている電気事業者に対してこの一般負担金をお願いしたところでございまして。そして今、委員から御意見のございました、勘定を区別すべきではないだろうかということで、まさに将来の、あつてはならないことではありま

すけれども、万が一こうした事故が起きたときの備えの部分と、今既に起きてしまったこの東京電力の福島第一発電所の勘定を分けるべきではないだろうかというお話がございましたけれども、この勘定を分けると、そこに大きな債務が立つてまいります。これはまだ金額ははっきりしておりませんが、恐らく何兆円という大きな債務が立ちますので、この債務に対して、やはり東京電力がその債務を負わなければいけないということになりまして、これは会計上債務超過のおそれもあるわけでございますから、そういう選択肢はとれないということでございます。

○西村(康)委員 我が党内には、今まさに大臣がおっしゃったような、債務超過の状況がもし明らかだとすれば法的整理をすべきだという意見も根強くあります。

しかし、他方、今第一にやるべきは、やはり被害を受けた被災者の方々にしっかりと賠償をしていく。そういう観点からすると、東電にできるだけ頑張ってもらって、リストラをしつつ、かつ賠償をしてもらうというのが、私はそれが基本だと思っております。

しかし、他方、そのことに集中するがゆえに、そのことをやるがゆえに、他社、他の電力会社まで資金調達ができなくなって、まさにストレステストに対しての安全投資もこれからやらないといけない、あるいは総理が熱心に言われている新エネルギーに対して、再生可能エネルギーに対しての投資もこれからやっていかなきゃいけない、買収などの系統対策もある、その資金調達が非常に困難になってきている。この状態は避けたい、今後全電力会社がそうした投資ができなくなってしまうという状況になるわけであります。

私はぜひ、これは勘定を分けて、ただ、国の支援も入れながら東電に頑張ってもらって、当面賠償を一生懸命やってもらう、このスキームを、ぜひ知恵を出したいと思っておりますので、海江田大臣、今後またいろいろ現場で協議をさせていただきたいと思っておりますので、そういう方針で臨みたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

いますけれども、お考えをお伺いしたいと思

思います。

○梶田政府参考人 お答えします。

今御説明いたしました三條一項ただし書きの規定につきましては、このただし書きに該当する場合には、この原子力損害の賠償に関する法律の規定により損害賠償責任を負う者は存在しないというところになるというふうに理解しております。

ただ、この場合につきましては、この法律の十七条でございますが、「政府は、第三條第一項ただし書きの場合」、途中省略いたしますが、「場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。」という規定がございます。これに基づいて必要な措置がなされるというのがこの法律の考え方であらうというふうに考えております。

○西村(康)委員 つまり、この条項を、我々も当初、この条項を適用することもあるんじゃないかということも考えておりましたし、場合によってはこの条項を適用すべきじゃないかという裁判が起るかもしれない。しかしながら、この条項を適用すると、だれも、まあ国はもちろん救助はやるにしても、賠償の責めを負わないわけですから、だれも賠償の責任をとらないということであって、現実的には使えない条文なんだと思うんですね。仮に原子力事業者に過失があったとしても、その分を、これは一般法で不法行為で請求をしていくことになるのかもしれないけれども、この条文はなかなか使いにくい。つまり、何らかの一定の見直しが必要ではないかと。

さらに言いますと、一千二百億の国の補償分を超えては、これは十六条ですけれども、まさに賠償措置額、これが一千二百億、これを超えては、原子力事業者が無限の無過失責任を負うということになっておりまして、今回、何らかの形で、将来の事故に備えての保険のスキーム、相互扶助のスキームが、将来に備えてです、できるとしても、それも金額を何兆円もということは、なかなか事業者負担をさせることは難しいと思います。

そういう意味では、この原子力賠償法自体、何らかの上限を入れること、そうしたことも含めて一定の見直しをやっていくかないと、民間事業者が原子力事業をやっていくことは非常に難しい、リスクの高い事業だということになると思いますので、この見直しをぜひ今後やっていく必要があると思いますし、そのことを場合によっては附則なり条文中で明記することが必要じゃないかと思うんですが、総理、これについてのお考えを伺いたいと思います。

○高木国務大臣 西村委員にお答えをいたします。この原賠法の見直しでございますが、政府としては、まず事態の早期の収束が何よりでございますが、今御審議をお願いしておりますいわゆる支援機構法、これは補完的な大事な法案でございますが、この提出した法案の附則に、原子力損害の賠償の実施の状況、あるいは原子力損害による政府の援助のあり方、こういったことについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる必要があると考えております。

国会においても、午前中からこの議論がございました。これまでも、法成立以降、十年ごとに変更がされておりますけれども、それはまた主に措置限度額の引き上げであります。私たちとしては、新しい事実を照らし合わせて、しっかりと検討をしていきたいと思っております。

○西村(康)委員 私の持ち時間が来ましたので、最後に総理にお伺いをして終わりたいと思いますけれども、今のそもそもの原子力賠償法の見直し。民間事業者がやるには大変リスクが高い事業である。総理も、全部とめるわけではない、再稼働を一定の基準を満たせば認めていくというお考えも先ほど示されました。

その意味で、将来、原子力事業をどうするか、これは別途の議論。新規立地は難しいですし、縮小していくことも当然考え得ると思いますけれども、しかしながら、当面、原子力に頼らざるを得ない部分がありますので、そういう意味では、こ

の規定の見直しもやらなきゃいけない。そしてさらに、将来、民間事業者がリスクが高いという意味で、場合によっては別会社、原子力だけを別会社にして進めていくようなことも含めて、さまざまなあり方を検討していくべきだと思いますが、総理の見解をお伺いしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 私も、基本的には、今の西村議員の考え方には方向性としては同感であります。つまり、附則の六条も含めて、原賠法そのものがこういう大きな事故に対して対応できるかという、まずはやらなきゃいけないことを今回はいろいろ支援法でお願いしているわけですが、そういう原賠法の改正ということも議論しなければなりません。その場合には、場合によっては、原子力事故というもののリスクの大きさを考えますと、民間企業という形がそれを担い得るのか、これは各国の例を見ても必ずしもそうではないところもあります。そういったことも含めた議論が必要になるという御指摘は、私もそのとおりだと思っております。

○西村(康)委員 さらに引き続き審議を深めて、我々としての対案を近々まとめてまた協議をしたと思いますので、よろしく願いたします。質問を終わります。ありがとうございます。

○黄川田委員長 この際、谷公一君から関連質疑の申し出があります。高市君の持ち時間の範囲内でこれを許します。谷公一君。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。きょうは、限られた時間でございますので、リーダーの資質の問題、あるいは生活再建、まちづくりの問題、それらに絞ってお尋ねをしたいと思っております。

海江田大臣、お疲れのことと本当に同情申し上げます。前の復興担当大臣は、放言によって辞任されました。総理大臣の了解のもとに地元説得に奔走した海江田さんに突然の方針変更ということ、結局、そうなる、だれが傷つくかということとは、もちろん当の大臣はそうではありますけれども、

ども、本格的な復興への歩みを期待した東北などの被災地、また国を信じた玄海原発の地元は泣くに泣けないと私は思います。

海江田大臣、きのうの民主党の階議員への質疑の中で、信頼を失ったと大臣は述べられました。なぜ信頼を失ったのですか。何が原因で信頼を失ったと海江田大臣は考えておられるのか、お尋ねします。

○海江田国務大臣 谷委員にお答えをいたします。

私が現地へ参りまして、現地の玄海町長、あるいは、その後、佐賀の古川知事でございますが、この御両名に私がお話をしたことが事実でないというところでございますので、その後の展開によって事実でなくなりましたので、その意味では、私の言ったことは、私自身が信頼を失ったということになろうかと思っております。

○谷委員 今の大臣のお話ですと、自分がやったことが事実でなくなった。それは、いわば方針を変えたからそうなったわけですね。大臣が適切に行動しなかったからというのではなくて、方針変更したから信頼を失った、そういう理解でよろしいですか。

○海江田国務大臣 ただ、私も、その時点でそうなるものと思っておりましたからそういう発言をしたわけですが、今にして思えば、私自身、もっと深くいろいろなことに思いをいたして、そして行動をするべきではなかったかというふうに思います。

○谷委員 海江田大臣は大変遠慮されていると思います。そういう、方針が突如変更されるような方が上司にいて、その方はリーダーとしてふさわしいとお考えですか。海江田大臣にお尋ねします。

○海江田国務大臣 私は、どちらかというと、野末陳平さんという方に学校を出てすぐお仕えしたわけで、あの方は老荘、莊子の研究者でございましたので、私は老荘の思想の持ち主でございますので、老荘はリーダー論として、あえて天下の先

とならず、ゆえによく成器の長とならんですか、  
そういう言葉を残しております。私は、リーダー  
論としては、その言葉をいつも拳々服膺している  
ところでございます。

○谷委員 これ以上は申しません。海江田大臣の  
気持ちを思うと、もうこれ以上はよしします。

震災の後の今の国民の感情を一番よくあらわし  
ている短歌として、先日、あるジャーナリストか  
ら次の歌を教えてくださいました。長谷川権とい  
う詩人の、「かかるときかかる首相をいただきて  
かかる目に遭ふ日本の不幸」。週末に、その長谷  
川権さんの「震災歌集」という歌集を買いました。  
これ以外に、もちろん、「かりそめに死者二万人  
などといふなかれ親あり子ありはからあるを」と  
と、本当にじんときる詩も歌われております。

そういうふうにご歌われた菅総理、御感想があれ  
ばお願いします。

○菅内閣総理大臣 私も、いろいろな方からいろ  
いろな御意見や、またこういう歌であったり川柳  
であったり、いろいろな言葉をいただいております。  
すべては、ある意味、私の不十分さや不徳の  
いたすところだと一方では考えております。

しかし、私自身は、常に申し上げているのは、  
私個人が何をしたかというのではなくて、この三  
月十一日から、内閣として、政府として、何が実  
行され、何が進んでいるかということを私なりに  
見てまいりました。

確かに、被災者の皆さんからすればまだまだ不  
十分な点はもちろんありますし、私もそういうお  
声もたくさんいただきました。しかし一方では、  
震災当初の自衛隊を初めとする大きな活躍、さら  
には今日に至る、これも不十分なところはありま  
すけれども、いわゆる仮設住宅や瓦れきの処理  
等々、いろいろな形でそれぞれの、内閣のメン  
バーも、各自自治体のメンバーも、そして与野党を  
超えた国会議員のメンバーも全力を挙げておられ  
るし、そして原発事故についても、私もまさに、  
同時に起きたわけですが、震災から最初の  
一週間というのは、今思い出しても背筋が寒くな

るようなそういう思いをいたして、その場に当  
たつてまいりました。

そういった意味で、いろいろと言われること  
は、それは私の不徳のいたすところでありませ  
れども、私としては、その場に総理大臣という立  
場でした者としては、果たすべき責任はきちっと  
果たさなければならぬ、そういう思いでこの間  
全力を挙げてまいってきたところであります。

○谷委員 川柳とこの歌を一緒にしないでくださ  
い。

この「震災歌集」を買って驚いたことがありま  
す。これは三月十一日からの十二日間につくら  
れた作品なんです。十二日間の世の中の動きを見な  
がら、本人の言によれば、「荒々しいリズムで短  
歌が次々に湧きあがってきた」。被災者の思い、  
被災者の心を思う思いがこの歌の中に込められて  
いるんです。そのことだけ指摘させていただいた  
と思います。すぐれた詩人というのは政治家の  
力量というのをたちどころに見破ったと私は理解  
しております。

復興担当大臣にお尋ねします。

かかる内閣ではありますけれども、我々野党は  
今まで、国税の特例法であるとか地方税の特例  
法、財政支援の特例法あるいは一次補正、復興基  
本法、そういう国会での法案審議は迅速に全面的  
に協力してやってきたつもりでありますけれど  
も、新たに任命された担当大臣に認識をお尋ね  
いたします。

○平野国務大臣 自民党さんあるいは公明党さん  
から、復興復旧に向けてさまざまな御提案もいた  
だいております。その御提案の中から、私ども  
は、ぜひともこれは実行しなくちゃならないとい  
うものについては、例えば二次補正に組み込んだ  
り、あるいは三次補正をこれから編成するに当  
たつてもそれらを参考にさせていただきたいとい  
うふうに考えております。

これまでの国会審議、さまざまございましたけ  
れども、この震災に関しては、おおむね与党も野  
党もなく国会での審議は進んでいるのではない

か、今後もこのような形が堅持されることをぜひ  
お願いしたいというふうに思います。

○谷委員 大臣、しっかりとそれは我々も全面的に  
協力しながら頑張りますので、そこはよろしくお  
願いしたいと思います。

菅総理は今、さまざまな復旧復興、被災者支援  
が着実に進んでいるかのようなあれがございま  
した。しかし、整理をしてみました。これは私が  
整理したものであります。

一番上を見ていただきたいと思ひます。震災義  
援金、先日まで二千九百四十七億、三千億近く集  
まっております。しかし、手元に配分されたのは六  
百億弱、約二〇％にすぎません。

被災者生活再建支援金、これは二次補正計上額  
まで計上しておりますから、全体で四千四百億。  
そのうち幾ら支払われたか。ちよつとデータがや  
や古いので低くなっているかも知れませんが、い  
くなくなっているのも六％、七％だと思ひます。い  
ずれにしても、一けたしか払っていないんです。

また、仮設住宅、着実に大島大臣は頑張ってお  
られます。それは私買います。今までも何度も何  
度も質問しました。しかし、この後でもまた問題に  
しますけれども、現実にはどれだけの人が入居し  
ているか、見てください。計画戸数の半分も入居  
していないんですよ、いまだもって。これで、また  
後でお尋ねしますけれども、菅総理が前に断言し  
て、必ずやると何度も明言された、希望者の方全  
員にお盆までに入居させる、希望者全員にです  
よ、お盆という期限、入居させるですよ。完成さ  
せるじゃないんですよ、菅総理が言ったのは。

そして、瓦れき処理。江田大臣が新たになりま  
したけれども、瓦れき処理、これは処理率が三  
四％というのは、厳密に言うところには処理率で  
ないんです、御存じのように。瓦れきの処理とい  
うのは、最終処分場まで持つていつて処理が終  
わる。しかし、この三四％というのは、仮置き場  
まで持つていつている率がわずか三分の一だとい  
うことであります。

こういう現状を私なりに、さまざまなデータか

ら事務所の責任でつくったパネルがこれでありま  
す。

さて、いっぱい聞きたいことがありますが、これ  
も、一つ一つ絞って聞きます。

義援金。細川大臣、これはもうこのままにして  
おくと、こんなに遅いと、私が聞いている限りで  
は、義援金しよう、被災者のために何とかしよう  
という気持ちがあつてしまつと。だって、今して  
も手元に行かないんだもの。もう四月月ですよ。  
今回の苦しい教訓を踏まえて、配分のあり方、地  
方自治体なりマスコミなどが入る配分委員会を決  
めるという現在のやり方も含めて、ぜひ今後また  
考えて知恵を出してほしいと思ひますが、ちよつ  
とそのことをお尋ねします。今後の、ぜひ検討し  
ていただきたいという要望です。

○細川国務大臣 義援金につきましては、現在、  
三千億近い義援金が集まつておりますけれども、  
まず、第一次の配分をいたしまして、被災者に送  
金されましたお金は九百九億円でございまして、  
これが市町村には八百二十六億円でございまして、  
今、被災者のお手元に届いているのは、七  
五％は被災者の皆さんのところに届いておりま  
す。

そして……(谷委員「七五」と呼ぶ)七五％は第一  
次配分の七五％。  
そして、今、第二次配分につきましては、約千  
四百六十四億円が被災都道府県に送金をされてお  
りまして、そのうち、市町村にはその約八割の千  
百七十一億円が送金をされました、順次これは被  
災者に配付されるものだというふうに思つており  
ます。

これまで、御心配をいただきましたように、い  
ろいろと遅くなつてきていることについては私  
ども大変心配をいたしておりますけれども、  
一次配分が大体順調に行つておりますので、八  
割近くも来ておりますので、したがって、二次の  
配分につきましては、既に市町村の方に回つてお  
りますから、これは一次配分と大体同じような配  
分が被災者のところに届くようにいたしております。

すので、順次届いていくものだというふうに思います。(谷委員)いや、配分のあり方の今後の見直しについてはどうか」と呼ぶはい。

なお、おかれておりますことについては、私が日赤本社へも行きましますし、そしてまた、職員を現地に派遣して、なぜおかれているかということも検討いたしまして、これはスムーズにいくようにいたしております。

また、被災の県につきまして、配分方法などにつきましても、検討委員会ではいろいろと検討もしていただいておりますし、そこは工夫もしていただいている県もございます。

しっかりと被災者のもとに早く届くように、私も、督励もまた進めていきたい、このように考えております。

○谷委員 いろいろ反省点もあるかと思えます。御存じのように、一次配分から全壊、半壊で差をつけました。スタートが極めておけているにもかかわらず、私個人としては、そういう配分方法はいかがなものかなと。阪神・淡路大震災のときは、一月十七日でしたけれども、二月一日、二週間後に一律十万円をやったんです。全壊も半壊も亡くなられた方も、みんなそれでやったんです。だから早かった。そのことを、そういう教訓も踏まえて、またぜひ検討をしていただきたいと思えます。被災者が泣きます、これ。また後の仮設住宅の問題にもこの問題は絡んできます。

瓦れき処理について、江田大臣にお尋ねしたいと思えます。

いまでもって低い。特に、個別の市町でいうと、安住国対委員長長の石巻などは惨たんたるものです。

さて、それで我々は、自民、公明、そしてみんなの党、たちあがれは、今月の一日に、瓦れき処理法案、きょう委員でもある小里さんを中心にして、私も提出者として、七月一日に出しました。それを待っていたかのように、一週間後に政府も出しました。簡単な法律です。一日でできるような法律です。そして、中身は、要は国が代行す

るということだけです。補助負担率の充実も何もありません。

さらに私がびっくりしましたのは、その事務を環境省の現地事務所委任することができ、事務をさせる。仙台にある事務所でしょう。三十人、違いますか。大臣、そんなところにこんな膨大な瓦れき処理のことを、国直轄事業だということ、できると本当に思いですか。

瓦れきを見たことありますか、大臣。あんなものをわずか三十人の職員が……(発言する者あり)職員がやるんですよ、これ。職員が現地を見て、実際には業者にやらせるんですよ。プロの職員が見てやらなければ処理はできないんですよ、これは。常識ですよ。どうお思いですか。

○江田国務大臣 瓦れきを見たことがあるかというお尋ねでございます。

私は、まだ法務大臣当時でありましたが、四月の初めに気仙沼へ行きまして……(谷委員)いや、それはよろしいですよ。要は、そういう実態を見て「と呼ぶ」見たことがありますが今お尋ねになったので答えているんですが、よろしいですか、それは。(谷委員)はい、結構です」と呼ぶ見に行ったことはございます。

その上で、確かに、七月十二日の仮置き場への搬出の進捗状況で見ますと、三八%という数字ではございます。しかし、まず、とりあえず、住民が現に生活している場の近くから瓦れきを仮置き場に取り除かなきゃいけない、そうでないといういろいろなことが進まないということで、私ども、五月に当面の取組方針というものをしました。それに基づいて各市町村は一生懸命やってくれていると思っております。既に、沿岸市町村の数でいって、約四割の市町村は仮置き場への搬出を完了しております。今後、七月末までには六割の市町村で、さらに八月末までにはほぼすべての市町村で仮置き場への搬入は完了するかと。

それで、それがどういう実際の事態になっておるか。生活の近傍、近くで、まだごみがあるのではないか、ハエが飛んでくる、においが来る、そ

ういうことがあるのではないか。その状況は市町村が最もよく把握をしているんですが、しかし、それだけでは足りないというので、私ども環境省の現地の事務所、これは仙台にもありますし、各県にもそれぞれ現地のセンターがございますので、そこに今委員おっしゃった職員を配置して、これが巡回してずっと見て回る、そして状況をちゃんと把握する。さらにその上で、仮置き場からさらにもっと本格的なごみの処理場へ運んでいく。

そのためには、やはり各市町村だけではだめなので、国が代行し、環境省が首頭をとって、そして、広域の市町村の連合であるとか、あるいは民間への委託、再委託も含め、そういうことですね。その資源を総動員してこの瓦れきの処理に当たろうとしていくところでありまして、私どもが出した今度の法案は、そういうまさにコアのところを出しているわけでありまして、私どもは全力でこの瓦れきの処理に当たりたいと思っております。

○谷委員 大臣の熱意はわかりましたけれども、現実の実態から見ると、もともと現場を見てほしいと思えます。瓦れきをずっと見てください。歩いてください。

実際、国直轄というのは、単に指揮すればいいというのじゃないんです。国の直轄事業というのは、道路でも河川でもそうですけれども、職員が設計をして、またはさせて、それを見抜く能力があつて、あの瓦れきを見ただけで、どれぐらいの量があつて、どういう手順でやればいいのかということを国みずからやるということなんです。それを環境省の地方機関だけで事務ができるのかという今の政府の案というのはいかがなものでしょうかという問題提起だけさせていただきます。

いずれにしても、我が党も、野党も提案していただきますから、どちらにせよ、できれば全会一致で、早くすり合わせをした方がいいと思えますので、そのことだけを御指摘させていただきたいと思えます。

次のパネル、お願いをいたします。

仮設住宅、今までは、とにかく急ぐということで、完成ばかり着目をしてきた感があるかと思えます。当初、建設予定戸数は、東北三県だけで七万二千と言われていました。そのうち五万台に移り、現在は、今回質問するというところで改めて調べたんですけれども、建設予定が五万を切っている。それで、完成戸数は、大島大臣も大変頑張られて、予定よりおこなっていますけれども、まあまあ伸びてはいる。お盆までにそもそも完成するのか、入居じゃなくて完成ですよ、完成するのかというのやや厳しいというのが正直なところではないかと思えます。

ただ、それにしても、この入居戸数と完成戸数との差、これは気になります。

こういう大震災のときは、神戸のときでもそうでしたけれども、ミスマッチがあつて、完成したからすぐいっぱいになるかというところ、そう甘くはありません。入居のときでも、数十倍の抽せん。神戸のときは専ら抽せんでしたから。それでも、いざとなつたらなかなか入つてくれない、不便だとか、あるいは近くに商業施設がない、環境がいま一つだとかいうことで。

それにしてもひどいですよ、やはりこういう状態は。どうされますか。これはどなたになるんですか。建設は大島大臣ですが、入居の問題も国土交通大臣ですか、それとも復興担当大臣ですか。生活復興で、全体的にトータルでやられているんですよ、この問題。どうぞ。

○平野国務大臣 入居の手続がおこなわれているということは、そこにあらわれている数字のとおりだと思います。

背景にありますのは、市町村のやらなければならぬ仕事というのがもう本当にたくさんあるというところであります。今までの通常業務に加えて今度の震災への対応、その震災への対応も、こういった仮設住宅の入居の手続だけではなくて、先ほどお話のあった義援金の支払い、あるいは生活支援金の支払い、さまざまな問い合わせに対する

これからまだまだ市町村あるいは県の仕事もふえてまいります。こういうところの体制づくりをどうするかということについては、今まで以上に市町村間の連携を深めると同時に、国も積極的に関与して、もっともっとこれを強い力で支援していくということが大事ではないかということだと思っております。

○谷委員 早く言えば、市町村の行政機能がたがった。それはもうずっと前から指摘しているんです。これがいろいろ、義援金に響く、生活再建支援金の支払いにも響く、それから、きょうはお話ししませんでしたけれども、弔慰金の支払いにも響いています。また、そういうことが、手元にも金がないから仮設住宅に入るのをちゅうちよする。仮設住宅は家賃だけたですが、食事が提供されるわけではないから。ですから、悪い方、悪い方に行っている。

さて、平野大臣、政府はしっかり避難者の実態をつかんでほしい、とにかくそれをお願いしておきます。

それで戸数だけはわかります。五万二千三百八十六戸、こう公表しているんです。ですから、一戸が例えば二人世帯であれば、この倍。実は、避難されている方は、対外的に九万九千と言っていますけれども、その倍以上はあるということなんです。そういう基礎的な、一体何人避難しているかということが、四カ月もたった現在、まだ政府もつかんでいない。余りに情けないと思います。こういう基礎的なデータがないと、施策の進めようがないんじゃないですか。

警察庁じゃないんです。避難者は内閣府が発表しているんです。私はちゃんともらっていますよ。

問題は、内閣府のこの数字というのは、肝心の東北三県が、すべてではないですけれども、一番下の、公営、仮設住宅や病院などの人数から抜けているんです。そのことが問題ですよ。だって、菅総理は、前に、仮設住宅の希望者全員入居とあわせて、お盆までには避難所を解消すると言ったんですよ。そもそも、避難所がどれくらいあって、避難所以外に旅館、ホテルにどれくらいいて、あるいは、既に完成した仮設住宅に何人が

津波対策法がやっと成立しました。自民、公明両党が、私も提出者の一人でございましたが、昨年の六月十一日に出しましたが、九カ月間無視されて、ほっておかれました。何にも審議もされていませんでした。いわゆるつるしという状態でございましたけれども、さすがに三月十一日のあの

さてこの法律が成立して、私もいろいろな情報を見たりあるいはお聞きしたりすると、大皇大臣の国土交通省の方で、この制定を受けて、津波防災のための新たな法案というのをこの秋を目指して検討している、やはり新たな仕組みをつくらないといふというふうにお聞きしておりますが、それは津波対策法の制定を受けての取り組み

ただいまの御質問であります。確かに、私も今検討しておりますのは、平成二十二年六月の十一日に自由民主党と公明党さんが衆議院に提出されました津波対策の推進に関する法律案というものをベースに、ことしの六月十七日に、各党

に、津波対策法は、いわば基本法、理念法です。津波という名称のつく、我が国で初めての恒久的な法律だと思います。その基本法を受けて今法制化の作業を進めているということでありますけれども、その中身を確認させていただきたいと思ひます。

今までは、いろいろ私もヒアリングしたところ

○大皇国務大臣　お答えを申し上げます。

ただいまの御質問でございますが、私どもが今検討しておりますのは、津波防災まちづくり法案という、仮称でございますが、このような名称の法律案を検討しているところであります。

この骨格というのは、今お示しをいただいております。

ります。津波対策の推進に関する法律の第十一条のところでございまして、内容的には、一線防御から多重防御への転換を掲げ、河川あるいは海岸等々、さまざまな構造物による対策はもちろん、避難が着実に行われるための対策や、土地利用、

建築構造の規制など、ハード、ソフト両面での施策を総動員させた対策を講ずることを意図しているところであります。

また、御指摘を賜りましたが、土地利用規制等については、市街地や土地利用の現状、地域の再生、活性化の方向性を含めたまちづくりの方針など、現在各地域で検討を進めていただいておりますが、多様な地域の実態に適合し、津波対策とまちづくりを一体的に進められるような制度となるよう検討を進めているところでございます。

いずれにしても、多くの被災されたあるいは地域の自治体からさまざまな御提言をいただいておりますので、そういうものを踏まえて、国においても早期にそのような基本的な考え方を提示するよう要請されておりますので、今後、津波対策の推進に関する法律の規定を十分踏まえて、法律の内容を定めてまいりたいと考えているところであります。

○谷委員 ありがとうございます。

難産の末成立した津波対策法が、このようにそれぞれの各省の施策で具現化されるということことで、提出者として大変うれしく思いますので、またいろいろ注文も言わせていただくかもわかりませんけれども、よろしく願いたいと思います。

最後に、消防団のことで片山大臣にお尋ねしたいと思ひます。

全国の消防団員も、かつては二百万人いましたけれども、今百万人を切り八十八万人だと思ひます。全国で一番多いのは兵庫県であります、我が県であります。

そして、今度の震災、津波で痛ましいのは、たしか亡くなられた方、行方不明者、消防団員の方は二百四十九名だったと思ひます。十六年前、私が経験しました神戸では、わずか一人です。しかも、その日ではなくて、神戸の東灘の消防団員が、毎日朝から晩まで救助で出ていって、数日後に、うちで、疲れたと言って横になって亡くなられました。震災関連死として認められて、その方

だけでした。今回は二百四十九人です。

そして、その場合は、賞しゅつ金であるとか、地方公務員の基金ももちろん国の制度ですから出ます。

ただ、消防団員の九九％は、年間三千円の、日本消防協会の消防団員共済制度というのにとんと入っているんです、九九％。しかし、これは国の制度ではありません。今まで毎年、消防団がそういう亡くなつていたのは、七人か八人でした。今回は二百四十九人、約二百五十人です。

それで、日本消防協会は、このままでは、本来二千八百万円ぐらいを払わなければならないのを一千二百万円というふうに、やむを得ず減額を決めました、支払わなきゃならないですから。

しかし、私としては、本当に涙が出ますわね、消防団の方の。先ほど同じ委員である小野寺先生とか秋葉先生とお話をしていましたけれども、それはいろいろところで、マイクなり津波避難ということで流しながら、車で動きながら、広報しながら津波で流されたとか、水門をあけるために津波にのみ込まれたとか、あるいは火事を消すために犠牲になられたとか、そういう非常勤の、それで生活の糧を得ているわけではないわけですから、そういう方にしっかりとした助成制度をやすべきではないかと私は思ひます。

片山大臣、私が言うまでもなく、ただでさえ消防団員の減少に困っているんです、現場では。しかし、いざというときに本当に力になるのは消防団員以外ありません。消防職員、警察職員は知れているんです、こういういざというときに。そのために、やはり……

○黄川田委員長 大事な質問でありますけれども、持ち時間が過ぎておりますので、簡潔に願ひします。

○谷委員 済みません。ぜひ助成をお願いしたいと思ひます。答弁は簡単に結構です。

○黄川田委員長 総務大臣片山善博君。簡潔明瞭に願ひします。

○片山国務大臣 消防団員の皆さんの本当に一身

を顧みない勇敢な行為に敬意を表したいと思ひますし、そのことで犠牲になられた方に本当にお悔やみを申し上げたいと思ひます。

今おっしゃったとおりでありまして、とおりでありましてといひますのは、国の制度としては公務災害補償があります。これは予算措置をちゃんとしております。それから賞しゅつ金があります。これもきちんとお支払いをする。これはもう国の責務であります。それに上乗せという意味で日本消防協会が独自に任意の制度を設けておられまして、これが財政的に立ち行かなくなるといふことで万やむを得なく減額をされたということ、もうこれを財団法人の正式の理事会で決定されているわけで、大変残念でありますけれども、私はそれは今回はやむを得ない措置だと思ひます。

一方、今後の問題として、もう少し消防団員の皆さんの処遇をよくする、例えば報酬を上げるとか出動手当を上げるとか、そういうことは私は必要だろうと思ひます。そういうことを通じてこの任意の保険の掛金もふやすことができます。そうすれば、今回のようなことはある程度防げるのではないかと、今回のようなことを考えておりますので、そんな観点から、日本消防協会とも今後の問題については相談してみたいと思ひます。

○谷委員 ありがとうございます。

○黄川田委員長 これにて高市君、梶山君、西村君、谷君の質疑は終了いたしました。

次に、斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫です。

私、今、党の原発災害対策本部長を務めておりますけれども、その私の原点になっておりますのが、やはり被災者の皆様をお訪ねして、避難をされているところにお伺いを、お一人お一人から本当に悲惨な実態、また声をお聞きしたことでございひます。

総理も、五月四日、二十キロ圏内にすっぱり入ります双葉町の被災者の皆さんが避難をされている埼玉県の加須市の騎西高校を訪れられておりま

す。そのときは四時間にわたって被災者の方から声を聞かれております。同行した方からお話を聞きましたけれども、お一人お一人の手を握りながら本当に真剣に被災者の声を聞かれていた、こういうふうに聞いております。

これから原子力災害賠償スキームを議論するに当たって、私は私自身のそういう体験を原点にしておりますが、私は、総理もぜひそういう体験を原点にいただきたい、こう思っておりますけれども、加須市に行かれたときは二回目だったかと思ひますけれども、その思い、何を感じられたか、またその後の原子力災害対策にそのことがどのように生きていくのか、総理のお考えをお聞かせ願ひしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 今お話がありましたように、双葉町から役所ごと埼玉の加須市に移転されておりますので、地元の上田知事をして市長にすつとつなぎ合いをいただいて、部屋数がたくさんありましたので、全部の部屋というところで、相当の間、それぞれの方とお話をいたしました。

今でも覚えておりますのは、一つはもちろん、いつになったら戻れるんだというまさに悲痛なお声と同時に、実は自分の主人は東電あるいはその下請で、今も仕事に行っているんだ、中には東電で勤めていると言いつつ何か白い目で見られるような雰囲気もあつて、しかし、自分たちは心配でも、やはり主人には元気で帰ってきてくださいと送り出しているんだ、そういう立場の人間もいることをぜひわかつてほしいという、その声が耳に本当に残っております。

つまり、一人一人の方、住んでいる方も大変ですし、また、住んでいて、かつ、そういう事故処理に当たっている方、本当に命がけで頑張っているに当たっているというところを改めてその場でも感じたいところであります。

この原子力事故については、もう話をすれば本当にいろいろな側面がありますけれども、まずは何としても収束を図っていく。ステップがほぼ予定どおりに進んでおりますけれども、最終的な

形に向けて収束を図っていく。そして、その上で、あるいはその途中から、除染などに力を入れて、できるだけ多くの方がもとの生活地域に戻る事ができるようにしていく。こういうことが、まず住んでおられる方に対して、政府として、あるいは関係者としてやらなければならないことだ、このように考えておられます、その場で会った皆さんのことを思いながら、その点にまず第一の力を、全力を挙げてまいりたいと思っております。

○斉藤(鉄)委員 私もお話を伺いますと、必ずおっしゃるのが、必ず家に帰りたい、できるだけ早く、必ず、しかし家に帰りたい、このようにおっしゃいます。そして、そういう希望を持ち続けていただくために、この原子力賠償、これはまさに国が前面に出て積極的に行う必要があると私も考えております。

ある意味で、今回審議が始まりましたこの原子力賠償スキーム、機構法案、これが本体だとしますと、やはり、公明党、自民党、野党五党で出しました、今参議院で審議をされております仮払い促進法、我々は被災者救済促進法、このように呼んでおりますけれども、この二つが両輪となって前進しなきゃいけないということを感じております。

この賠償スキームでは、最終的には紛争審査会がその賠償の項目と金額を決めるわけですが、現実にはその項目をつくるのが非常に難しい。いろいろな場合がございます。我々が出した仮払い促進法、被災者救済法は、県に基金を設けて、県の判断で、これは確かに損害賠償というカテゴリーには入らないけれどもどうしても救済されるべきだというものについてはその基金で救済されるという仕組みも入っております、国が全面に責任を持つという姿勢でござい

す。この法案についても早期に成立をさせたい、そのことが今この暑い中で必死で頑張っておられる被災者の皆様に希望を与えることになる、このよ

うに考えますが、総理、この仮払い法案についても、与党として、また政府として協力していくということを御答弁ください。

○菅内閣総理大臣 現在、参議院の方で、御党を含めた提案の仮払い法案が議論されていると承知をしております。

今お話しのように、今回提起をしているこの支援機構の法案とある意味では相まって、最もいい形で被災者の皆さんにそうした救済が一日も早く届くような、そういう形になるように、我が党としても、仮払い法案についても、どのような形がとればそういう形になるのか、真摯に話し合いに応じていきたい、このように思っております。

○斉藤(鉄)委員 よろしくお願ひします。それではまず、この議論の初めに、これからのエネルギー政策、原子力政策という大きな方向性を議論することが非常に重要だと思います。(パネルを示す)

日本学術会議というのは、学者さんの集まりですけれども、学者の国会と言われております。この日本学術会議が、「電力供給源に係る六つのシナリオ」という検討を進めております。中間報告でかなりの検討結果も出てきております。

この六つのシナリオ、一番から六番までございます。一番は、原発を直ちに停止、当面は火力で代替する、こういうオプションから、六番目は、これは、これまでの政府の長期エネルギー政策と言っているかと思ひます、閣議決定された内容ですけれども、原発を将来における中心的な低炭素エネルギーにしようとする。

そして、その間に四つございまして、現在、電力の三〇％が原子力によりましますけれども、これを五年で再生可能エネルギーと省エネで代替していく、それから、二十年かけて再生可能エネルギーに代替していく、三十年かけて寿命の原発を順次に停止し再生可能エネルギーで代替していく、そして五番目が、現状の原子力比率約三〇％を維持する、そして再生可能エネルギーの拡大も図っていく。この六つのシナリオを学術会議が提示をいた

しました。

中間報告では、それぞれこういう問題点がある、例えば経済にこれだけの影響を与えようとか、国民負担がこれだけあるとか、電力料金がこれだけになるとか、いろいろなことが書かれておりま

すけれども、総理は、現在のエネルギー政策、これを抜本的に見直す、このようにおっしゃっております。つまり、六番が現在の政策ですけれども、これを抜本的に見直すということは、六番はなしとして、一番から五番まで、これからどういうエネルギーの道を日本が歩むのか、これを検討していきたいということだと思ひますが、総理は、この六つないしは五つのオプションの中で、どういうイメージをお持ちになつておられるでしょうか。

○菅内閣総理大臣 私も、先日の日曜日のNHK討論で各党の皆さんの御意見を聞いていて、斉藤議員の御意見もテレビで聞かせていただきました。かなり多くの党が脱原発といった方向を強く示唆される発言をされておられて、私としても、そういう方向性が多くの党で強まっているということ、その議論を通して感じたところであり

ます。私個人というよりも、内閣として、あるいは党として、これからのエネルギー政策について本格的に議論を始めております。

まず、基本的には、今も御指摘がありましたように、一年前ですが、まだこの原発事故の前に決めたエネルギー基本計画を白紙から見直す、その中では、再生可能エネルギーそして省エネルギーを大きな柱としていくということについては、既に内閣としても、また国際会議でも方向として提起をいたしました。その中で、二〇二〇年代頭頃に再生可能エネルギーを二〇％に持つていく、従来二〇三〇年の目標を十年前倒しをしていく、そういうことも提案いたしました。

基本的には、一から六まで、どれとストレートに申し上げるのはきょうの段階では控えたいと思ひますが、原子力発電については、それに対する

依存度を引き下げていく。これは引き下げるといふ言い方でもありますし、逆に、下がっていくだろうという見通しも含めて、現在は、将来五三％までふやすことを目指しておりますけれども、それは難しい、選択すべき方向ではない。そういう意味で、原発への依存度を下げていくという方向が必要だと思っております。

しかし同時に、そのことによって日本の産業や生活に致命的なダメージを与えるようなことになつてはもろいけませんので、それに向かつてどういう形でエネルギーを供給していくのか。これを、例えば現在、化石燃料は、CO<sub>2</sub>の問題ではできるだけ抑制した方がいいわけでありま

すけれども、しかし、原子力に対する依存度を下げるあるプロセスの中では、化石燃料、特に天然ガスなどについて若干比率を高めることも必要になる可能性が高いのではないかと。その中で、長期的には、再生エネルギー、現在は水力を除けば一

前後でありますけれども、これについて、再生可能エネルギーの促進法の成立もぜひお願いをして、この拡大を強めていく。

同時に、省エネというものが当面最も最大のエネルギー政策とも言えるわけでありまして、特にピーク時の電力を下げるには国民的な理解があることが必要であります、大きな可能性があると

思っております。そういう意味で、過大な原子力依存から脱却していく、そういう方向の中で新たなエネルギーのミックスを考えてまいりたい、こういう基本的な考え方に立つて進めてまいりたいと思っております。

○斉藤(鉄)委員 エネルギーを所掌されている経産大臣としての海田さんは、端的に、どのような考えですか。

○海田田国務大臣 総理と同じでございます。

○斉藤(鉄)委員 そうしますと、この一番から六番までの中、今の総理の考えは二番か三番か四番かというようなことではないかと思ひます。そこで、私たち公明党も原子力を過渡的エネル

ギーと位置づけておりまして、依存を減らしていくという方向性であるわけですが、では、その過渡的期間がどのくらいになるのかというところで非常に今議論をしているところでございますけれども、それを考える要素ですけれども、いろいろありますけれども、この三つに集約されるのではないかと思います。

一つは、先ほど総理もおっしゃいましたけれども、安定供給、これは国民生活と経済を、また日本の国際競争力を落とさないような形で、安定供給を図りながらいかなきゃいけない。それから、ちよつと三番目に飛びますけれども、原子力も今後使っていくわけですので、原子力のさらなる安全性向上、これもやらなくてはならない。これはこれまでもこの委員会でも議論されてきたところでございます。

しかし、きょうは、非常に大きな制約条件ですが、余り議論されてきませんでしたCO<sub>2</sub>削減国際約束、これは二〇一二年までに九〇年比でマイナス六％、それから二〇二〇年にマイナス二五％、そして二〇五〇年には先進国の義務としてマイナス八〇％、これは国際約束になっております。これを同時にどう達成させていくか。実は、計算しますと、これに大変大きなコストがかかるということもわかってきております。

きょうは、環境大臣に来ていただいております。

まず、二〇一二年のマイナス六％ですけれども、これから福島第一、第二、そして浜岡、女川、東通、東海第二、これらの原子力発電所は今被災をしておつたままですけれども、これらが動かない、すべて火力代替した場合、九〇年比で何％アップに相当するか、また、それはCO<sub>2</sub>排出量はどの程度になるのか、お答えください。

○江田国務大臣 今の幾つかの仮定を前提にして計算をした結果を示せ、こういう御質問かと思えますが、現実には、こういう計算というのはなかなか定量的にしつかり出すというのは難しいものではございますが、その難しいという前提の上で

あえてお答えをいたしますと、福島第一、第二、女川、東通、そして浜岡、東海第二、合計十八基の原子力発電所が発電をすると想定していた電力量、これは数字で出ます。これを火力発電で代替した場合、これも数字で出ます。

その場合のCO<sub>2</sub>排出量について機械的に計算を行ったということでございますが、二〇一二年断面で計算しますと、およそ六千万トンから七千万トンCO<sub>2</sub>排出量が増加をする。基準年比ということになりますと、約五から六％の増加ということになる。こういう数字になります。

○斉藤(鉄)委員 同時に、それにプラスして、今定期点検に入っている原子力発電所がすべて立ち上がらない、二〇一二年ですから来年の話です、ずっと立ち上がらないとした場合、どうなりますか。

○江田国務大臣 もう繰り返す必要はないかと思いますが、あくまでも機械的な計算をした場合ということでございますが、これは、二〇一二年断面で、およそ一・八から二・一億トンのCO<sub>2</sub>増、基準年比で約一五から一六％ということになる。今の計算は、全五十四基の原子力発電所が発電すると想定していた電力量、これをすべて火力で代替した場合ということでございまして、委員の御質問とちよつと違うかと思っておりますけれども、そういう数字になります。

○斉藤(鉄)委員 すべて動かなくなったというのは、大体来年の春までにはすべて動かなくなりますが、定期点検が終わって立ち上げないと。そうすると、二億トン近く、パーセントになると一五％から一六％。そうしますと、このマイナス六％という約束を果たせなくなります。

そして、その排出枠を海外から買ってくるというので、一トン当たり十五ユーロとか二十ユーロとか、そういうふう言われておりますけれども、一％で大体三百億円。そうしますと、先ほど一五％から一六％、本来であれば達成するものがこの程度上がったとしますと、三百億円に例えは一

五％を掛けますと四千五百億円という別なコストが、これを排出枠として海外から買ってこなくてはならない。このお金がある意味では負担として、我々は今まで余り考えていませんでしたけれども、乗っかってくることになります。

そのお金はだれが払うんでしょうか、環境大臣。

○江田国務大臣 これはあくまでも数字上の機械的な計算ということでございますが、そういう負担に、そのままではいけません、そのままでいけばかかることになる。それはもちろん、最終的には国民の負担ということになっていくんだらうと思いますが、ただ、私は、そういう機械的な計算だけでいいのかと。

例えば、今国民の中に、再生可能エネルギーあるいは省エネルギー、こうしたものに対する大きな意識が高まっている状況というのがあって、みんな、きょう例えばこの委員会室も大変に暑いですが、それでも我々はこれは耐えていかなきゃならぬ、そういう思い、そういう国民の気持ちをどうやって大切にして次へつないでいくのかということがありますので、今の機械的計算はそれとおりでございますが、そこをどうやって乗り越えるかということが今重要なことだと思っております。

○斉藤(鉄)委員 私の質問はそこのお金はだれが払うのかということですが、電力会社が払うことになります。

もちろん、今、江田大臣がおっしゃったことはよくわかっておりますけれども、現実問題として、必要な電力を今火力代替にしていたときにこれだけの負担がかかる。私は、実は、機械的とおっしゃいますけれども、担当者に計算方法等を聞いております。稼働率も掛けて、かなり現実に近い条件でこの計算を出しているわけでございます。

二〇一二年、京都議定書、これから国際約束から離れますというわけにはいきません。これはもう日本は入っているわけで、この数千億円の余分

な負担が電力会社にかかってくる、こういうことが、今回の機構法を議論する場合、議論されましたどうか、海江田担当大臣。

○海江田国務大臣 斉藤委員にお答えをいたします。

まず、今電力会社が負担をする資金というお話がございましたけれども、これは今回の法律で、損害賠償、このため安定供給ということがございまして、その安定供給のために支援措置というものを講じてございますが、残念ながら、この支援措置には当たらないものだというふうに思っておりますので、そういう支援措置に当たらないという判断をさせていただきます。

○斉藤(鉄)委員 そうしますと、電力会社はかなりの大きな負担をこのことで負うことになりますけれども、私は、そのこともこれから議論の中で、これまで一切議論されてきませんでしたけれども、我々は考慮しなくてはならないということになります。

次に、二〇二〇年に行きたいと思っております。

二〇二〇年、これは中期目標二五％ということが国際約束になっておりますけれども、まだ、国際条約の中で決められて我々法的な義務を負っているという状況にはありません。これからも変更可能なものでございますが、民主党政権さんは二五％というのを世界に宣言されたわけでございます。

二〇二〇年、この二五％の基礎になっておりますのは先ほどのエネルギー基本計画。そのエネルギー基本計画は、基本的に今ある五十四基がそのまま動く、そしてプラス新設予定分九基、これは約一千億キロワット時、一年間発電いたしますけれども、こういうものが入ってまいります。

この五十四基とそれから新設予定分九基に相当する、これは九〇年比で何％分になるか、それからCO<sub>2</sub>排出量はトン数でどのくらいになるか。

環境大臣、お願いします。

○江田国務大臣 委員、今計算の根拠についてもちよつとお触れになりました。確かに稼働率の問

題など違ってまいりまして、二〇二〇年という稼働率は八五％と想定を一応してみたいと思っておりますが、その上で計算をいたしますと、二〇二〇年、まず全五十四基の原子力発電所が二〇二〇年度に発電すると想定していた電力量、これを火力発電で代替した場合のCO<sub>2</sub>排出量について、恐縮ですが、機械的なものであててまた言わせていただきますが、これで計算しますと、およそ二・三億トンの増、基準年比で約一九％。これに、今委員が指摘されました新たな九基というもの、今委員が指摘されました新たな九基をのをさらに加えなければなりません。この九基も、今のところの計算でいきますと六千万トンで五％増。これをオンするというになります。

○斉藤(鉄)委員 現在のエネルギー基本計画、総理が白紙に戻すとおっしゃった基本計画に基づく、原子力発電分で九〇年比二四％分のCO<sub>2</sub>、これを全部化石に代替すれば、これはちよつと仮説が極端過ぎるかもしれませんけれども、かなり大きな数です。これから二五％減らそうと言っているとき、二五％の前提が、二四％分は原子力を使うということになるわけで、化石代替でいきますと、マイナス二五％プラス二四ですからマイナス一％になって、ほとんど二酸化炭素は減らないということになってきます。これを先ほどの排出枠から買うといったしますと、一％が三百億ですから大体七千五百億円程度、一兆円に近いお金を海外にむぎむぎ払わなきゃいけないということになります。

これはまだ国際約束になっていませんから、国際約束といましようか、義務を負う条約になっておりませんから、これをだれが払うのかということはこれから決めていくわけですから、今回の賠償スキームを考えると、こういう将来のことも考えないと大変なことになってくると思います。

総理にまずお伺いしたいんですが、そういう状況を考えると、これから現実問題として原子力をふやしていくわけにはいかない。新設予定分九基というものがございしますが、これはとても考えら

れない。そして、できるだけ再生可能エネルギーをふやして原子力に代替していくことを考えますと、二〇二〇年マイナス二五％というのは現実不可能なものではないか、そのことを政府としてはしっかりと考えるべきではないか。

実は、公明党もこれまでマイナス二五％と言っていました。科学に基づいて、科学が要請する値として二五％と言ってきたわけですから、これについては、やはり実現可能性を考えて、考え直さなくてはならないという議論を進めておりますが、これは政府におきましてそのような議論が必要かと思いますが、総理、どのようにお考えでしょうか。

○菅内閣総理大臣 斉藤議員は環境大臣も務められて、この分野では我が党に負けず、あるいは我が党以上に熱心にCO<sub>2</sub>削減をある意味主導されてきたということで、大変私はすばらしいなと思つて、この間も見てまいりました。

今、現実的に考えてというお話がありました。私は、今の議論の中でいうと、一つ大きな要素が抜けていると思っております。それは省エネルギーです。これも、もちろん簡単に数字を出すことはなかなかできません。しかし、例えば東大の小宮山元学長などは、典型的には白色電灯をLEDにかえると、つまりは、そういうことによつて同じ明るさであっても電力量は八分の一とか、あるいはヒートポンプを使うことでクーラーの電力が三分の一とか、いろいろな形で相当程度少なくすることも可能だということも、従来から有力な意見として言われております。

今問題提起された、確かに、二〇三〇年に電力の五三％を原子力でいうこれまでのエネルギー基本計画、そしてそれに基づいてこの二五％を達成するという一つのシナリオのベースが大きく変わるわけでありまして、そういう点では、おっしゃるとおり、基本的なところに立ち戻った議論が必要だ、特にこのCO<sub>2</sub>の削減の国際約束について含めて考えるとすれば、ますますそのことがより重要になってくる、御指摘はそのとおりだと

思っております。

そういう問題も、現在、我が党あるいは我が内閣の中でも、まずはエネルギーの需給について、昨日も関係閣僚が集まりまして、先ほど申し上げたように、原子力発電への依存度を下げていく中でどのように生活にあるいは産業にとって必要なエネルギーを供給するのか、近いうちに一つの青写真を出していきたい。それに加えて、今問題提起されたこのCO<sub>2</sub>削減の目標との整合性についても、これはもう少し時間がかかるかもしれないが、御指摘もありましたので、しっかりと議論を深めてまいりたい、このように考えております。

○斉藤(鉄)委員 省エネというもう一つの方法がある、それはそのとおりなんです。基本的には、このマイナス二五％、マイナス八〇％の考慮のときに、省エネというのは実はもう入っているんです。さらなる省エネということ、それは必要ですけれども、そういう意味で、そう簡単な話ではないということだけ指摘しておきたいと思っております。

それからもう一つ、今国民の皆さんが大変心配していることがございます。電力の安定供給ということでございます。

もちろん、多くの国民は、あれだけ大きな環境汚染を与えたこの事故、福島の方に大きな苦しみを与えている原発事故を経験して、今後、原発に依存しないエネルギー社会を目指していかなくては、これだけの事故を起こしたわけですから、原子力に対して厳しいチェックを再稼働するときには適用していかなくちゃいけないと考えていることも国民は理解できていると思っておりますが、同時に、やはり日本が現在の社会の福祉を保つためには、国際競争力を保つためには、電力の安定供給が必要だ、そういうふうにご皆さん思っていると思います。

そういう中で心配なのは、総理が、点検でとまっている原子力発電所の再稼働の問題を、いわ

ゆる安全や安定供給というある意味で技術的といましようか、そういう問題ではなく、政治的に利用されようとしているのではないかと不安が国民にあることも事実でございます。この不安に対して、そうではないんだということを、ぜひ払拭していただきたいと思っております。

私は、総理と議論していて、あくまでも安定供給、二酸化炭素排出抑制、また安全性ということからそのように行動されているとは思いますが、これも、現実に国民の間にその不安が非常にあります。このことについて、どうお答えになりますでしょうか。

○菅内閣総理大臣 私も、三月十一日のあの大地震災そして原子力事故までは、しっかりと安全性を確認しながら原子力発電を活用していく、そういう基本に立っております。しかし、あの三月十一日を経験、体験する中で、安全性というものはリスクの大きさとのバランスで当然ながら考えられなければならない。通常の火力発電所であれば、たとえ地震でボイラー等が破壊されても、一時的な被害は出ますけれども、何十キロという範囲に人が避難をしなくてはならない、もつとシビアな事故になればさらなる広範囲で人が退避しなければならぬ、そういった事故はまず長期間にわたって起きることはあり得ないわけであり

ます。そういうことを実際に経験する中で、原子力発電所の持つリスクは、少なくとも私自身、三月十一日を経験するまでの考え方とそれ以降の考え方では、大きく考え方が率直なところ変わってまいりました。そういうことを基本として、しかし同時に、政権を担当している立場からすれば、だからといってエネルギー供給を軽視していいわけではないということも同時に強く感じてまいりました。今回の一連の経緯については、他の議員の方からいろいろと御指摘がありました。が、私としては、国民の皆さんにとって本当に何が安全で安心かということからすべてを考えてきたつもりであります。

今回の場合に、確かに私の指示やいろいろな提起がおくれたために、関係閣僚あるいは自治体の皆さんに大変御迷惑をおかけいたしました。しかし、基本的には、先ほども申し上げましたが、例えば六月七日の我が政府からIAEAに出した原子力事故の発生に伴う報告書において、原子力安全・保安院を原子力推進を担っている経済産業省から独立させなければそうしたチェックが不十分になるのではないかと、あるいは原子力安全委員会も含めて安全規制行政の見直しを進めていく必要がある、これは、IAEAに出したのが六月七日であります、もつと前の段階から、そういう指摘を受ける中で議論を進めていたところでありました。

ぜひ、これをお聞きの皆さんにも、私の何か延命策であるとかいろいろなことを言われておりまされども、私の中には少なくともそういうことで申し上げたつもりは全くありませんし、結果として、昨日の合意が得られて、そしてその方向でストレステストを含むことが行われることは、私は、大部分の国民の皆さんにとつては、より安全、安心な道筋だと御理解をいただけるものと確信をいたしております。

○斉藤(鉄)委員 ちよつと質問に対して別なことをお答えになりましたけれども、ストレステストの内容に入りましたので、そちらの質問に移りまされども、であるならば、なぜもつと早く海江田大臣にそのことをおつしやらなかったんですか。

海江田大臣の動静を見ますと、玄海に行く前に逐一総理にいろいろ御報告をし、これから行つてくると。また、帰ってきた後は総理への報告もある。そういうときには一切お話しにならなくて、突然、外から見ていると、思いついたとしか我々理解しようのない形で突然出された。これは間違いない事実だと思いますが、海江田大臣、どうですか。

○海江田国務大臣 事実関係で申し上げますと、行く前の日、玄海に出かけましたのが休みの土曜日でしたかね、それで、金曜日に両院の議員総会がございましたので、本来でしたら直接お目にかかってしっかりとお話をすべきでございましたけれども、あのときはたしかB型肝炎の患者の方々へのおわびのこともございましたか、それで、それが終わってから両院議員総会が始まるまでの間に総理と電話をいたしまして、そしてそこで、あした行つてきますという御報告をした次第でございます。

○斉藤(鉄)委員 そのときには何の指示もなかったわけですね。

○海江田国務大臣 行くなと言われれば行きません。

○斉藤(鉄)委員 私が聞いているのは、ストレス

テストについての指示です。

○海江田国務大臣 特段はございません。

○斉藤(鉄)委員 これは、何度でもこの委員会でも繰り返されましたからもう言いませんけれども、今回、浜岡のときもそうですが、きちんと法制度についてのつとめて、法のもとで例えば浜岡について中止をさせる、なぜ浜岡だけなのかということも十分説明できる形で、確かに数日かかるかもしれませんが、そういうこともできた。

今回も、例えば、これまでの安全審査に加えて新しいプロセスを入れる、原子力安全委員会を含ませる、関与させる、また、そこに新しい基準を入れるということも含めて、突然の指示ではなくて、しかるべくプロセスを経て、手続を経てそういう制度をつくるということも可能であったのに、そういうことを一切無視して突然指示が出る。そのことは、ある意味で非常に大きな、ある意味で安全そのものを壊しかねない、法によって安全を担保するというところからすれば、私は看過できない今回のミスだ、このように思います。

それから……管内閣総理大臣 ちよつと答弁いいますかと呼ぶのでは、簡単に。

○管内閣総理大臣 先ほども申し上げましたように、この問題については、果たして保安院だけでいいのかというの、保安院のあり方についても議論をもう既にしていたわけです。その一つの具体的な例が、六月七日にIAEAに報告した中で保安院を経産省から切り離そうと。これは海江田大臣とも話をしております、海江田大臣も基本的には賛成でありました。

もちろん、そのこととさきことは一〇〇%一致はしていませんが、私の中では、基本的に、国民の皆さんが保安院だけにお任せしていいのか、やはり保安院だけでは十分でないというふうな多くの皆さんが見ておられるのではないかと、あるいはまた私自身もそう見ておりましたので、そういう意味で、確かに指示はおくれたということとは私のまさに不十分さでありますけれども、少なくとも、直前に思いついたというよりは、こう

いう保安院のあり方については既にIAEAの報告などでも共通の認識になっていた中で、保安院だけでそういうことが進んでいるということに私自身が気がついた段階で、いや、それではまずいのではないかと、やはり安全委員会等も加わった形を考へてもらいたいと指示をしたわけで、指示がおくれたことについては申しわけないと思つておりますけれども、決して、何かその瞬間に思いついたということでは全くないということだけは、このIAEAの報告からも明らかだと思つております。

○斉藤(鉄)委員 これは、何度お話ししても同じ答弁しか返ってきませんからもう言いませんけれども、少なくとも、海江田大臣に対してはそれらの指示が全くなかったということだけは明らかでございます。

それで、ストレステストですけれども、私の解釈は、例がよくないかもしれませんが、例えば、安全審査は大学入試、合格が不合格か。もちろん入念な試験があつて、合格が不合格か。ストレステストというのは、合格してきた学生に対して、この学生は何か強いのか、何が弱点かということをよく調べて、最も適当な指導ができるように、それがストレステスト、こういう理解を私はしております。

そういう意味では、安全審査とストレステストというのは全く性格の違うもの。これがある意味で一律に論ずるのはいいか、しかるべき議論があつてよかったのではないかと、このように思います。もちろん、これまでの体制で十分だった、そういう議論はあります。それはよくわかります。でも、であるならば、そのことをなぜもつと前からみんなで議論しなかったかということでございます。

官房長官にきていただきました。

官房長官にお聞きしますが、ストレステスト、余裕度をはかるということでございます。先ほどの学生の例でいえば、この学生はどかが得意で、どかが不得意かというようなことがわかるという

そういう流れに沿つて、今回の場合に、従来の法律でいえば、現実に一部行われたわけですが、原子力安全・保安院の方がこの水準まで緊急的な安全措置をとってくださいと言ひ、それがとられたかどうかを同じ保安院がチェックし、そしてその結果を踏まえて保安院が判断する。最終的には経産大臣が判断するという仕組みに現行法はなっているわけですが、私は、少し指摘がございましたけれども、それでは国民的な理解が得られないから、もう少し国民的な理解がきちつと得られるように、少なくとも原子力安全委員会というの、設置のとき、あるいは基本的な安全指針等を打ち出している責任ある委員会でありまして、そこにもきちんと関与をしてもらつて、そして原子力安全委員会と保安院、少なくともその二つの中で合意された基準でもつて、一つのテストといひましょうか、審査をする。そして、それについても最終的には両者の意見を含めて出していたらいい、そして最終的には、現行法では経産大臣になっておりますが、政治的には、経産大臣を含め原子力安全の担当大臣や官房長官、私で、最後の場面ではそういう専門的な知見をいただいた上で判断しようということを、昨日、一つの共通の方向として出させていただいたわけ

ことですけれども、では、どれだけの余裕度があればオーケーを出すということになりますか。

○枝野国務大臣 技術的には、先ほどの総理等の御答弁でも御理解いただいているかと思いますが、保安院が案をつくったものを安全委員会に確認していただく、その独立した安全委員会が確認をするというところが非常に一つのポイントでございまして、政務で、こういう基準にしますというところを技術的専門家でもないところで申し上げる性格のものではないというふうに思っておりますし、また、欧州のストレステストとイコールのものをするわけではございませんけれども、まさにどこかの数字のところでも一律に、余裕度が一・一ならだめで一・三ならいいとか、こういうことで一般的に欧州のストレステストが行われているわけではないと承知しておりますので、まさに安全と安心の観点から、専門家同士のやりとりの中で、しっかりとした基準をできるだけ早く具体的に示したいと思っております。

○斉藤(鉄)委員 もちろん、先ほど申し上げましたように、ストレステストの性格から、ある意味で基準はつくれないんです。そういう意味では、このストレステストをやった新たな基準にするということ自体が私はよく理解できないわけです。班目委員長は、原子力安全委員会は個々のプラントについて、個々の原子力発電所について再稼働云々ということ言う立場にない、このようにきのう発言されておりますが、矛盾しませんか。

○枝野国務大臣 原子力安全委員会は助言の機関でございます。そうした意味では、原子力安全委員会に直接このストレステストの基準をつくっていただいたり、あるいはストレステストをした事業者のテストの結果を評価するということをお願いするものではございません。

そうした意味では、保安院がつくった基準が本当にこれで一次評価として適切な基準であるのか、あるいは、それに基づいて事業者が行ったテストの結果を保安院が確認いたしますが、その確認の妥当性について評価をいただき、その結果を

御助言いただくという安全委員会の助言機関としての本来の機能に基づいた仕事をさせていただく、そして、その助言の結果を踏まえた評価内容をつくり、あるいは結果についての評価をする、こういうことでございますので、班目委員長が安全委員会のおっしゃっていることを前提にそうしたことを思っております。

○斉藤(鉄)委員 総理、それでいいんでしょうか。総理は先ほど、原子力安全委員会も再稼働させるかどうかという判断に絡ませる、こういう趣旨の御発言をされましたけれども、今の枝野官房長官の発言と少し違うように思いますが、総理はどのようにお考えですか。

○菅内閣総理大臣 ここに、三大臣からいただき、私が了とした文書がありまして、今のところでは、現行法では関与が求められていない原子力安全委員会による確認のもと、評価項目、評価実施計画を作成し、これに沿って事業者が評価を行う、その結果について、原子力安全・保安院、さらに原子力安全委員会が確認する、こういうふうになっております。こういったことで私は了承いたしました。

○斉藤(鉄)委員 ですから、原子力安全委員会は関係するんじゃないですか。ただの助言だけじゃないです。

あと五分しかありませんので次に参りますけれども、今回のこの賠償スキームの議論の中で、我が党の議論の中でも一つ出てきたんですけれども、原子力については、これを全国レベルに一本化する、国有会社がいいのか特殊会社がいいのかわかりませんが、そういう、これから原子力の比率が少なくなってくるにせよ、人材は確保しなくてはならない、そして技術も保たなくてはならない。そういう意味では、原子力国有会社もしくは特殊会社の考え方もあるのではないかという議論も出ました。

また、東電についても、そういう原子力部門を切り離して、グッドカンパニーとバッドカンパニーに分けて、ある意味では、原子力も含めると三つに分かれるのかも知れません。そういう形にして、安定供給を図りながら賠償を進めていくという議論もございました。

ちょっと二つまとめて質問させてもらいましたけれども、政府で法案を審議されるときに、こういう議論はあったんでしょうか。もしあったとして、どういう理由で今回のような形になったのか質問します。

○海江田国務大臣 お答えを申し上げます。御指摘のような、この原子力発電事業の実施体制についてもいろいろな議論がありました。しかし、今委員御指摘になりました人材の問題などは、これはどういう形になっても大切だということ、それから、今回のこの機構の法案では、これはこの原子力の実施体制だけではありませんが、いろいろな発電電の問題につきましてもそういう議論が出てきて、そして方向性が得られた時点で、そういう体制を妨げることのないような配慮はしてございます。

○斉藤(鉄)委員 どうも、そういう根本的な議論がなされていないような気がいたします。

そういう意味では、これからの原子力の体制をどうしていくのか、また既成の体系をどうしていくのかということをじっくり議論して、ある意味で、事故が一段落したところでこれからの原子力体制を議論し、最終的にこの賠償スキームについても見直していく、原子力賠償法についてもこれを見直していくということが必要になってくるのではないかと。これは、今回のこの法案の修正する一つの大きなポイントではないかということが一つと、それから、やはり国の責任が本当に不明確になっているということをお願いしたいと思います。

住民の皆さんに避難命令を出したのは国でございます。また、国策として原子力を進めてきたのも国でございます。そういう意味で、国の責任をもっと明確にするということも今後の議論の中で

重要になってくるのではないかと、このように思います。

総理、先日の本会議で、公明党に対して、与党時代のことも忘れて我々だけ非難して、その方が恥の文化に反する、このようにおっしゃいましたけれども、あのとき質問者は原子力政策について言ったではありません。そのことだけではその同僚議員の名誉のために言っておきます。我々公明党も与党を十年間やりました。原子力を進めてまいりました。そういうことに對して、大きな今じくじたる思いと反省もございまして。

そういう中で、この原子力、国が全面的に出て賠償をしつかり行う、そして体系も見直していくということに對して、最後に総理に答弁を求めます。

○黄川田委員長 内閣総理大臣菅直人君。簡潔にお願いします。

○菅内閣総理大臣 私は、この原子力行政については抜本的に見直さなければならぬと、三月十一日以来ずっと思っております。

今回、細野君に原子力担当の大臣になってもらったのも、そういった議論を、確かに事故調・検証委員会等の議論も待たなければいけません。が、単に待っているだけではなくて、実際に行政に携わってきた、あるいはいはる立場から、ぜひこれは本当に斉藤さんにもお手伝いいただきたいと思っておりますが、党派を超えて、今の日本の原子力行政がこのままでいいという方は多分一人もいないと思うのです、国会の中に。

そういう意味では、しっかりと新しい原子力行政のあり方を進めてまいりたいと思っております。ぜひ御協力をお願い申し上げます。

○斉藤(鉄)委員 政治が信頼を取り戻すことがその大前提だと思います。そのことを申し上げます。私の質問を終わります。

○黄川田委員長 これにて斉藤君の質疑は終了いたしました。

次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。ふくしま復興共同センターが行ったアンケートで、八二%の方が東電に賠償請求をしたい、このように答えました。

紹介をいたしますが、今現在には体に影響はないとしても、数十年後に影響があったときには逃げないで責任をとってほしいです。いわき市の方。国、県、東電、それぞれに責任があると思います、生きることを脅かし、生きる希望まで奪い取ってしまう、最後まで責任を持って収束してください、そして、東電で作業に当たっている人たちを大事にしてあげてください。これは橋本からいわき市に避難している方です。先祖から受け継いだ農地、子々孫々に残すための家を安全なものにしてもらいたい、何の心配もなく胸いっぱい空気を吸いたい。これは南相馬市の鹿島区の方です。

きょうは、東京電力の西澤新社長においていただいております。今、一部の声を紹介しましたが、福島県民全員に感謝料を、それが県民の気持ちであり、私は、今そのくらいの覚悟が必要だと思います。ぜひ社長の御認識を伺いたいと思います。

○西澤参考人 東京電力の西澤でございます。

このたびの福島原子力発電所の重大な事故によりまして、発電所周辺の皆様、福島県の皆様、そして、さらに広くは国民の皆様にも多大な御迷惑と御不安をおかけしております。心からおわび申し上げます。

先生のお尋ねの件でございますけれども、当社といたしましては、紛争審査会の指針も踏まえまして、国の御支援をいただきながら、福島県の皆様を初め、被害を受けられた皆様に対する公正かつ円滑な補償を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋(千)委員 非常に残念に思います、今の答弁は、公正かつ円滑など。本場に今の福島県民全員の声にこたえてほしいという思いに対して、ま

ず、その思いを受けとめるというお言葉があつてもよかつたのではないのか、そう思います。

社長は、報道によりますと、今審議をしていますが賠償法案が国会に提案されているけれども、早く成立してもらうことが大事、その裏づけがなくて賠償をとられても、額によりけりだが非常に厳しい、早目に法案が成立することを切に願っていると言っています。私は、まさしく東電の救済法案だ、こう言わなければならないと思います。

しかし、まず最初に考えたいのは、では国が支援すれば全面賠償は可能なのかということであります。何よりも原発の被災者が救済されることが最優先であります。しかし、その根拠となる原子力損害賠償法に基づく指針は、なかなか賠償の範囲が広がりにません。

六月二十日、原子力損害賠償紛争審査会が第二次指針追補を発表しました。いわゆる避難、屋内退避を余儀なくされた方たちへの精神的損害を償うものとして、半年間で月十万円、次の半年間は五万円というふうに決められました。これに基づく仮払いが七月五日から始まっているわけであり

ます。そこで、避難を余儀なくされた方たちの精神的損害について、なぜ半年たてば半分にするか決めたのですか。その根拠をお話してください。文部科学大臣。

○高木国務大臣 高橋委員にお答えをいたします。賠償紛争審査会は、まさに公平中立の立場から損害の範囲の判定の指針を策定しておるところでございます。六月の二十日に、第二次指針の追補として、避難生活等に伴う精神的損害の損害額の算定方法を示したところであります。

この第二次指針の追補として、事故後の六カ月間は、まさに地域コミュニティ等が広範囲にわたつて突然喪失をする、これまでの平穏な日常生活とその基盤が奪われる、また、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通

しもつかない不安を感じる、こういう最も精神的苦痛の大きい期間とされております。

一方、審査会は、その後の六カ月間は、自宅以外での不便な避難生活や先が見えない不安は継続するものの、突然の混乱などの要素はなくなる、こういう評価がされておまして、損害額を半減されることが適切と判断されたものと私は理解をしております。

○高橋(千)委員 だれがそんな基準を納得しますか。今、交通事故の話をもつ一つの基準にしたとおっしゃいました。まず、そこ比べる方がおかしいですよ。

審査会の議事録を見ますと、こんな議論があります。借地借家法では、借家を突然追い出されることになったときに猶予期間は六カ月ある、次の生活のめどの段取りをつけるのにそのくらいかかる、これが参考になるのではという発言があつて、座長も、今まで気がつかない論点などと、大まじめに議論しているんです。これは一緒にしていいんですか、借地借家と。

総理がお盆までに仮設住宅をつくらと約束したからって……(発言する者あり)仮設住宅に入居すると約束したからって、それで先の見通しが持てますか。安心した暮らしが約束できますか。全然事情が違うではありませんか。

南相馬市の緊急時避難準備区域に住む九十三歳の女性が、私はお墓に避難します、そう遺書を残して命を絶しました。せっかくばらばらに避難していた家族が戻って一緒に暮らしていたんです。家族が一緒にいた。だけれども、またいつ避難せよとなるかわからない、そのときは足手まといになりたくないとい書いていたわけですよ。

取材した毎日新聞は、四月から六月の福島県内の自殺者は百六十人、昨年より二割もふえていると報じています。総理は、原発の処理に数十年もかかると思言されていますね。これでは、苦しみが増すばかりではありませんか。総理に伺います。半年間で精神的苦痛が半減するだろう、この基準はやはりおかしくありませんか。

んか。

○菅内閣総理大臣 今のお話を聞いていて、確かに、突然の事故で避難を余儀なくされるそのときの一つの精神的な苦痛と、それが長引くことによる苦痛、なかなかこれは比較をすることは難しいように私にも思われます。そういう中で、何らかの基準を設けるという中で、その御議論があつた上でのそういう判断ではなかったかと。

私も、それでいいとか悪いとか、個人的な見解はちよつと申し上げにくいんですけども、今のお話を聞いておきますと、何らかのそういう考え方で判断されたんだということだと思います。

○高橋(千)委員 大変苦しい答弁だったかと思ひます。

だれが聞いてもおかしいと思うんですね。これはもちろん、審査会の中では、いずれ本場に長引いたときにまた見直しが必要だねということに確かに議論されています、名譽のために言っておきまされども。しかし今、本場に見通しがつかないし、工程表だって、その決めたときには前のものであつたわけですよ。そのときに決めたものがもう既に見直しをしなければならぬということに、明らかにこんな基準はおかしいという立場に立たなければならぬと思います。

六月九日の本委員会での私の質問で、私はこのようなことを言いました。例えば、いろいろな商工団体などではカバーできない個人事業主に補償すること、避難を余儀なくされた人だけではなくて、事情があつて避難できずにいる人たち、家族がばらばらなど、精神的苦痛にこたえていく必要がある、こう言ったのに対して、枝野官房長官が、今指摘された損害については、最終的にはいずれも幅広く賠償の対象になるものと理解している、このように答弁をしております。先ほど紹介したアンケートの中にも、目に見えない放射線がすごく不安で、安定剤も飲んだりしています、精神面が強い人ばかりではないということを考えてほしいという声もあります。また、審査会の中でも、避難はしていいけれども、校

庭で遊べない子供たち、そうした子供たちの対応、これも対策が必要じゃないのという議論があつて、今はその話題じゃないということで、まだ何の基準も決まっていけないわけです。ですから、今示されている基準というのは、本当に避難区域の線引きから一歩も出ていない、こういうことになるわけです。

ですから、賠償のスキーム以前に、まず全面賠償をする、そういう立場に立つのかどうか、もう一度伺います。

○海江田国務大臣 全面賠償というのがどういう内容を示すかということは私にはよくわかりませんが、ただ、やはりこれは、原子力発電所の事故とまさに相当因果関係があるものについてはしっかりと賠償するというのが基本的な立場でございます。

○高橋千一委員 このことが、やはり今答弁にあった相当程度因果関係、これがこの指針の非常に限界といえますか、矛盾なわけです。

それで、きょうは最初にまず、第一次指針、出荷制限になったものについて、これでしたらまさにはっきりしているの、すぐ補償が決まりそうに思えますけれども、実はそうではありません。

ここに、東電あての封筒とそれから請求書、こんなになくさんの書類を書かなければならないというところで、現物がございますけれども、六月三十日に福島県の農民連が第二回目の損害賠償請求を行いました。東電側は、一月前に出した書類、それ以外に、こちらの請求書を書いてくださいと。一月前に全部出しているんですね。だけれども、さらに二十一枚の書類を要求されました。これを全部そろえないとだめなんですか、そう言ったら、立証責任は被害者が行うというのが原則です。で、聞き直つたと言ふんです。

そこで、西澤社長に伺います。

一体、東電は払うつもりが本当にあるんでしょうか。書類を大量に要求し、あきらめろと言わんばかりではないですか。そこまで因果関係を言うのであれば、原発とは関係ないという立証責任は

加害者が負うべきではないですか。

○西澤参事人 お答えいたします。

当社といたしましては、公正な補償を行う観点から、被害を受けられた皆様に対して、仮払いにおきましても被害額を確認するための適切な書類を御提出いただくことをお願いしてございます。そうした中、今先生が御指摘ありましたような対応に本当に失礼な点がございましたら、この場をかりておわび申し上げます。

今後、今回の事故の当事者であることを真摯に受けとめております。原子力損害賠償法の趣旨に基づきまして、国の御支援もいただきながら、被害を受けられた皆様に対してきちんと補償を行つてまいります。

○高橋千一委員 現場ではやはりそのような高圧的な状態に置かれている。二十一枚もの書類が本当に必要ですか。本当にそこはしっかりと見直して、丁寧な対応をしていただきたい。もう明らかに実態はわかっているんですから、取り入れるという立場でやっていたらいいと思ひます。

今度は、このパネルを見ていただきたいと思ひます。皆さんの手元に同じ資料を配つております。

国の指針が余りに遅かったために、農協などは、収入の途絶えた農家を救済しようと、立てかえ払いを早い時期に決断しました。非常に重要なことだと思ひます。

これは、ある酪農家が農協と結んだ立てかえ払いの契約書であります。これは、四月一日から三十日まで、原乳の損害賠償分九十八万九千九百十円。その立てかえ期間は、十一月二十日までに組合にその農家の方が返済をするわけです。下の方を見ていただければわかるように、返済するお金というのは、損害賠償金でありますから、東電からもらったお金で返済をいたします。

一番下を見てください。第三条の二項、「損害賠償金の額が立替金に不足する場合においても金額返済するものとします。」つまり、農協から九十八万立てかえてもらつても、その東電から入つ

てきたお金は、実は二分の一ですよ。二分の一と今言っているんです、農家の皆さんには。そうすると、残り五十万円、この人は自腹で返さなくちゃならないわけです、十一月までに。そういうことをやらざるを得ない。でもそれを、では、農協がみんなかぶりなさいとなると、これも大変なことなんですよ。

高木大臣、このような実情、御存じでしたでしょうか。

○高木国務大臣 今回の事故につきましては、被害者が多数に及んでおりまして、賠償紛争審査会の皆さん方も、四月以降、精力的に審査をしております。特に、早急に適切な被害者への救済が図られなきやならないことは言うまでもありません。そういう中で、できることから順次指針を策定してきております。

東京電力は、この指針を踏まえまして、今、仮払いを順次実施しております。特に農林漁業者については、五月十二日の政府の決定を踏まえて、五月末から仮払いが行われたと承知をいたしております。

また、JAにおいて、農家の東電に対する損害賠償請求の取りまとめや、つなぎ資金の融資の提供などが行われたことは承知しておりますが、本日御指摘の件については承知をしております。

文部科学省としては、JAの運営についての詳しいことはよく承知をしておりますが、関係省庁と十分連携をして、被災者への適切な救済が図られるよう今後とも努力をしていきたいと思っております。

○高橋千一委員 今、JAを責めると言っているのではないですか。こういう状況にならざるを得ない、その事態をしつかり受けとめていただいて、やはり被災者が、一部立てかえていただいたと思つたら、今度は半分返さなきゃいけない、こんなことだけはやめてほしい、それが言いたいわけでありまして。これはもう海江田大臣に対して、総理に対しても、ぜひ聞いていただきたいと思ひます。

○高橋千一委員 農林漁業者は請求額の二分の一、このことが先ほど示した説明書にも書いてありますし、ですから、こういう矛盾が起るわけなんですよ。加えて商工業者はどうか。これはもう上限二百五十万円と一律であります。従業員が百人いたつて二百五十万円、これじゃとてもやっていきません。声が上がっています。これで終わりではないはずですよ。一刻も早く満額払うべきではないでしょうか。

○西澤参事人 お答えいたします。

農林漁業者の皆様、そして中小企業の皆様がこのむつた被害につきましては、先ほど大臣がお話ありましたけれども、五月十二日の政府決定を踏まえまして、当面必要な資金を速やかにお支払いするということから、書類の確認作業もなるべく簡素化した上で、御請求額の一定比率をお支払いさせていただいております。

なお、当社といたしましては、最終的には、エビデンスに基づきまして損害額を御確認の上、精算はさせていただきます。

以上でございます。

○高橋千一委員 基本的には満額ということでは、ろしいですよ。

○西澤参事人 お答えいたします。

さちつと精算させていただきます。

以上でございます。

○高橋千一委員 ありがとうございます。

では、今回の法案で支援のスキームがどのようになるのか、伺いたいと思ひます。

これはまた、二枚目のパネル、同じものを皆さんのところにつけております。これは「資金援助の流れ」と書いてあります。「原子力損害の発生」そして「民間保険契約または政府補償契約により賠償措置額千二百億円の支払い」、これはもととある原子力損害賠償法の仕組みであつて、政府は千二百億円支払うことになっております。このお金は、このたびの二次補正で措置をされること

になっていると思います。

原子力損害賠償支援機構法案第四十条、この間に書いてありますけれども、要賠償額が賠償措置額を超える場合、東電は機構に対して資金援助の申し込みができるとなっております。これは、どのくらいの賠償額になるのかというのをある程度決めませんとこの法律が成り立たないと説明を受けております。

では、海江田大臣、この要賠償額というのは幾らになるのでしょうか。

○海江田国務大臣 今の時点では、これが幾らになるかということはまだ判明をしております。

○高橋千一委員 しかし、法律の成り立ちとしては決まらなくてはならないわけですね。

○海江田国務大臣 この後の、これから総て分かれますけれども、例えば、交付国債ということではおおよそ二兆円の資金を準備する予定であります。

○高橋千一委員 この賠償額が幾らになるのか。もちろんそうです、まだ被害が終わっておりませんので、全体像が見えないのは当然であります。しかし、それが結局、国民負担とどれほど結びつくのかということにかかわるわけですので、非常に重要な問題かと思えます。

今大臣お話しされたように、これは二兆円の交付国債と二次補正の中で書かれております。また、それプラス二兆円の政府保証ということもあるのですが、政府は四兆円以上の一定支援をするという枠組みは既にできているのかなと思うんですね。

問題は、この書きぶりですと、千二百億円、政府がこれから出します、これを超えれば機構が援助ができるという仕組みになっているわけですね。そうすると、右の図にありますように、二兆円の交付国債が発行できる。そして、機構に対しては、これは無利子です、国債を交付して、いつでもお金にかえてよいと書いてあります。国は、その二兆円の調達のために二百億円の利子を払って借り入れをするわけです。これは、二百億円も二次補

正の中に書かれてあります。多くの被災者が二重ローンで苦しんでいるときに、政府は、その苦しみの原因者でもある東電救済のために無利子で二兆円の国債を用意し、そのために利子を払って借り入れをしなければならぬ、こういう仕組みになっていると思うんです。

そこで、三枚目に、その中身について書いているのが六月十四日の閣議決定であります。赤字で書いてありますけれども、「援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。」これが大前提であります。何度でも、しかも上限を設けず。なぜそこまで援助をするのでしょうか。

海江田大臣、これまでこの問題での議論が何度もありましたけれども、大臣は、第一義的には東電に責任があるとお答えになっていました。そのことと矛盾しませんか。

○海江田国務大臣 何のために何度でも援助を行うのかというお尋ねでございますが、これはまさに、原子力事故の被害を受けて損害を生じた方々に対して、十分適切な賠償を行うためでございます。

それから、その後でお尋ねのありました第一義的にはということでございますが、これはまさに、先ほど来、きょうも一日議論をいたしましたけれども、原子力の損害賠償法にそうした原則の決まりがあるからでございます。ただ、きょう一日、まだ委員の質問、その後の質問もござい

ますが、今出ておりますのは、そうした東京電力だけに第一義的な責任を負わせるのではなく、国がもっと前に出るべしという議論もたくさんございまして、今、そうしたことについて、まさにこの委員会で議論をしている最中でございます。○高橋千一委員 第一義的にと言ってきたわけですから、その努力を本当にやってきたのかというところ、それをやらせるためにこそ国の責任があるのではないかとということが言いたいわけ

です。

東電は、資産六千億円、役員報酬の削減などで五千億円捻出しますと経営合理化方針で明記をされております。五月十日に国に対する支援をお願いしているその文書の中で、海江田大臣あてですけれども、火力発電の燃料の高騰などで一兆円かかります、それから社債や借入金返済が七千五百億円かかります、ですから、賠償どころか、電気の安定供給にも支障を来しますと書いています。そうすると、経営合理化を行っても、ほかの支払いで消えてしまう、そう言っているんですね。それだと、第一義も何もあつたものではないのではないかと思います。

メガバンクはどうなったのか。三大メガバンクだけでも二兆円の残高があります。この放棄の問題や、関係する業者の皆さんにもっと責任を持つてもらおう、そういう努力をしてきたと言えるのでしょうか。

そもそも、現在の仮払いの実績は一千六十四億円と聞いています。そうすると、さつきから言っているように、国はまず千二百億円出す、その枠さえ超えていないんですね。考え方によつては、一円も払っていないに等しいではありませんか。

○海江田国務大臣 この東京電力の仮払いについては、私は、本当に口が酸っぱくなるほど、東京電力に早くやるようにということを言つてまいりました。それは、きょうこちらの委員会にお見えになっている西澤社長もおわかりいただけると思います。

それからもう一つは、やはり、まずリストラについてでございます。このリストラにつきまして、今委員御指摘のありました、そのときはまだ清水社長でございまして、清水社長と私との間のやりとりで、幾つか、リストラをしつかりやるようにというお話をいたしました。その後、政府は第三者の、先ほど午前中の当委員会の質疑でお答えをいたしましたけれども、プレデューデリジェンスと申しますか、まだ法案が成立をしていないわけでございますから、正規の

デューデリジェンスにはなりませんけれども、その事前の作業として、法律の専門家あるいは会計の専門家、こういう方々が、今の東京電力の資産の内容あるいはリストラの進行ぐあい、こういうものをしっかりとチェックをしております。

○高橋千一委員 通告してはおりませんが、西澤社長、今の点ですが、千二百億円を超えれば国からもらつて、その後は資金援助をお願いしますというのでは、賠償に対して本当の責任を果たしたことになるかと思ひます。

どれだけ頑張るつもりでいるのか、一言お願いします。

○西澤参事人 お答えいたします。

先生の御質問でございますけれども、我々としても、賠償につきましては誠心誠意努めていきたいと思つております。リストラ等いろいろな進めてございます。その分も含めまして、事業の安定的な運営とともに一生懸命努めていきたいというふうに思つております。

何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○高橋千一委員 一番肝心なところが、今はまだ始まつていないので、チェックをしますということとを言えます。では、本当に、今はたつた一円も払っていない状況と同じことですから、それ以上どれだけの努力がされるのかということはやはり私は非常に疑問なんです。それは、先ほど言つたように、最初から何度でも、上限も持たない、この仕組みがそうになっているんだということを指摘したいと思ひます。

それで、先ほど、国の責任もある、こうおつしゃつています。私は、やはりそのことをきちんと法案に書くべきだと思うんです。その国の責任というものは、歴代自民党政権に何よりも責任がございします。残念ながら、今自民党さんにそれを質問するわけにいきませんので、これをどういう形で本当に果たすべきなのか。

私は、東電が東電がと言いつつながら、第一義的には東電がと言いつつながら、わからないところでじや

ぶじゃぶと資金提供をするというやり方は本来の責任の果たし方ではない、このように思います。必要な、本当にもっと原発にかかわって、いろいろな人たちが利益を共同して分け合ってきた、その方たちにきちんと責任を果たせということ、ただ協力してくださいとお願ひするのではなくて、法案にきちんと盛り込んで、政府がそれをしていく、求めていくべきだと思います。もちろん、指針では網羅できないあらゆる被害対策に責任を持つということでは、政府が被災者対策に対してやっていかなければならないことは言うまでもありません。

そこで、最後に、原子力行政そのものの転換が、これはもう一つ、国の責任の果たし方ではないのかなと思うんです。

パネルの四枚目、これは法案の目的の第一条であります、「原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図り」と書いてあります。わざわざ「原子炉の運転」ということが書き込まれているのはなぜでしょうか。

法案では、支援機構に対して、相互扶助の名目で、全国の原子力事業者が負担金を出すことになっていきます。ただ、その一般負担金というのは、原発の稼働状況に応じて負担の割合が決まります。つまり、多くの原発によって多くの発電を行っているところほど割合が多くなる仕組みであります。ですから、機構がきちんとお金を回収しようと思えば、原発は稼働してはならない限りはなりません。

福島県民は、原子力によらないエネルギー行政、これをしっかりと復興ビジョンに書き込みました。佐藤知事は、福島第一、第二原発の再稼働はあり得ないと明言をしています。それなのに、原発を動かしかつ続けることが大前提の法案になっている。このことはおかしいのではないですか。総理に伺います。

○菅内閣総理大臣 この法案のこの部分について、いろいろと御指摘をいただいております。この「原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営

の確保を」というのは、基本的には、電力の安定供給と原発事故の収束を適切に行うことを確保する、そういう意味と理解いたしております。

電力事業形態のあり方等は、これらを含むエネルギー政策については今後予断なく検討を行うこととしており、今回の支援の枠組みはこうした検討に影響を与えるものではない、こういうふうにご認識をいたしております。

○高橋（千）委員 残念ながら時間が来たので、続きをまたやりたいと思いますが、県民がもう原発は要らないと言ったときに、この「原子炉の運転」ということが目的に書かれた法案、これはどうか。原発を動かしかつ続けなければお金が回収できないような仕組み、回収できないんだたら国民に負担させるような仕組み、これではやはり受け入れられないということを指摘して、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○黄川田委員長 これにて高橋君の質疑は終了いたしました。

次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社会民主党の吉泉秀男です。

きょうは、総理にとって弁明とも受けとめられる答弁が続きましたけれども、総理のツルの一声でストレステストが決まった、こういうふうには受けとめました。このテストで、経済界を初め関係者のコメントが多く出されております。

私は、このテストの一次評価は、原発再開ありきで評価はできないし、原発事故対応で国民の信頼を完全に失っている保安院と安全委員会が安全をチェックする、こういうこと自体、理解できません。テストを実施する際の安全評価の項目や計画は保安院が作成し、電力会社からの報告を保安院が点検、原子力安全委員会がチェックするということ。

そもそも、安全委員会も保安院も原子力を規制する機関ではなくて、推進機関でもございます。これまでどおり保安院に任せるというのであれば、ストレステストを実施する云々の前に、少な

くとも保安院を第三者機関化する、こういうことぐらいはやっておかねばならない、こういうふうにも思います。

政府の対応がごたごたするの、菅総理の対応に信念や一貫性が全く感じられないの、私は、菅総理のエネルギー政策におけるスタンスがはっきりしていないからだと思っております。総理は、頑張っている、こういうふうに言われるかもしれないけれども、どう見ても場当たり的の場しのぎ、こういうふうには映ります。

総理は原子力政策について一貫性を持って、そして各大臣との意思疎通を図り、原子力政策を進めていかなければならない、または、エネルギー政策の考え方、こういった部分もあわせて進めていかなきゃならない、こういうふうにも私は思っております。総理の見解をお伺いいたします。

○菅内閣総理大臣 きょうの一日の議論の中でも何度か申し上げましたが、私も三月十一日の前後では、原子力エネルギーあるいは原発についての危険性、安全性の考え方について、大きく考え方が変わってまいりました。それまでは、安全性を確認して活用していく、こういうスタンスでありました。しかし、あの事故を経験してから、その安全性というものは、当然ながら、いざ事故が起きたときのそのリスクの大きさというものの対比でありまして、何十キロもの区域を、退避を大勢の人にしていただかなければならない、場合によってはもっと広範囲に退避が必要になっていくたかもしれない、そういう今回の事故を体験いたしまして、そういう意味では、原子力、いわゆる原発に対する依存度を下げていく、こういうことが必要だ、基本的にそういうふうに見えるに至っております。

これまでも、エネルギー政策の白紙の見直し、あるいは再生エネルギーの推進、省エネルギーの推進ということ、そういう方向と整合することとを申し上げてきたつもりでありますけれども、せっかくの御質問でありましたので、私は、原子力依存というもののからの脱却を目指す、それに対

する依存度を下げていく、こういうことが必要であると、この間、関係閣僚ともそういうことを話し合っております。

その上で、しかし一方で、国民生活、経済的な活動について、そのことが大きなマイナスにならないようなエネルギーの供給については、きちっといろいろな手当てをする必要がある。短期的には、ピークの電力量をいかに下げるかとか、あるいは、場合によっては化石燃料の火力発電など、自家発電部分をさらに活用するとか、しかし、中期、長期でいえば、再生可能エネルギーを促進する、またこれは短期的にも効果がありませんが、省エネの部分の促進する、そういう考え方があります。

私がこの間発言し、あるいは行動していたことは、基本的にはこういう考え方に沿った行動でありまして、それを思いつきとかいろいろ言われるのは私の不徳のいたすところだと思っておりますけれども、私の考えとしては一貫した考え方に基づいて、多少それは、指摘が遅いとか、いろいろ指示をするのがおくれたとか、そういう問題はたくさんありますけれども、基本的な方向性は私なりに一貫した方向で申し上げているつもりであります。

○吉泉委員 今の答弁の中で、総理のエネルギー政策、これまでの原子力依存、こういうものから脱却をする、そして再生エネルギーを進めていくんだというふうには私は受けとめましたけれども、こういう状況であるならば私方社会民主党の政策とも一致をする、こういう状況にあるだろうと思っております。しかし、まだまだそういった面については、全体的な意思疎通、そういうものを図らなきゃならないし、私ども社民党もまだまだ努力が不足をしている、こういう状況でもございます。

これからのエネルギー政策、そのことについては、ともに議論をしながら進めていきたい、こういうふうにも思っておりますので、よろしく御願いを申し上げます。

先日、二十四回目の視察で初めて、足のつま先から頭までつべんまで防護服に包まれて二十キロ圏内に足を運びました。橋葉町の天神岬、ここまで行くうちに、牛もいない、だれもいない、こういう状況に変わり果てた橋葉町の町中を天神岬から一望させていただきました。自然にこうべが下がりました。手を合わせて、改めて、復旧復興、このことに全力を挙げて取り組んでいかなきゃならない、こういう決意をきたところでございます。

橋葉町を初め双葉郡の人たちは、家族ばらばら、そして、県外も含めて避難生活を余儀なくされているわけでございます。そして、今新たな、暑い、熱中症そのものと闘いながら生活をしているわけでございます。

そこで、東京電力の西澤社長にお伺いをいたします。

現時点で請求をされている損害賠償額と、きょう時点で支払いを済ませている額、このことについてまずお伺いさせていただきます。

○西澤参考人 お答えいたします。

損害賠償の請求につきましては、被害を受けた皆様からいろいろな形で多数のお申し出をいただいております。所定の手続を経て、個別に仮払いのお支払いを今させていただいております。七月の十一日時点で、これまでお払いしている仮払いの補償金は約五百八十九億でございます。

今後の補償につきましては、国の御支援もいただきながら、現在一千人の体制で取り組んでおりますけれども、さらにこの体制を強化いたしました。紛争審査会の指針も踏まえてきちんと対応させていただきたいというふうに思います。

よろしくお願いたします。

○吉泉委員 五百八十九億を支払ったということでございますけれども、もう一つ、現時点で請求額、さらには紛争委員会での指針が出されているわけでございますけれども、それに合わせて見合う金額は幾らなのか、このことをお伺いさせていただきます。

○西澤参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、いろいろな形で御請求等いただいております。総額というのはまだきちんと把握はできておりません。

その中で唯一、農林漁業の皆様からは、御請求のうち、団体ベースでお取りまとめいただきました御請求額につきましては把握してございます。これは合計で三百六十六億でございます。

ほかの皆様については、総額についてはちよつとまだきちつと把握はしてございません。よろしく御理解のほど、お願いいたします。

○吉泉委員 ちよつとおかしいんじゃないですか。紛争委員会での一次さらには二次方針、このところの合計を合わせても、私の段階では、もう二十億を超えるようなそういう金額になるんだろうというふうにも思っております。

今、その請求額、幾ら払えばいいのかわからない。四カ月になつていっているんですよ。こんな状況では、国民から理解を得る、今の会社、東京電力の破綻、それを救済していくための機構法案の審議でございます。新聞報道によれば、この東京電力の被災者への支払い、このことについて、まさに先日開催をされた株主総会、これに全力を挙げてそつちのけ、こういう報道も出ていたようにございます。

そういう面からいうならば、今、私たち、国挙げて電力の破綻は避ける、そのために青天井の助成、そういうものを行おう、こういう状況になつていくわけです。それにもかかわらず、自分は仮払いということで半分払った、いわゆる六百億未満、これだけで終わるということについては納得できかねます。

再度、社長の答弁を求めます。

○黄川田委員長 重ねて御答弁いただきます。東京電力株式会社西澤社長。当事者でありますので、丁寧にお答えください。

○西澤参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、いろいろな形で御請求をいただいております。今仮払いという形で

してございます。これから指針等が出まじきちゃんとなりましたら、それは先ほど高橋先生の御質問にもお答えしましたけれども、きちつと精算をさせてお支払いしていくという形になろうかと思つています。

現在、仮払いで七月十一日時点までお支払いした合計が先ほど言った金額でございます。何とぞ御理解いただければと思います。

○吉泉委員 時間が大変迫つていっていることでも、もつと詰めた方がいいんですけども、なかなか時間が許しません。

今お話ししましたとおり、私は、損害賠償は東京電力の責任、これで支払うものであるんだろうというふうにも思っています。それが大原則でございます。だとするならば、現有資産の処分も含めて果たさなきゃならない、こう思います。

その上で、今、破綻から救済をする今の機構法案、これで適用しながら今の電力の安定供給、こういう部分をやつていく、これが原則なんだろうというふうにも思っています。

東京電力の最大とまつていっている資産は、送配電事業であります。資産価値は帳簿価格で約五兆円です。その他の資産も入れますと約五兆六千億を超える、こういう状況にあります。

私は、さつき話しましたように、この処分も含めて賠償金に充てる、こういうのが原則だ、こういうふうに言いました。そして、公共性の高い送配電事業を国が買い取つて、そして再生エネルギーを推進していく、そういう状況を東京電力が率先としてやつていく、こういう部分も必要なんだろうというふうにも私は思っております。

こういう考え方に対して社長はどう考えておりますか、お伺いします。

○西澤参考人 お答え申し上げます。

送電事業を初めといたします電気事業の遂行に必要な不可欠なものを除きました不動産、あと有価証券等、これについては、もう徹底的にリストラと資産の売却を進めてまいりたいというふうにも思つてございます。

○吉泉委員 先ほどの斎藤委員の質問にもございました。これから長かつていくこの事故の収束、その中において、電力の事業のあり方、国民にとつての電力事情、そのことについてこれから進めていく、そういう意味では、送配電の分離論、このことも当然考えていかなきゃならない、こういうふうにも思っております。

そんな面の中で、ぜひ社長の方からも、再生エネルギーの部分についての協力、さらには事業の推進、このこともぜひお願いを申し上げます。

最後の質問になります。

今回のこの機構法案、このことについては、今の被災者の損害賠償、それから安定供給、そしてそれぞれ関係する企業の破綻、こういう部分を避けていく、そういう意味での今のスキームになつていくわけでございます。

しかし、アメリカの原子力賠償法、このことを見ると、一九五七年にできているわけでございますけれども、アメリカの法律では、事故発生から二十四時間以内の仮払いなど被災者の生活再建を優先していく、こういう状況になっております。

ましてや、スリーマイル島の事故の数十年前にこれがつくられてきておるわけでございます。また、原発の運転許可には、住民の避難計画の策定が条件になつておるわけでございます。

こういう面からいうならば、私は、アメリカのこの法律を参考にしてきた内容でもございますし、今回のこの機構法案についても、損害賠償、この一点に絞つた内容にすべきだと思いますけれども、海江田大臣の見解をお伺いさせていただきます。

○黄川田委員長 国務大臣海江田万里君。簡潔にお願いします。

○海江田国務大臣 今委員が御指摘になりましたアメリカの、とりわけスリーマイル島の事故が起きた後、翌日ですが、すぐに窓口を開いて仮払い、これは本当に素早い対応であったということでございます。

そして今、今回のこの法案を賠償の支払い一点に絞ったものにすべきでないだろうかということでございますが、目的の最大のものは、もちろん賠償の支払いでございます。そして、それと同時に、やはり事業者が事業をしつかりと、それこそ設備投資などもやって、これからやはり、新たな再生可能エネルギーへの投資なども事業者によってやらなければいけませんから、そういうものに対する資金の支援というものでできるようになっております。

ただ、メーンはあくまでも、これは被害を受けた方々に対する賠償金をしっかりと確保するというところでございます。

○吉泉委員 時間が参りましたので終わります。大変ありがとうございます。

○黄川田委員長 これにて吉泉君の質疑は終了いたしました。

次に、浅尾慶一郎君。

○浅尾委員 まず冒頭、我が国の電力価格について資料をお配りさせていただいておりますので、そのことに基いて総理に伺いたいと思います。OECDの主要各国との電力料金の比較をしますと、日本はやはり相当高い方なんです。特に私が注目いたしましたのは、お隣の韓国との比較でいいますと、産業用も家庭用も倍以上なんだということなんです。三倍近い。

問題は、ただ単に三倍だということではなくて、お配りいたしました資料のもう一枚目の方を見ていただければと思うんですが、実は、韓国の方が一次エネルギーの輸入の割合が日本より高い。石油、石炭あるいは天然ガスというのは、これは基本的には国際市況商品なので、どこの国が買っても同じ値段だという中で、日本の方が韓国の三倍ぐらい電気料金がある。これは、何か今の電力事業の中に問題があるんだらうというふうには私には思います。

というのは、電力事業の中で従業員の人件費が占める割合というのは、これは装置産業ですから非常に少ないわけなので、そうだとすると、きよ

うも議論がありました、送配電網の独占による超過利潤があるのか、あるいは電源立地対策費といたったような、表向きの価格に出ないようなものが入っているのかということなんです。

まずは菅総理に、なぜ日本が、特にお隣の韓国と、輸入燃料費とも比較しながら、三倍になっているか、きょうすぐ、なぜそうかと答えを求めたい。つまりはありますが、少なくともこれを調査しろということをお願いしたいと思っております。その点について決意を伺いたいと思っております。

○菅内閣総理大臣 一般にも、日本の電力料金は、従来からかなり高いということが言われていたんですが、きょうは、特にお隣の国、韓国との比較での指摘であります。

もちろん、為替相場等々いろいろな要因があると思いますが、御指摘のありました電源立地対策費等がどう影響しているのか、それらを含めて、韓国との電力料金の比較、ぜひ私からも経産大臣にお断りをしてみたいと思っております。

○浅尾委員 ぜひお願いしたいと思います。

今お渡しした数字はドルベースの数字でありますので、為替というものは、そこはもう含んだ数字でありますので、原料ももちろんドルベースでありますので、そのことを申し上げた上で、次の質問に入りたいと思います。

さて、この原子力損害賠償支援機構法案、きょうもさまざま議論が出ておりましたけれども、第一条の「目的」、あるいは三十七条、三十八条を読んでも、これはどう考えても原子力発電事業を継続して行うことを前提に立てた法案だというふうにお断りされるわけですが、海江田大臣は多分違うお断りをされると思いますが、少なくとも菅総理は脱原発だということに言っておられるわけでありまして、そうだとすれば、この法案を、原子力事業を継続するということについてどういう書き方をされたというのか、ちょっとおかしいのではないのか。

もし菅さんが脱原発だということであれば、菅総理がそういうふうにお断りされるのであれば、こ

の法案を少し書きかえるべきだと思いますが、菅総理はどのようにお断りになりますか。

○菅内閣総理大臣 先ほど他の委員にお断りしましたが、本法案の第一条の目的規定、「原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保」というのは、基本的には電力の安定供給と原発事故の収束を適切に行うことを確保する、こういうことを意味しているという理解しております。

電力事業形態のあり方等を含むエネルギー政策については、今後予断なく検討を行うこととしてお断りして、今回の支援の枠組みでこういう表現があるからといって、そうした電力事業形態そのもののあり方の議論に予断を与えるものではない、こういう理解をいたしております。

○浅尾委員 お役所の書かれた答弁を読んでおられるわけでありまして、三十七条を見ますと、これは、「次に掲げる者（これらの者であった者を含む）」というふうに書いてありまして、これが負担をしていく。この「これらの者」であった者を含む。というものの解釈は何かとこの政府の当事者に聞いたら、これは、原子力発電事業をやめた後も、燃料プールの中に核燃料がある限りにおいては保険料を払っていくんだということでございます。

その上で、では、その核燃料を燃料プールの中から取り出すにはどこに持っていくたらいんですかと聞いたら、これは六ヶ所村です。では、六ヶ所村が引き受けなかったらどうするんですかと言ったら、そこは政府は責任を持ちませんというきのうの段階での説明でありました。つまり、それは六ヶ所の再処理のところが当該原子力事業者の間の相対の話であって、政府が介入するものではないという話でありました。

そうなるとうると、仮に、私の顔が見たくないんだから早くこの法案を通せ、再生可能エネルギーだというふうにお断りした法案がありますよね。あれをもしどこかの原子力事業者が、そうだと、この際、我が社だけは原子力事業から早く撤退しよう、再生可能エネルギーでもって積極的に

投資をしていくということ、その決断をしたとしても、結局、核燃料プールに使用済み核燃料がある限りにおいては負担しなければいけないということになるので、それはかつて菅総理がお断りしたことと矛盾するのではないですかということ、先ほどの質問をさせていただきま

す。

○海江田国務大臣 今度のこの機構の法律というのは、これから将来、原子力の事業者が事故があつたときに相互扶助ということがございまして、今核燃料が、使用済み燃料がそのプールにあれば、何かそこで本心に安心かということ、やはり必ずしもそうでないですね。

今度の東京電力の福島第一発電所の状況を見れば、既に四号炉は、これは炉の部分から燃料棒は抜けておりますが、それが、その上の使用済み燃料のプールに千六百本ぐらい入っております。これがなかなか温度が下がらなくて、今、大分安定をしておりますけれども、やはりこれにも注水を続けなければいけないということがあります。

それから、共用プールというのがございまして。ここにも大量の燃料が入っておりますが、これがどういうふうになるのかということは大変私どもも気をもんだことがございまして、その意味では、原子炉から抜けましても、やはり共用プールなどにあるうちは、これは万々が、あつてはならないことでもありますけれども、それが事故につながるという可能性は、全く一〇〇％ないと言い切れないわけでございます。その点をぜひ御理解いただきたいと思います。

○浅尾委員 私の質問はそういうものではなくて、幾つもの電力会社はあります、ある電力会社が、この際、原子力発電事業から我が社は撤退をしようということを決めて、そして、では、その使用済み燃料をどこかに持っていくこと。どこか持っていく以外に、これは再処理施設のあるところに持っていく以外に、日本の中にはありません。しかし、その再処理施設に持っていくための支援

も政府の方でもない。そして、逆に、再処理施設をやっているところが、仮に、この再処理というのはまさに再処理なのであって、最終的な処分場じゃないから受け入れられないとなったら、撤退しようと思っても撤退できない。

したがって、そのインセンティブが入っていない法案について、脱原発だとおっしゃっている菅総理はどういうふうに思われるのかという指摘なのであって、別に海江田大臣が言われたのはそのとおりですから、もう御答弁は結構ですから、菅総理に伺いたいと思います。

○管内閣総理大臣 この条文の本身に関連して、浅尾委員が深く読み込まれた結果の一つの考え方だとお聞きをいたしました。

確かに、条文ということを超えて言えば、私も、今回の事故で使用済み燃料の方もどうかこれから処理するのか。実は、フランスに出かけたときに、フランスの方は、もしあれでしたら、自分の方で昔のように再処理を引き受けてもいいですよという提案もいただきました。ただ、それをお願いするとなれば、日本における再処理を半ばあきらめるという選択にもなってしまう。

今、浅尾さんはそこまで言われたのかどうか分かりませんが、少なくとも、この使用済み燃料の問題をどうするかは、今回事故のあった原発だけではなくて、事故のないところでも同じように蓄えられている、中間貯蔵庫もまだ十分は動いていませんし、蓄えられておりますので、その問題は、極めて本質的な問題として存在しているという認識は私にもあります。

ただ、そのこととこの法案が、そこまで何か考えて、それが撤退ができないような仕組みとして規定されているところまでは、もうちょっとと私も研究してみますけれども、そこまで結論を持つて私もそうだと、ちょっと私の立場で言い切れません。

○浅尾委員 要は、原子力発電所をやめようというインセンティブが個別の電力会社に与えられていない法案だということを指摘したわけであり

ます。

次に、菅総理は、私が初めて国会に当選をさせていたときに、当時の長銀、日債銀の特別公的管理ということがまさに言われているときの民主党の代表でございました。

私は、その法案の議論をするに当たって、当時民主党の代表の菅総理ともさまざまお話をさせていただきましてけれども、東京電力を単体で再生させる、他の電力事業会社を巻き込まないということ考えた場合には、さまざまな債務者がいる中では、もし東京電力が不測の債務超過になっていろいろなことが起きたら困るから、特別公的管理下に置いたらどうか。かつての長銀、日債銀というのも債務者がいっぱいいました。それをきれいにするというか、不測の事態がないように特別公的管理ということ、まさに当時民主党の代表の菅総理が当時の自民党に丸のみをさせたわけでありまして、同じ発想を今回の東京電力についてどうしてとらないのかということをお願いしたいと思います。

○管内閣総理大臣 まず一つの大きな違いは、御指摘の問題は金融危機のときでありまして、長銀、日債銀が破綻してしまつと、我が国ばかりでなく、日本発の世界金融恐慌を招きかねないという心配がありまして、そういう意味で一時国有化というスキームを民主党として提案し、今おっしゃったように、自民党の賛同を得てそういう処理をいたしたわけです。

東電についても、あるいはそういう選択肢も決してゼロだとは思いません。ただ、金融のときの世界金融恐慌といった要素は全く東電の場合にはありませんので、それは別の意味で、この原子力発電所のリスクを一つの民間企業として負うことがいいのかどうかということを含めた現在の問題、あるいは近い未来の問題での選択の一つの考え方としては、一般論としてはあろうと思いますが、今御指摘の問題との性格はかなり違っている、こう思っております。

○浅尾委員 電力の問題のリスクは、原子力発電

所の問題と、あとは大規模停電の問題だと思ひますので、そういったことにならないように、しっかりと債務者に對して保護をするという必要性があるだろうという意味で申し上げたわけでございます。

次に、きょうの委員会の中でも議論がございました。今回の事故は異常に巨大な天災地変ではないということになっているわけでありまして、それがいいということ自体、私はそう解釈をするということだと思ひますが、一方で、先般、本会議で菅総理は、自民党政権時代の失政もあるんだということを言っております。異常に巨大な天災地変でないとなると、そこには行政の過失もあると。

自民党時代の失政ということは、当時の行政の過失を認めるということですが、政権自体は、国民に対して、あるいは株主に対しては連続しているわけでありまして、そういうことを現総理が認められるということは、仮に株主が損害賠償請求をしたら、総理としては過失があつたという意図でその発言をされたという理解でよろしいですか。

○管内閣総理大臣 本会議での答弁では、私に対する失政ということ言われたものですから、私にも失政がゼロだとはもちろん申し上げませんが、この原子力事故に関しては、長く政権の場におられた政党にもそれはそれとしての責任があるのではないかと趣旨で申し上げたので、個別に申し上げたわけではありません。

その上で言えば、今回の事故について、人災という言葉、いろいろな言葉がありますけれども、少なくとも、もちろん未曾有ではありませんけれども、大きな地震そして津波を予想し切れなかったという重大事故につながつたということについては、私は、国策として原子力政策を進め、そしていろいろなルールの中で基準を決めてそれを認めてきたという、そういう広い意味での責任はあろうと思ひます。ただ、それがストレートに補償

云々の問題になるのかどうか。これは、裁判ということになれば、裁判官の判断だと思います。

○浅尾委員 今まさに、予測し切れなかったという御発言がございました。実は、予測し切れなかったということは、津波に対する堤防の高さを決めるということにあらわれているわけでありまして、福島第一原発の堤防の高さを決めた当時の保安院の院長、これは以前も海江田大臣に質問をさせていただきまして。現在の経済産業省の事務次官でございます。

この事務次官の任期をどうもさらに延ばすということについて、私は、その責任が、彼が個人的に賠償を負うべきものかどうかは別として、結果として、まさにその予測できなかった責任があるというふうに総理がおっしゃっているわけですから、その責任はあるというふうに思うわけであり

ます。

そのことに対して海江田大臣は、いや、責任をとるべきは私だということであつて委員会の中で御答弁いただいたことを覚えておりますが、私は、責任をとるべきということではない、そのときそのときの立場にあつた人はやはり責任があるんだと思ひます。その人が次官として任期が延ばされるということは、やはり問題があるだろうというふうに思ひます。

そのことと、国会の中でもさまざま議論をされております。きょう、同僚の柿澤議員から理事会場でお願いをさせていただきましたが、残念ながら認めていただけてませんでしたけれども、古賀茂明さんという方がどうも退職勧奨を受けているというところであります。では、彼がさまざまテレビに出ているということでありますが、調べてみたら、どうも勤務時間中に出ていたという事実もないわけでありまして。テレビに出て自分の考え方を発表する方が、堤防の高さを高いのになつたというよりも責任が重い、世の中に対して責任が重いというふうに判断をされるのかどうか、この点について菅総理大臣に伺いたいと思ひます。

○海江田国務大臣 後ろの話はもう私は答弁する  
気がありませんので。どうぞ私に直接言つてきて  
くださいと何度も申し上げておりますから、どう  
ぞ私へ直接言つてきてくださいということ。

前段でございますが、委員、あるいは柿澤さん  
ですか、前にもそのお話がありまして、調べてみ  
たんですが、これは平成十四年の二月の時点です  
か、この時点の保安院長は別の方、それから次官  
も、今の次官とは別の方でありますので、その  
点、お間違えのありませんように。

○浅尾委員 保安院の院長として、それでいいと  
いうことじゃなくて、その後それで認めてきたわ  
けでしょう。そのことを申し上げているわけ  
です。

○海江田国務大臣 今お尋ねのあった点は、最初  
にあった点は、たしか、その人がそういう基準を  
つくったとおっしゃったはずでありまして、今お  
尋ねの件はちよつと違うと思いますので、改めて  
正確な御質問をいただきたいと思います。

○黄川田委員長 もう一度質問してください。

○浅尾委員 では、事実関係を申し上げてまいり  
ますけれども、保安院の院長であつたことは間違  
いございませんね。

○海江田国務大臣 それは間違いございません。  
○浅尾委員 五メートルでいいということについ  
て、その後も訂正していなかつたということは、  
事実、間違いないわけですよ。

○海江田国務大臣 今回の事故に至るまで、それ  
は、さらなる安全性を高めた、さらなる高い堤防  
が築かれていなかったということでございますか  
ら、その意味では、その後何代いるかちよつと今  
手元に資料はございませんが、その後何代もの院  
長がそういったことには手を打つてこなかつたこ  
うでございます。

○黄川田委員長 浅尾慶一郎君。持ち時間が過ぎ  
ておりますので、まとめてお願いいたします。

○浅尾委員 時間になりましたので終わりますけ  
れども、現在の事務次官の方が、もし、単なる不  
作為ということではなくて、ある依頼があつたに

もかわらず不作為だったということになれば、  
それは責任が大きいということを上上げて、質  
問を終えたいと思います。

○黄川田委員長 これにて浅尾君の質疑は終了し  
ました。

次回は、明十三日水曜日午後零時五十分理事  
会、午後一時委員会を開会することとし、本日  
は、これにて散会いたします。

午後五時四分散会





平成二十三年七月二十日印刷

平成二十三年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F